

自己点検評価書

[2024年度]

令和7(2025)年10月
尚絅学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準1. 使命・目的	8
基準2. 内部質保証	11
基準3. 学生	19
基準4. 教育課程	39
基準5. 教員・職員	46
基準6. 経営・管理と財務	57
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	67
基準A. 地域連携	67
基準B. デジタル化の推進と情報教育の充実	78
V. 特記事項	87

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 尚絅学院大学・尚絅学院大学大学院の建学の精神・基本理念

尚絅学院は、明治 25 (1892) 年アメリカ合衆国の西部バプテスト女性外国伝道協会から派遣された女性宣教師たちによって、キリスト教教育のための「尚絅女学会」として創設された。以来今日まで、創設者の思いである「キリスト教精神に基づく教育によって、自己を深め、他者と共に生きる人間を育てる」ことを建学の精神として、守り、継承してきた。

校名の由来である「衣錦尚絅」は、中国の『礼記』の編章である古典『中庸』の一節であり、金や銀、色鮮やかな糸で織られた美しい着物を着ていたとしても、それを見せびらかせて驕るのではなく、その上に質素な麻の打ち掛けをまとい、錦のきらびやかさをつましく被う君子の道を説いた言葉である。後に、本学院尚絅女学校初代校長アニー・S. ブゼルによって、その精神を示す聖句として新約聖書ペトロの手紙一第 3 章 3 節・4 節「あなたがたの装いは、編んだ髪や金の飾り、あるいは派手な衣服といった外的的なものであってはなりません。むしろそれは、柔軟でしとやかな気立てという朽ちないもので飾られた、内面的な人柄であるべきです。このような装いこそ、神の御前でまことに価値があるのです。」が選ばれた。

尚絅学院大学及び尚絅学院大学大学院は、平成 15 (2003) 年度に大学を、平成 19 (2007) 年度に大学院を開設し、以来、建学の精神に則り、「キリスト教精神と豊かな教養によって内面をはぐくみ、他者への愛と奉仕の心をもって社会に貢献する人間を育成する」ことを教育理念としている。

2. 尚絅学院大学・尚絅学院大学大学院の使命・目的

本学院初代校長アニー・S. ブゼルの教育方針は、「時代を生き抜く力は、単なる物知りでなく、働く人物即ち自己の生存する時代の要求に応ずることのできる者を養う。」というものであり、これは、従来の知識の体系的な修得から、課題（他者）への貢献に焦点を当てた「時代の要求に応える力」を一人ひとりの興味や関心に即して身につけさせるということである。

尚絅学院大学は、建学の精神・教育理念に基づき、教育の目的を学則第 1 条に「本学は、キリスト教の精神に基づき人格の陶冶をめざし、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究すると共に、国際的視野に立って文化の向上と人類の福祉に貢献できる人材を育成することを目的とする。」と定めている。【資料：尚絅学院大学学則 第 1 条】

この目的を達成し、さらに「時代の要求に応える力」を学生一人ひとりに身につけさせるために、令和元 (2019) 年度に学群・学系制を導入し、1 学部・6 学科体制を 3 学群 5 学類体制に改編した。【資料：尚絅学院大学学則別表 1（学則第 1 条第 2 項）各学群・学類の目的】

尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科は、建学の精神・教育理念に基づき、教育の目的を、大学院学則第 2 条に「本大学院は、キリスト教の精神に基づき人格の陶冶をめざし、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、精選した学識と研究能力を養うことによって、広く文化の向上と人類の福祉に貢献できる人材を育成することを目的とする。」と定めている。

この目的を達成するため、大学院に 3 専攻を設置してきたが、現代社会が直面する公共的諸課題の解決を目指して学際的に探究し、コミュニケーション能力と発信能力の発展に貢献できる人材を養成するために、令和 5 (2023) 年度に公共社会学専攻を新たに設置した。【資料：尚絅学院大学大学院学則第 1 条】

3. 尚絅学院大学の個性・特色

本学は、学生数約 2,000 人の小規模大学であり、教員が学生一人ひとりの個性と人格を尊重したきめ細やかな教育を行っている。本学の個性・特色として、以下のことが挙げられる。

①学群・学系制による横断的な学びの実現

本学では、学修者本位の教育を実現するために、学生が自分の目標や興味に合わせて、学びたい学問領域を選択できる教育システム（学群・学系制）を導入している。教員が一つの学系に所属することで、学生の教育のニーズに応じて必要とされる教育に当たることが可能となり、学生は、専門分野の学びに加え、一人ひとりの学びの最適化により、分野横断的な学びの実現が可能となっている。

②アドバイザー制度の導入

本学では、一人の学生に対し、教員が大学の学びの最適化と将来計画、大学生活・進路等について相談に応じる「アドバイザー制」を取り入れている。

アドバイザーは、定期的な面談の他、必要に応じて実施する面談を通して、学生の状況を把握するとともに必要な支援を行っている。履修指導等の教務関連や学生生活・進路関連については、学生の最初の相談窓口となるが、アドバイザーでは解決できない場合は専門的な担当部局へつなげ、問題の解決に向けた支援を行っている。必要に応じて保護者との連絡や面談も隨時行っている。

③SDGs への取り組み

本学では、建学の精神「キリスト教の精神に基づき、他者と共に生きる」に通底する「地球上の誰一人として取り残さない」という SDGs の理念に賛同し、グローバルな視点を持つつ、東北の諸課題の解決に焦点を当てた教育・研究活動に取り組んでいる。

具体的には、学生が学びの中で SDGs との関連を意識できるよう、授業科目に SDGs の 17 のゴールと授業内容とのつながりを設定し、シラバスに明示している。また、正課以外の活動にも力を入れており、県内中心街で本学が開催しているイベント「SDGs マルシェ」は、本学の学生・教職員の SDGs 活動紹介や研究発表のみならず、県内の企業・行政、活動団体や高校生の活動紹介の場として活用されており、イベントを見に来た一般市民をも交えて、広く SDGs についての理解と実践への働きかけを行っている。

④地域実践、地域連携への取り組み

本学では、地域・社会貢献を教育・研究に並ぶ本学の第三の柱と位置づけ、地域連携方針のもと、地域の人材育成と諸課題の解決に向けて取り組んでいる。

学生の学びにおいては、学群・学類に地域と連携した実践的な授業科目を配置しており、様々な地域でフィールドワークを実践している。正課以外の活動では、地域で行われるイベントやコンテストへの参加等、学生自らが地域の中で様々な活動を行いながら、地域社会の活性化・発展に貢献している。

＜地域連携方針＞

1. 地域の未来を創出する人材を育成する。（地域人材の育成）
2. 大学の総合的なリソースを地域に還元し、地域社会の発展に貢献する。（地域連携活動）
3. 地域と協働する教育研究を強化・推進し、豊かな未来を実現する。（連携研究）

【資料：大学ホームページ 尚絅学院大学地域連携センター事業報告書 2024】

II. 沿革

1. 本学の沿革

年	事項
明治 25 (1892) 年	米国バプテスト派婦人宣教師ラヴィニア・ミードにより尚絅女学会開校
明治 29 (1896) 年	エラ・オー・パトリックホーム落成
明治 32 (1899) 年	私立学校令により私立尚絅女学校として正式に認可
大正 9 (1920) 年	3年制高等科（英文科・家事科）を設置
昭和 4 (1929) 年	高等科校舎（インディアナビルディング）（八幡校舎）落成
昭和 11 (1936) 年	高等科を専攻部と改称、保母科・商科を設置
昭和 15 (1940) 年	英文科、商科を廃止、専攻部選科を家事選科と改称
昭和 21 (1946) 年	専攻部に英文科を設置
昭和 23 (1948) 年	校名を尚絅女学院と改称、体育科を設置
昭和 25 (1950) 年	尚絅女学院短期大学開学、家政科（定員 30）・英文科（定員 35）設置
昭和 26 (1951) 年	家政科（定員 30→定員 40）、英文科（定員 35→定員 40）入学定員変更
昭和 27 (1952) 年	家政科が栄養士養成施設として指定を受ける
昭和 29 (1954) 年	家政科（定員 40→定員 80）入学定員変更
昭和 30 (1955) 年	保育科（定員 30）設置
昭和 31 (1956) 年	尚絅女学院幼稚園を設置
昭和 34 (1959) 年	家政科（定員 80→定員 100）、保育科（定員 30→定員 50）入学定員変更
昭和 38 (1963) 年	保育科が保母養成施設として指定を受ける
昭和 39 (1964) 年	家政科（定員 100）を家政専攻（定員 50）、食物栄養専攻（定員 100）に分離し、入学定員変更 保育科（定員 50→定員 65）入学定員変更 専攻科保育専攻設置（定員 10）
昭和 42 (1967) 年	荒巻校舎（中山校舎）落成、英文科設置（定員 100）
昭和 43 (1968) 年	保育科を荒巻校舎（中山校舎）に移転
昭和 44 (1969) 年	保育科（定員 65→定員 100）入学定員変更
昭和 51 (1976) 年	家政科家政専攻（定員 50→定員 100）入学定員変更
昭和 57 (1982) 年	尚絅女学院幼稚園を尚絅女学院短期大学附属幼稚園と改称
昭和 59 (1984) 年	東校舎落成
昭和 60 (1985) 年	家政科家政専攻（定員 100→定員 150）、保育科（定員 100→定員 150）、英文科（定員 100→定員 150）入学定員変更
平成元 (1989) 年	中山、八幡にあった短期大学キャンパスを名取市に統合移転 名取校舎完成、人間関係科設置（定員 100）
平成 3 (1991) 年	家政科家政専攻（定員 150→定員 200）、保育科・英文科（定員 150→定員 200）、人間関係科（定員 100→定員 150）期限付入学定員増
平成 5 (1993) 年	家政科家政専攻を生活科学科生活科学専攻に名称変更 家政科食物栄養専攻を生活科学科食物栄養専攻に名称変更
平成 6 (1994) 年	専攻科食物栄養専攻設置（定員 10） 専攻科食物栄養専攻及び保育専攻が学位授与機構より認定
平成 7 (1995) 年	専攻科生活科学専攻設置（定員 10） 専攻科生活科学専攻が学位授与機構より認定

平成 11 (1999) 年	学位授与機構認定専攻科 〃	食物栄養専攻 1 年制 (定員 10) 廃止 食物栄養専攻 2 年制 (定員 20) 設置
平成 14 (2002) 年	学位授与機構認定専攻科 〃	保育専攻 1 年制 (定員 10) 廃止 保育専攻 2 年制 (定員 20) 設置
平成 15 (2003) 年		学校法人尚絅女学院を学校法人尚絅学院と改称 尚絅学院大学開学 (男女共学) 総合人間科学部 健康栄養学科 (定員 100) 設置 人間心理学科 (定員 100、編入学定員 20) 設置 尚絅女学院短期大学を尚絅学院大学女子短期大学部に名称変更 生活科学科を生活創造学科に名称変更・(定員 175→定員 130) 入学定員変更 英文科 (定員 175→定員 130) 入学定員変更 尚絅女学院短期大学附属幼稚園を尚絅学院大学女子短期大学部附属幼稚園と改称
平成 16 (2004) 年	尚絅学院大学女子短期大学部	生活科学科食物栄養専攻・人間関係科廃止
平成 18 (2006) 年	学位授与機構認定専攻科 〃	食物栄養専攻 2 年制 (定員 20) 廃止 生活科学専攻 1 年制 (定員 10) 廃止
平成 19 (2007) 年		尚絅学院大学大学院を開学 総合人間科学研究科 心理学専攻 (定員 6) 設置 健康栄養科学専攻 (定員 6) 設置 尚絅学院大学 総合人間科学部 表現文化学科 (定員 60 編入学定員 10) 設置 現代社会学科 (定員 80 編入学定員 10) 設置 生活環境学科 (定員 60 編入学定員 10) 設置 総合人間科学部 人間心理学科 (定員 100→定員 80) 入学定員変更・(定員 20→定員 10) 編入学定員変更 健康栄養学科 (定員 100→定員 80) 入学定員変更
平成 20 (2008) 年	尚絅学院大学女子短期大学部	生活創造学科・英文科廃止
平成 21 (2009) 年	図書館棟・実習棟落成	
平成 22 (2010) 年		総合人間科学部 子ども学科 (定員 80 編入学定員 10) 設置 エラ・オー・パトリックホームを名取キャンパスに移築復元 尚絅学院大学女子短期大学部附属幼稚園を尚絅学院大学附属幼稚園と改称 ジャドソン大学 (アメリカ) と協定締結
平成 23 (2011) 年	尚絅学院大学女子短期大学部	保育科廃止
平成 24 (2012) 年	大学礼拝堂落成	
平成 25 (2013) 年	大連理工大学 (中国) と協定締結	
平成 27 (2015) 年	生活環境学科を環境構想学科に名称変更 弘光科技大学 (台湾) と協定締結	
平成 28 (2016) 年	シカゴ心理専門職大学院 (アメリカ)、培材大学 (韓国)、ハバロフスク地方芸術専修大学 (ロシア)、浙江越秀外国语学院 (中国) と協定締結 尚絅学院大学大学院 臨床心理実習棟落成	
平成 29 (2017) 年	大学院総合人間科学研究科 人間学専攻 (定員 6) 設置 川崎町と包括連携協定締結 宮城県教育委員会と包括連携協定締結	

	ロシア国立芸術学研究所（ロシア）と協定締結
平成 30（2018）年	尚絅学院大学ブランドコンセプト「Passion with Mission」制定 青森県と「UIJ ターン就職促進に関する協定」締結 ダナン大学師範大学（ベトナム）、オリンピックカレッジ（アメリカ）と協定締結 アジア太平洋大学交流機構（UMAP）加盟
令和元（2019）年	尚絅学院大学を 3 学群・5 学類体制に改編 人文社会学群 人文社会学類（定員 200 編入学定員 4）設置 心理・教育学群 心理学類（定員 60 編入学定員 2）設置 子ども学類（定員 80 編入学定員 2）設置 学校教育学類（定員 40 編入学定員 2）設置 健康栄養学群 健康栄養学類（定員 80）設置 イオンモール名取に地域連携交流プラザ開設 国立ゲルツェン教育大学（ロシア）、嶺南師範学院（中国）と協定締結
令和 2（2020）年	仙台大学と連携協力に関する協定を締結 亘理町教育委員会と連携協力に関する協定を締結 大衡村と包括協定に関する協定を締結 山元町教育委員会と連携協力に関する協定を締結 第 2 体育館・トレーニング棟落成
令和 4（2022）年	尚絅学院 創立 130 周年 塩竈市教育委員会と連携協力に関する協定を締結 国立サザンクロス大学（オーストラリア）と海外交流協定を締結 株式会社ベガルタ仙台、障がい者サポートーズ Golazo! とインクルーシブスポーツキャラバン及び相互協力連携に関する協定を締結
令和 5（2023）年	尚絅学院大学 開学 20 周年 尚絅学院大学大学院 総合人間科学研究科公共社会学専攻（定員 6） 設置 尚絅学院大学総合人間科学部 子ども学科廃止
令和 6（2024）年	尚絅学院大学総合人間科学部 表現文化学科・現代社会学科・環境構想学科廃止
令和 7（2025）年	地域連携交流プラザを閉設し、仙台市太白区に尚絅学院大学長町サテライトプラザ開設 尚絅学院大学総合人間科学部 健康栄養学科廃止

2. 本学の現況（令和 7（2025）年 5 月 1 日時点）

・大学名

尚絅学院大学、尚絅学院大学大学院

・所在地

宮城県名取市ゆりが丘四丁目 10 番 1 号

・学部構成

<大学>

(人)

学 群	学 類	入学定員	3 年次 編入学定員	収容定員
人文社会学群	人文社会学類	200	4	808
心理・教育学群	心理学類	60	2	244
	子ども学類	80	2	324
	学校教育学類	40	2	164
健康栄養学群	健康栄養学類	80	—	320
合 計		460	10	1,860

<大学院>

(人)

研究科	専 攻	入学定員	収容定員
総合人間科学研究科	心理学専攻（修士課程）	6	12
	人間学専攻（修士課程）	6	12
	公共社会学専攻（修士課程）	6	12
	健康栄養科学専攻（修士課程）	6	12
合 計		24	48

・学生数、教員数、職員数

○学生数

<大学>

(人)

学群	学類	1 年	2 年	3 年	4 年	合計
人文社会学群	人文社会学類	152	174	206	218	750
心理・教育学群	心理学類	71	73	80	68	292
	子ども学類	51	49	47	60	207
	学校教育学類	27	44	39	48	158
健康栄養学群	健康栄養学類	77	77	70	63	287
計		378	417	442	457	1,694
総合人間科学部	人間心理学科	—	—	—	1	1
計		—	—	—	1	1
合 計		378	417	442	457	1,695

(注) 大学は、令和元（2019）年度に学群・学類に改編。

総合人間科学部は、令和元（2019）年度から募集を停止し、在籍する学科生の卒業をもって学科を順次廃止している。

<大学院>

(人)

研究科	専攻	1 年	2 年	合計
総合人間科学 研究科	心理学専攻（修士課程）	6	8	14
	人間学専攻（修士課程）	2	1	3
	公共社会学専攻（修士課程）	0	5	5
	健康栄養科学専攻（修士課程）	0	2	2
合 計		8	16	24

○教員数

<学群・研究科別>

学群・研究科	教授	准教授	講師	助教	合計	(人)
学長	1	—	—	—	1	
人文社会学群	17	11	2	0	30	
心理・教育学群	17	9	7	0	33	
健康栄養学群	9	5	1	0	15	
合 計	44	25	10	0	79	

(注1) 大学院総合人間科学研究科は、大学教員が兼担している。

<学系部門別>

部門	教授	准教授	講師	助教	合計	(人)
学長	1	—	—	—	1	
人文部門	8	4	1	0	13	
社会部門	8	4	1	0	13	
心理部門	6	3	0	0	9	
教育部門	5	5	4	0	14	
理工・自然部門	3	3	0	0	6	
健康栄養部門	9	5	1	0	15	
芸術・スポーツ部門	4	1	1	0	6	
教職課程部門	0	0	2	0	2	
合 計	44	25	10	0	79	

(注1) 学長を除き、教員は学系（部門）に所属。

(注2) 人数は、上記<学群・研究科別>教員数と重複してカウントしている。

(注3) 教職課程部門に1名授業を担当しない講師を含む。

○職員数

(人)

職 員		人數
大学事務部	専任職員	36
	嘱託職員	11
	臨時職員	6
	契約職員	0
計		53
経営管理部	専任職員	10
	嘱託職員	0
	臨時職員	0
	契約職員	0
計		10
合 計		63

(注1) 経営管理部の人数は、経営管理部職員として発令されているが大学の業務を行っている者の数を記載。

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

建学の精神や理念、大学、大学院の使命・目的及び教育目的については、本学ホームページに公表し、学内外へ周知している。【資料：尚絅学院大学ホームページ 教育理念・目的】

学生には、入学時に配付する履修ガイドに「尚絅学院大学について」のページを設け、建学の精神や校名の由来、教育理念と目的等を掲載し周知している。【資料 F-5：履修ガイド 2024 年度入学生用 1 ページ】さらに、大学 1 年生を対象に、平成 23（2011）年度から自校学である「尚絅学」を必修科目として開講し、建学の精神に関連した内容を教授している。【資料：シラバス（電子データ）尚絅学】

建学の精神については、履修ガイドに本学の建学の精神「キリスト教精神に基づく教育によって、自己を深め、他者と共に生きる人間を育てる」について記載し、学生へ周知を行っている。【資料：履修ガイド「建学の精神」】さらに、建学の精神を表している聖句を学生が日常的に目にできる場所に掲げると共に、「衣錦尚絅」の額を学内数か所に掲げている。

1-1-② 中長期的な計画への反映

建学の精神や理念、本学の使命・目的及び教育目的を踏まえ、平成 30（2018）年度に「尚絅学院大学第 4 次中期計画 Mission 19 Goodness～時代を生き抜く力～」（令和元（2019）～令和 6（2024）年度計画）を策定し、本学の使命・目的及び教育目的を具体的な達成方策に反映している。

中期計画は、変化の激しい昨今の状況から毎年総括し、見直しを行っている。中期計画の目標として、「1. 学修者本位の教育の充実」「2. 学生の成長がもたらす好循環の確立」を掲げており、3 つの VISION と 19 の重点課題について、各部局で達成方策を検討し実行している。【資料：第 4 次中期計画 Mission 19 Goodness～時代を生き抜く力～】

なお、第 4 次中期計画が令和 6（2024）年度末で完了したことから、第 5 次中期計画（令和 7（2025）～令和 11（2029）年度計画）を新たに策定した。【資料：大学ホームページ 第 5 次中期計画】

【表 1-1-A】3 つの VISION と 19 の重点課題

VISION	重点課題
1. 建学の精神に基づく人間教育 ～心を響かせる～	1-①キリスト教教育の充実
	1-②多様性を認め、協働する態度の育成
	1-③SDGs への取り組み
	1-④学修の内的動機付け
	1-⑤地域社会への貢献（ボランティア活動を含む）
	1-⑥同窓会などとの連携強化
2. 学びの最適化及び高度化の実現 ～自信をみがく～	2-①学修者本位の教育へのさらなる進化
	2-②教育の質の保証と情報発信
	2-③高大接続改革の推進
	2-④多様な学生への支援体制の整備
	2-⑤学生生活の充実
	2-⑥専門分野、大学の「カバ」を越えた資源の活用
	2-⑦研究機能の高度化、大学院の充実
3. 多様な価値観が集まるキャンパス ～キャンパスをひらく～	3-①地域連携・交流の推進
	3-②国際交流の推進
	3-③世代を越えた「知識の共通基盤」の構築
	3-④スポーツ交流の推進
	3-⑤教育・研究活動の成果の社会への発信と情報公開の推進
	3-⑥教育・研究を支える基盤の構築

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーについては、本学の建学の精神、教育理念・目的を反映し、大学の学群・学類、大学院の専攻ごとに策定している。

特にアドミッション・ポリシーについては、試験区分ごとに定め、どの入試でどのような入学生を求めているかを明確に定めている。【資料：大学ホームページ 尚絅学院大学 3 つのポリシー】【資料：尚絅学院大学 2025 年度入学試験要項 アドミッション・ポリシー】

また、三つのポリシーをチェックするために、アセスメント・ポリシーを定め、自己点検・評価委員会において、点検結果の確認を行っている。【資料：大学ホームページ アセスメント・ポリシー】

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的を達成するために、令和元（2019）年度から大学の教育組織として、3 学群 5 学類を設置している。その中で、人文社会学類に 5 つの領域（現代社会領域、地域実践領域、共生環境領域、国際文化領域、メディア表現領域）、学校教育学類に 3 つの領域（小・中学校（国語）領域、小・中学校（保健体育）領域、小・特別支援領域）を設けている。【資料：尚絅学院大学学則第 5 条】

また、教育目的の「国際的視野に立って」に対応するため、人文社会学類内に「国際文化領域」を、全学的には「国際交流センター」を開設し、グローバルな視点をもって世界、日本、東北における共生社会の形成を担う人材育成を行っている。

大学院は、1 研究科 4 専攻を設置している。その中で、心理学専攻においては、2 つのコース（臨床心理学コース・心理行動科学コース）を設けている。【資料：尚絅学院大学院学則第 5 条】

研究組織としては、令和元（2019）年度から学系制を取り入れており、学系に 8 部門を

設置し、「高度にして専門的な学術の理論及び応用」に対応した研究活動を進めている。

また、学内に「総合人間科学会」を設立しており、教員が互いの研究活動を高められるよう学会運営及び学会発表を毎年実施している。【資料：尚絅学院大学総合人間科学会規約】【資料：尚絅学院大学組織運営規程】

1-1-⑤ 変化への対応

学則第2条には「本学は、その教育水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自己点検及び自己評価を行う。」、大学院学則第3条には「本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動の状況について自己点検及び自己評価を行う。」と定められており、自己点検・評価委員会において、使命・目的及び教育目的が社会情勢の変化に対応しているかを適時点検し評価している。

平成15（2003）年度の大学開学以降20年余にわたり、建学の精神に基づきながらも、時代の変化に応じて使命・目的及び教育目的について見直しを行い、教育体制の改編を実施してきた。特に、令和6（2024）年度は、第5次中期計画の策定と併せて、社会情勢や時代が求める人材の養成について三つのポリシー及びカリキュラム改編の検討を行っており、令和8（2026）年度改編完了を目指して作業を進めている。【資料：時代の変化に合わせた教育体制の変遷】

【基準1の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は、令和元（2019）年度開設の学群・学類体制や第4次中期計画を策定するにあたり、平成30（2018）年度にブランドコンセプトを作成し、尚絅学院大学の使命・目的及び教育目的に基づいた教育の個性・特色を明示してきた。これらは、大学案内や大学ホームページに掲載して周知するとともに、3つの尚絅VISIONを基本とした教育・研究活動等を積極的に実践してきた。学群・学類制の完成年度を迎えた令和5（2023）年度以降、大学における地域連携活動や教育・研究事業の取組においてその成果が出てきている。

【表1-1-B】尚絅学院大学ブランドコンセプト

ブランドコンセプト

＜ブランドステートメント＞

Passion with Mission

熱い心、響かせる

東北に生きる人々の力になりたい、もっとしたいこと、できることがある。
尚絅学院大学は、各々の内面にある熱意を高め、実現する力を育成します。
そのために、学生と教職員が一つになって、尚絅VISIONを追求します。

＜尚絅VISION＞

教育研究と社会貢献のあらゆる活動のなかで、本学のブランド価値を高める最も重要な3大方針。

1. 心を響かせる 共感を熱意にし、自分を高める。 目の前の人や地元をもっと元気にする、 東北一の大学をめざします。	2. 自信をみがく 小さな「面白い！」をつみ重ね、自信にする。 学問と実践の接点をめいっぱい経験する、 東北一の大学をめざします。	3. キャンパスをひらく 多様な人々と率先して交わり、地域に 貢献する。わざわざ来たくなる懶わいを 創る、東北一の大学をめざします。
---	--	---

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

建学の精神及び大学・大学院の使命・目的については、激動する社会にあっても大きく変わるものではないが、AIの急速な発展、少子化問題、地方における急激な人口流出による地域人口の減少など、その時代の社会的課題に対応出来得る人材育成を行うことが本学の使命であると考える。また、本学では令和6(2024)年度・令和7(2025)年度大学入学者数の大幅な減少への対応が早急に求められている。

自己点検・評価や外部評価委員会での意見等からは、AI時代に対応できる人材養成や、地元志向が強くても県外に出ていく学生達をいかに地域に定着させるかといかれた課題が見えてきている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

上記の課題に対し、第5次中期計画の策定と併せて大学の将来構想検討を開始した。外部評価委員会での意見等も踏まえ、3つのポリシーの見直し及びカリキュラム改正等、学生が「時代の要求に応える力」を身につけるための情報教育の強化を中心に、令和8(2026)年度からの大学改編を予定している。

基準2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、「大学学則」第2条及び「大学院学則」第3条において、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について自己点検及び自己評価を行い、その結果を公表することを定めている。

本学は、これまでにも「尚絅学院大学自己点検・評価委員会規程」に基づき自己点検及び自己評価を行い、定期的に外部評価及び認証評価を受け、その結果を公表してきたが、内部質保証の機能をより確実なものとするため、令和5(2023)年4月に「尚絅学院大学内部質保証に関する基本方針」及び「尚絅学院大学内部質保証規程」を制定し、内部質保証に関する全学的な方針を明示した。

「内部質保証規程」では、「本学を構成する学群、学類、研究科、本学に関わる全ての組織（以下「部局等」という。）及び教職員は、内部質保証の方針に基づき、それぞれの業務と役割について、自律的に改善を行い、内部質保証に努めることを達成すること」を内部質保証の責務と定めている。それらを達成するために、本学に内部質保証委員会、大学自己点検・評価委員会、さらに、大学自己点検・評価委員会のもとに、具体的な専門的作業を行う自己点検・評価専門委員会と教員評価専門委員会を設置している。

内部質保証委員会のもとに、アセスメント・ポリシーに基づき収集された基礎データ、各種アンケート調査、各種統計データ等を用いて教育研究活動等の実態や成果に関する情報の収集・分析を行うためIR（Institutional Research）推進専門委員会を設置している。

さらに、内部質保証の客観性を担保するため、第三者機関として、学外の有識者を委員とする尚絅学院大学外部評価委員会を設置している。第三者の立場から検証・評価を行い、本学の教育水準の向上と組織運営の活性化に資する提言をいただいている。

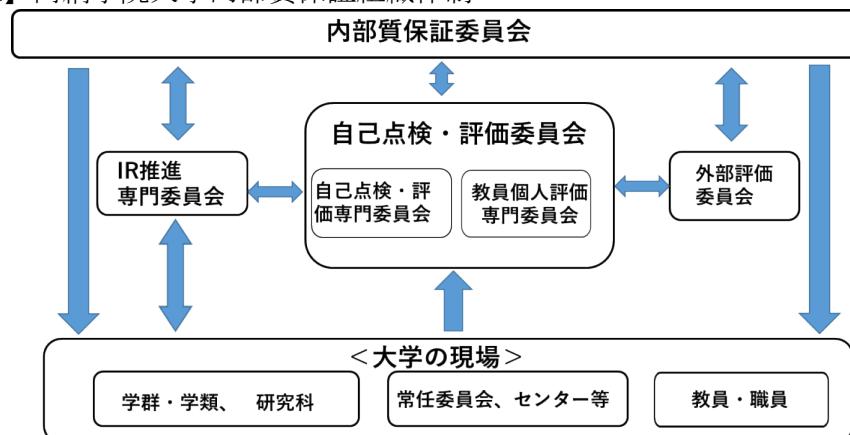
内部質保証の責任体制については、内部質保証委員会規程に基づき、学長が内部質保証委員会の長として、自己点検・評価委員会が作成した「自己点検評価書」をもとに、部局等の改善事項を策定し、改善指示を出している。部局等は、内部質保証委員会から出された改善指示に対する対応の検討・改善方策の実施を行い、対応状況を学長へ報告することとしている。

以上のことから、学長は、本学の内部質保証体制のもとでPDCAサイクルを回すこと、内部質保証を推進し、組織的な改善・改革を実施している。【資料：尚絅学院大学内部質保証に関する基本方針】【資料：尚絅学院大学内部質保証規程】

本学の内部質保証のための恒常的な組織体制及び責任体制は、以下の通りである。

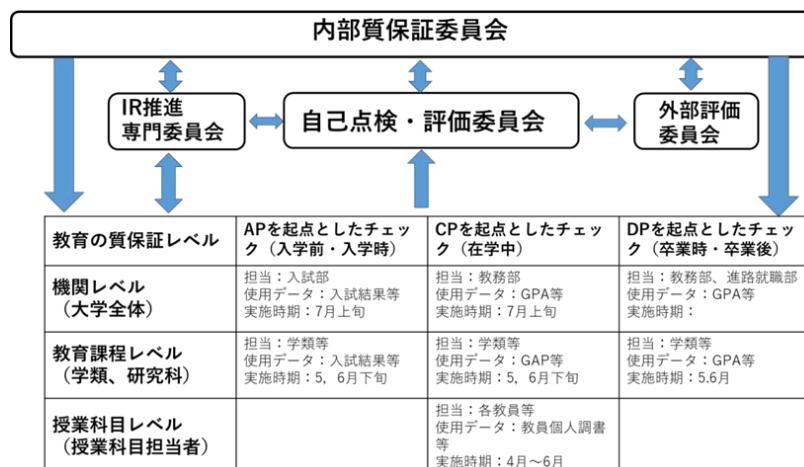
「尚絅学院大学内部質保証規程」に基づき、大学・大学院の教育研究活動及び管理運営に関わるそれぞれの部局等が、その業務と役割について自律的に改善を行うことを求めている。

【表 2-1-A】尚絅学院大学内部質保証組織体制



さらに、内部質保証の中核である教育の質保証については、アセスメント・チェックリストをもとに、三つのポリシーを起点とする教育の質保証の確認について、機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学類、研究科）、授業科目レベル（授業科目担当者）で行っている。

【表 2-2-A】尚絅学院大学教育の質保証体制



a) 内部質保証委員会

自己点検・評価結果を確実に改善・改革に繋げ、本学の内部質保証を推進するためには、内部質保証委員会を設置している。学長を委員長とし、副学長（総括担当）、副学長（教学担当）、自己点検・評価委員会委員長、大学事務部長、経営管理部長、総務課長が委員となっている。

この委員会は、自己点検・評価委員会から提出された自己点検・評価書の他、第4次中期計画の点検結果、アセスメント・チェックリスト、外部評価報告書等をもとに、部局等への改善方策を策定し改善指示を出している。

本委員会から出された改善指示は、部局等で検討・改善方策の実施等が行われ、対応状況報告は本委員会に提出することとしている。

これら一連の点検・評価・改善活動を通して、本学は学内で問題意識の共有を図り、組織的に改善・改革を行っている。【資料：尚絅学院大学内部質保証規程】【資料：教学・大学運営活動改善のお願い】【資料：アセスメント・チェックリスト】【資料：2024年度尚絅学院大学外部評価報告書】

b) 自己点検・評価委員会

内部質保証委員会のもとに、全学的な自己点検・評価を行うため自己点検・評価委員会を設置している。副学長（総括担当）を委員長とし、大学運営会議構成員（常任委員会部長、学群長、学類長、研究科長、大学事務部長、経営管理部長）の他、大学事務部各課長及び経営管理部各課長が委員となっている。

この委員会は、部局等において年度ごとに行う自己点検・評価をもとに全学的な自己点検・評価書を作成し、内部質保証委員会に提出を行っている。

なお、自己点検・評価委員会の中に、具体的な専門的作業を行うための自己点検・評価専門委員会と、教員の個人評価を行う教員個人評価専門委員会を設置している。

【資料：尚絅学院大学内部質保証規程】【資料：自己点検・評価委員会規程】【資料：尚絅学院大学教員個人評価の基本方針】【資料：尚絅学院大学教員個人評価運用内規】

c) IR 推進専門委員会

内部質保証委員会のもとに、IR 推進専門委員会を設置している。副学長（総括担当）を委員長とし、副学長（教学担当）、教務部長、大学事務部長、総務課長の他、委員長が必要と認めた者として、現在は情報システムセンター長及び IR データの活用・分析に長けている教員が委員となっている。

委員会では、アセスメント・ポリシーに基づき収集された基礎データや各種アンケート調査及び各種統計データ等を用いて、教育研究活動等の実態や成果に関する情報の収集・分析を行い、自己点検・評価活動のための客観的なデータの構築を行っている。令和6（2024）年度には IR 報告書を作成し FACT BOOK に掲載するとともに、教授会で共有している。【資料：尚絅学院大学内部質保証規程】【資料：尚絅学院大学 IR 推進専門委員会規程】【資料：尚絅学院大学教学 IR 運用規程】

d) 外部評価委員会

内部質保証委員会のもとに、「尚絅学院大学外部評価委員会規程」に基づき、外部評価委員会を設置している。この委員会は、本学の内部質保証の方針に基づく自己点検・評価活動について、第三者の立場から検証・評価を行い、本学の教育水準の向上と組織運営の活性化に質する提言を行うことを目的としている。

委員は、大学の運営に関し広くかつ高い見識を持つ学外の有識者が選ばれ、委員長は、委員の中から学長が指名し、原則として年2回実施される委員会において議長を務めている。

委員会は、原則として8月及び2月の年2回実施している。8月の委員会では、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める自己点検評価の基準の中から、当該年度に検証・評価していただきたい基準を選択（2つ程度）し、関連資料をもとに検証・評価が行われる。

委員会当日は、外部評価委員と学長、副学長、研究科長、選択された基準に関わる部局の部長（教員）及び課長（事務職員）、大学事務部長が出席し、本学の実施状況や課題等を説明後、委員と学内出席者とで質疑や意見交換が行われる。会議の後半は、外部評価委員のみで話し合いが行われ、出された意見等は「外部評価報告書」として本学に提出される。本学では、提出された「外部評価報告書」を学内で共有し、関連部局等の改善活動の検討・改善に反映している。

2月の委員会では、「外部評価報告書」に対する大学の対応（課題の把握と改善方策等）について委員会へ報告を行い、委員から総評をいただいている。

令和6(2024)年度は、基準A「地域貢献」について検証・評価をいただくため、9月4日及び2月10日に委員会を開催した。【資料：尚絅学院大学外部評価委員会規程】【資料：2024年度尚絅学院大学外部評価報告書】

以上のように、内部質保証委員会をはじめとする各委員会が、それぞれの役割を果たすことで本学の自己点検・評価及び改善活動が行われており、本学の内部質保証は組織的かつ責任ある体制として確立されている。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- ①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- ②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、自己点検・評価委員会が中心となって、令和5(2023)年度までは2年ごと、2024年度からは毎年、自己点検評価書を作成している。評価書作成については、日本高等教育評価機構の基準をもとに点検・評価項目を設定し、部局等で一次評価を作成し、それらをもとに自己点検・評価専門委員会が自己点検評価書としてまとめている。自己点検評価書作成におけるエビデンスは部局等で作成され、自己点検評価書作成時に、併せて提出されている。

作成された自己点評価書は、大学ホームページに掲載し情報共有されている。併せて、令和6(2024)年度受審の公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価結果を、大学ホームページに掲載し公表している。【資料：大学ホームページ 日本高等教育評価機構による2024(令和6)年度大学機関別認証評価結果について】

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制として、IR推進専門委員会のもと、「教学IR運用規程」に基づきIR分析やデータの活用・運用を行っている。IR運用管理担当部局である総務課が、教学情報の収集、分析を行い、収集したデータを自己点検・評価をする際の根拠データとして活用できるよう提供している。

収集データは、FACT BOOKとしてまとめ、大学教職員ポータルサイトに集約し、学内教職員であれば利用できる環境を整えている。FACT BOOKの主なデータは、入試情報、就職情報、各種学生アンケート（入学生、在学生、卒業時、卒業後）、休退学情報などである。さらに、内部質保証の中核である教育の質保証を点検・評価するため、令和5（2023）年度から、アセスメント・チェックリストに基づき三つのポリシーに対する点検を行っている。その結果は、自己点検評価委員会で確認後、大学教職員ポータルサイトに掲載し共有している。【資料：大学教職員ポータルサイト ガルーン「FACT BOOK」ページ】

2-3. 内部質保証の機能性

- ①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- ②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- ③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

（2）2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学生の意見・要望の把握・分析及び結果の活用では、以下の取組みを実施している。

a) 学生アンケート

学生の意見・要望の把握のための方策として、IR推進専門委員会が、毎年3月末～4月初めに「在学生アンケート」及び「入学生アンケート」を実施している。「在学生アンケート」においては、授業内容・教職員による支援に関する質問やアドバイザーによる支援に関する質問の他、自由記述の欄も設けて広く意見・要望を集めている。また、「入学生アンケート」では、自由記述の中で、大学への要望を記載する項目を設けている。4年生に対しては、卒業年度の3月に「卒業生アンケート」を実施、卒業後3年目の社会人に対しても「卒業後アンケート」を実施し、4年間を通じた学びの中で、良かった点と改善が必要と思われる点に関する質問項目も設けて意見を集めている。【資料：各種学生アンケート】

b) 学生意見交換会

令和4（2022）年度から、学生の意見・要望を本学の教育運営や学修環境整備に反映させるため、「学生意見交換会」を年3回実施している。各学類から選出された1年生、2・3年生、4年生の学生代表（各学類1～2名）と、学長、副学長、教務部長、学生生活部長、大学事務部長の他、テーマに沿って関係部局の担当者が出席し、本学の学び（カリキュラム、授業等）及び学生生活等について学生の意見・要望を直接聞く機会を設けている。学生意

見交換会の中で学生から出された意見・要望は、学内関係部局において共有され、改善に向けた検討に活用されている。【資料：2024年度学生意見交換会レジュメ（1年生、2・3年生、4年生）】【資料：2024年度学生意見交換会議事録（1年生、2・3年生、4年生）】これらの結果は、IR推進専門委員会を中心に集計し、過年度の結果を自己点検・評価委員会で共有している。

c) 授業改善アンケート

学期ごとに学生による授業改善アンケートを実施し、学生の授業評価を踏まえて、教員自己点検・評価報告書の作成過程で授業の見直し・改善を検討する体制をとっている。【資料：アセスメント・チェックリスト】【資料：教学・大学運営活動改善のお願い】

d) 「学生会からの要望書」・「学生意見箱」への対応

大学生活に関する学生の意見を、学生会を通して汲み上げるシステムもある。学生会は学生の要望や意見をとりまとめ、「学生会要望書」として学生生活部長に提出している。提出された要望や意見については、学生生活部委員会が協議し、「学生会への回答」として適切に対応している。予算や大学の方針から要望に沿えない場合は、学生会に説明を十分に行い、理解を得ている。情報システムセンター、図書館においては、それぞれのスタッフが学生の対応にあたっており、学生の要望などをその都度把握し対応している。【資料：学生会要望書、学生会要望書回答】

また、学生の意見を大学の運営にあたる教職員が直接汲み上げて大学の課題を知り、より良い大学作りを目指すという目的のもと、平成24（2012）年5月から学内複数箇所に「学生意見箱」を設置している。投書された意見については、総務課が関係部局に回答の作成を依頼し、学長・副学長会議で回答について確認後、原則として掲示により回答している。連絡先が書かれていた場合には個別に連絡を取り、回答を伝えている。【資料：学生意見箱 意見・回答】

その他、授業担当者、アドバイザー教員、事務職員がそれぞれ窓口となって、随時学生との接点を多く設け、そこから得られた要望・意見を該当部局間で共有することで迅速・適切に対応している。

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学外関係者の意見・要望等については、外部評価委員会を毎年度2回実施している。2024年度は「地域貢献」をテーマに、地域の「知識の共通基盤」や交流拠点としての尚絅学院大学による「大学施設の開放、教育研究成果の還元を積極的に行う取組み」や「自治体や他大学、企業等との適切な協力関係」について、外部評価委員から評価の検討を行っている。

豊富な地域連携の取組や企業との連携が進んでいることが高く評価された一方で、その豊富な実績を委員があまり認識していなかったことの問題が指摘され、地域連携の取組が、広く市民にも周知される必要性があるとの指摘を受けた。

地域連携方針が明確に定められているため、全学でしっかりと共有することが課題であ

り、方針の実質化のために、方針に係る具体的な取り組みを示したり、KPI を設定したりする等の方策が望まれること、地域連携の取り組みがしっかりとカリキュラムの中に位置づくべきという意見をいただいている。

これらは内部質保証委員会で共有し、関連部局で、改善に向けての議論と実践を展開している。

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

三つのポリシーを起点とした内部質保証として、これまで隔年で作成していた自己点検評価書を毎年作成するとともに、各部局が中期計画の実施状況を点検しながら、達成度合いや改善すべき点等を検証し、教育の改善・向上に反映させている。また、尚絅学院大学アセスメント・ポリシーに対するアセスメント・チェックリストを各部局で作成し、課題の抽出と解決策を検討している。検討結果は、大学運営会議構成員が参加する自己点検評価委員会で共有するとともに、内部質保証委員会に報告し、改善策の実行を関連部局に指示しており、大学全体として内部質保証の PDCA サイクルが機能している。

【資料：アセスメント・チェックリスト】

大学では、養成する人材像及び教育研究上の目的を定め、それに沿った三つのポリシー（「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」）を策定し、三つのポリシーに基づいた教育、カリキュラムを編成している。学群・学類ごとにディプロマ・ポリシーに対する教育成果について検証を行い、必要なカリキュラム改正を行っている。

また、令和 4（2022）年度の全学カリキュラム委員会（現在の教学推進委員会）において、各学群・学類における検証をもとに「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」に基づき教育課程が編成されているかの検証・評価を行っている。この委員会は、本学の教育の特徴である学群・学類横断型の学修や教養教育における各学群・学類間の調整を担っており、委員長である副学長（教学担当）は、改善の検討が必要である場合、教務部委員会、各学群・学類に検討の指示を行うなど、教育改善に向けた PDCA サイクルが確立されている。【資料：2024 年教学推進専門委員会資料】

大学院においては、大学の学群・学類が完成年度を迎えるにあたり、大学の学びに連携した学びの深化を目指して新たな専攻の設置が検討され、令和 5（2023）年 4 月に公共社会学専攻を開設した。この検討の過程において、大学院全体として各専攻における三つのポリシーについて検証が行われ、人間学専攻の養成する人材像及び教育研究上の目的及びカリキュラムが修正された。これらの改編は、大学院教員による研究科委員会全体で検討・確認が進められ、大学院においても教育改善に向けた PDCA サイクルが確立されている。さらに、公共社会学専攻の完成年度も見据え、令和 5（2023）年度には各専攻の将来構想の検討を開始し、令和 7（2025）年度も検討を継続している。【資料：大学ホームページ公共社会学専攻概要】【資料：2024 年度研究科委員会議事録】

【基準 2 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

・内部質保証体制の整備と責任体制の確立

本学の内部質保証を確立するための、自己点検・評価については適切に行っている。内部質保証委員会のもとに、自己点検・評価委員会、教員個人評価専門委員会、IR 推進専門委員会等を設置し、内部質保証の責任体制を明確にしている。また、アセスメント・チ

エックリストによる評価結果や、外部評価委員会からの指摘事項、学生意見交換会における学生からの意見などを検証し、内部質保証委員会から各部局への改善指示により大学運営の改善・向上を図る仕組みが構築されており、内部質保証のPDCAサイクルが機能している。

- ・IR (Institutional Research) の活用

教学に係る様々な集計データは、学内ポータルサイト「ガルーン」の「FACT BOOK」に公開しており、教育活動の改善に活用しているほか、IR推進専門委員会が作成する「IR報告書」として学内で共有している。

- ・学生・学外関係者の意見反映

学生アンケート、学生意見交換会、授業改善アンケート、学生会要望書・意見箱など多様な意見収集の仕組みを整備しているほか、外部評価委員会による第三者評価を年2回実施し、教育活動改善に活用している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・PDCAサイクルのさらなる実効性

内部質保証に関する基本方針は策定されているものの、活動の実質化が求められておりPDCAサイクルの実効性を高めていく必要がある。内部質保証は改善のためのアクションまでをサイクルとするものであるため、チェックだけではなく、アクションに繋げていくための議論と実践を展開し、その進捗状況を確認していくことが求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・内部質保証体制の推進に向けた取り組み

自己点検・評価の結果を教育運営の改善・向上に繋げるための内部質保証体制のさらなる推進を目指す。そのために、大学全体の管理運営の見直し、教学システムの検証等を行い、内部質保証を確立するための体制の見直しや、諸規程の整備を行う。これにより、大学全体のPDCAサイクルの改善を図る。

アセスメント・ポリシーにおいて、本学の教育活動がディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーに基づき適切に機能しているかを、多面的、総合的に点検・評価し、改善に繋げられるよう継続して検討を推進する。内部質保証を確立するためのIRについては、IR推進専門委員会の役割を見直し、自己点検・評価に有効なIRデータを検証し、エビデンスとして活用できるよう整備していく。

- ・学生の声を活かした教育支援の充実

学生アンケート、授業評価アンケート、学生意見交換会、学生会要望及び学生意見箱等により、様々な形で学生からの意見を収集しているが、集計方法や分析については、改善が必要である。特に、令和5(2023)年度から導入した学修成果可視化システム(Assessmentor)によるデータと学生の意見をもとに、どのような学修支援が必要なのか検討していく。さらに、関連部局との連携を強化し、学生の意見や要望に応えることに加え、学生の成長に寄与する情報の分析、改善策を実行していくよう整備する。

また、令和6(2024)年度から本格化したBYOD(Bring Your Own Device)に関する意見・

要望の把握に努め、緊急性が高いものについては、早急に改善する。

・学生支援体制の強化

学生の心身の健康に関わる専門性の高い支援は学生支援センターが担い、経済的支援を含む幅広い支援は学生生活部委員会が行うという体制を維持し、学生の要望・意見をもとにした、学生へのサービスのさらなる充実に努める。また、学生のニーズに基づく的確な支援ができるよう、関連部局間での情報の共有を進めていく。同時に、学生支援の基本的なルールと留意事項を全教職員に周知する方策について検討する。

基準3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

<大学>

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）は、大学の教育理念に基づく大学の求める学生像及び各学類が求める学生像に加え、入学者選抜区分別学類別に受け入れ方針を定めている。アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）は、毎年見直しを行っており、大学ホームページ及び入学試験要項等で公表し周知している。

また、オープンキャンパスでは学類別、及び入学者選抜区分別の入試説明を実施し、その中で受け入れ方針の説明を行っている。【資料：尚絅学院大学 2025 年度入学試験要項 アドミッション・ポリシー】

<大学院>

大学院においても、専攻毎にアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）を定め、入学試験要項及び大学院ホームページで公表し周知している。【資料：2024 年度大学院入学試験要項 アドミッション・ポリシー】

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

<大学>

a) アドミッション・ポリシーに基づく適切な入学者選抜の実施

高等学校段階で育成される学力の 3 要素を適切に把握し、本学の求める学生像に合致した志願者を選抜するため、入試方法の多様化・評価尺度の多元化に努めている。

受験者の能力・適性等を多面的に評価するための様々な入学者選抜方法を実施しており、これによりアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）に沿った入学者を

確保している。【資料：尚絅学院大学 2025 年度入学試験要項 アドミッション・ポリシー】

a-1) 入学者選抜全体のガバナンス体制

入学者選抜を適切かつ円滑に行うための組織として、学長のガバナンスのもと、入試部委員会を中心とした組織により運営を行っている。【資料：尚絅学院大学常任委員会組織運営規程】

a-1-1) 入試問題の作成・管理運営

「入試管理専門委員会」を設置し、入学者選抜における運営全般の管理を行っている。【資料：尚絅学院大学及び大学院の入試の管理体制に関する規程】

入試管理専門委員会は、学長、副学長、研究科長、入試部長、入試部副部長、入試課長、入試課長補佐で構成され、次の事項を取り扱う。

- ①入試問題の出題内容に関すること
- ②入試問題出題者（入試問題作成委員）の選定・任命に関すること
- ③入試問題の印刷に関すること
- ④入試問題の保管に関すること
- ⑤入試問題の情報漏えい防止に関すること
- ⑥入試問題採点者の選定に関すること
- ⑦入試問題の出題・採点について不適切な処理があった場合の対応・措置に関すること
- ⑧入試問題の検証・総括に関すること
- ⑨その他入試問題の管理に関すること
- ⑩入試の運営管理に関すること

入試問題の作成については、本学教員を中心に科目責任者及び作題者（一部学外者を含む）を決定し、また第三者委員（本学教員）による複数回の確認を行っている。一般選抜前期の入試問題作成に当たっては、「問題作成手順書」等にあらかじめ定められた工程に従い、実施することが作題担当者に任せられ、ミスを未然に防止する対策がなされている。なお、本手順書は毎年見直され、必要に応じて改訂を行っている。【資料：尚絅学院大学一般選抜（前期）問題作成手順書】

大学院入試問題の作成については、作題者のか、校正者を定め複数で確認する体制をとっている。

a-1-2) 入学者選抜の方法を検討する組織

入学者選抜の方法を検討する「入試部委員会」では次の事項を取り扱う。

- ①入学試験の企画立案に関する事項
- ②大学入学共通テストに関する事項
- ③入学試験結果累計・分析等に関する事項
- ④入試部の予算に関する事項
- ⑤入学試験に関するその他の事項

また、入試部委員会構成員のメンバーに加え、学長、副学長、学群長、学類長、大学事務部長を加えた拡大入試部委員会において、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）との整合性を検証し、合格者の選考を行うなど、適切に運用している。

a-2) 入学者選抜方法

入学者選抜方法は、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜に大別され、それぞれに募集人員を設定し、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）に基づき、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する選考方法のもと適切に実施している。また多様な学生の受入れを推進するため、募集人員を若干名とする特別選抜も実施している。【資料：尚絅学院大学 2025 年度入学試験要項アドミッション・ポリシー】

【表 3-1-A】大学入学者選抜区分

入試形態	入試区分
総合型選抜	I 期、II 期、III 期
学校推薦型選抜	
一般選抜	前期、後期
大学入学共通テスト利用選抜	前期、後期
特別選抜	同窓生親族・キリスト者等 帰国生徒 社会人 外国人留学生 英語資格利用 スポーツ（I 期、II 期）
編入学	前期、後期
転入学	

[総合型選抜]

授業体験型審査（授業を聞いた後に、当日与えられる課題を作成する）では「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を、面接（志望理由書）と調査書では「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を審査し、本学及び学群・学類の求める学生像や学びへの適合性などを総合的に判定している。

また「総合型選抜 II、III 期（探究学習型審査）」は、事前にホームページ上に公開する学習課題に受験者が取り組み、作成した事前学習シートを参考にしながら、当日与えられる小論文を作成するものである。小論文では、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を、面接と調査書では、「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を審査し、総合的に判定している。

[学校推薦型選抜]

小論文で「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を、面接と調査書では、「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を審査し、本学及び学群・学類の求める学生像や学びへの適合性などを総合的に判定している。また、2025年度入試より小論文については、「志望する学類のアドミッション・ポリシーを踏まえた内容の課題」を受験生へ事前提示し、アドミッション・ポリシーについてより積極的な周知を行った。

[一般選抜]

一般選抜（前期）の教科・科目試験（2科目）では、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を審査する。調査書では、「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を審査し、総合的に判定している。

一般選抜（後期）の小論文では、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を、面接と調査書では、「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を審査し、総合的に判定している。

[大学入学共通テスト利用選抜]

大学入学共通テスト（前期）の大学入学共通テスト（3科目）では、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を、調査書では、「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を審査し、総合的に判定している。

大学入学共通テスト利用選抜（後期）の大学入学共通テスト（2科目）では、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を、調査書では、「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を審査し、総合的に判定している。前期・後期ともにグローバルな視点に立って国際的に活躍できる人材の育成をめざし、各学群・学類とも英語を必須としている。

[大学院]

大学院入学試験は、11月上旬に前期日程、2月に後期日程の年2回実施している。加えて、社会人を対象とした社会人選抜も実施している。さらに、人間学専攻では教会推薦や外国人留学生を対象とした特別選抜を設け、一般の志願者とは異なる入試方法により、評価・判定する入学者選抜を実施している。【資料：2025年度大学院入学試験要項】

b) アドミッション・ポリシーの周知の検証

令和6（2024）年度に実施した入学生アンケートでアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）を認知して入学した学生の割合は、以下の通りである。

入学生の多くが、総合型選抜及び学校推薦型選抜で占めているが、選考方法として課される面接で、アドミッション・ポリシーに掲げている本学及び各学類の求める学生像との整合性を確認していることから、多くの入学生がアドミッション・ポリシーを十分理解していると考えられる。この点は以下のアンケート調査結果で明らかにな

っている。【資料 2-6-1：各種アンケート 2019-2023 年度入学生アンケート集計結果比較】

Q:これまでにアドミッション・ポリシー (AP) を知っていると回答した割合

人文社会学類	令和 6 (2024) 年度 : 67.76%
心理学類	令和 6 (2024) 年度 : 79.45%
子ども学類	令和 6 (2024) 年度 : 76.00%
学校教育学類	令和 6 (2024) 年度 : 75.56%
健康栄養学類	令和 6 (2024) 年度 : 74.03%

c) 入学者選抜における妥当性の検証

アドミッション・ポリシーに掲げている学生の受入れが適切に行われているかを検証する手段として、入学後の学生の追跡調査を行い、入学者選抜区分ごとの GPA (Grade Point Average) 平均値の推移や学籍異動（休退学者）状況を分析している。

その結果、休退学者、留年、成績においても入試区分での差は大きくなく、入試形態には影響されていない傾向にある。年内入試の入学生が一般選抜、共通テストの入学生と成績に差異が見られないことからも、総合型選抜Ⅰ期や学校推薦型選抜により、引き続き、意欲の高い高校生を積極的に年内入試で確保していくことが重要であることなど、各学類や関係会議において情報共有している。【資料：入学者選抜における妥当性の検証】

さらに、今後の受験生市場の動向や入学者選抜の妥当性の検証における結果を鑑み、より意欲の高い高校生を積極的に年内入試で確保していくため、募集人員や入学準備プログラムの見直しなど入学者選抜の改善に努めている。

また、大学院については、個別に主指導教員が聞き取りを行い、必要に応じて専攻会議で情報を共有し、入学者選抜方法のあり方を検討している。

d) その他

入学予定者に対し、入学後の学修につなげるための入学前教育「入学準備プログラム」を学類ごとに課し、その評価は入学後にフィードバックしている。

さらに、入学前教育の取り組みの必要性や大学の学びへの理解を深めるため、入学前年 12 月に、それまでの入学予定者を対象として、体験入学「プレ・エントランス 尚絅デー」を実施している。【資料：各学類入学準備プログラム】【資料：「プレ・エントランス 尚絅デー」の開催について（ご案内）】

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

<大学>

a) 入学定員充足率

令和元年 (2019) 年度に開設した学群・学類体制への移行後、令和 5 (2023) 年度までは大学全体の入学定員を満たしていたが、令和 6 (2024) 年度に続き、令和 7 年度も定員を下回り、大学全体の充足率は 81% となった。令和 3 (2021) 年度から令和 7

(2025) 年度の定員充足率は以下の通りである。【資料：2021～2025 年度大学・大学院入学試験結果】

【表 3-1-B】令和 3 (2021)～令和 7 (2025) 年度における大学入学定員充足率

学群・学類	定員	令和 3 (2021)		令和 4 (2022)		令和 5 (2023)		令和 6 (2024)		令和 7 (2025)	
		入学者	充足率								
人文社会学群 人文社会学類	200	204	1.02	212	1.06	208	1.04	183	0.92	150	0.75
心理・教育学群 心理学類	60	67	1.12	70	1.17	83	1.38	73	1.22	70	1.17
心理・教育学群 子ども学類	80	91	1.14	70	0.88	48	0.60	50	0.63	51	0.64
心理・教育学群 学校教育学類	40	46	1.15	47	1.18	42	1.05	45	1.13	27	0.68
健康栄養学群 健康栄養学類	80	92	1.15	71	0.89	80	1.00	77	0.96	76	0.95
合計	460	500	1.09	470	1.02	461	1.00	428	0.93	374	0.81

b) 募集活動

志願者確保に向け、高大接続推進部委員会並びに入試課が中心となり、全学的に連携協力して募集活動を展開している。年間の募集活動は中期計画をもとに、前年度の募集活動の総括に基づいて計画・実施している。

高校訪問は、出願・入学実績校はもとより宮城県内及び近隣各県を中心に新規開拓を積極的に展開し、訪問高校数は令和 6 (2024) 年度で延べ 778 校となった。

オープンキャンパスは年 6 回開催し、大学紹介や入試説明、キャンパスツアーの他、学生スタッフによる学生企画を充実させ、様々な角度から本学の魅力が伝わるようとした。令和 6 (2024) 年度は、対面型の開催において、1,885 人の来場者数であった。

高校教員向けの大学説明会は、令和 6 (2024) 年度も引き続き、対面・オンラインの両方で開催し、大学説明、学類紹介、入試説明のほか、本学の就職支援体制や進路情報の提供を行った。また、高校教員に学生の様子がより伝わるよう、授業公開と施設見学も実施した。

上記のほか、SNS を活用した広報や、ダイレクトメールの送付、進学相談会、高大接続授業（出張授業）、探究学習支援（講師派遣・高校生受入）、高校内進路ガイダンスへの参加、大学見学の受入など積極的に実施している。【資料：募集活動総括、高大接続授業（出張授業）のご案内】

<大学院>

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの大学院の入学定員充足率は、以下の通り、令和6（2024）年度が50.0%、令和7（2025）年度が33.3%であり、心理学専攻を除いて定員が充足していない。【資料：2021～2025 年度大学・大学院入学試験結果】

大学院の募集活動については、7月オープンキャンパスで専攻ごとに説明会を開催し、随時受験希望者に対して相談に応じる対応を行っている。また、学内進学希望者に対し説明会を開催したり、大学祭において研究中間発表等を行うなど、専攻独自の取り組みを実施している。

【表 3-1-C】令和3（2021）～令和7（2025）年度における大学院入学定員充足率

専攻	定員	令和3(2021)		令和4(2022)		令和5(2023)		令和6(2024)		令和7(2025)	
		入学者	充足率								
心理学専攻	6	10	1.67	9	1.50	8	1.50	8	1.33	6	1.00
人間学専攻	6	1	0.17	2	0.33	0	0.33	0	0.00	2	0.33
公共社会学専攻	6	—	—	—	—	4	0.33	4	0.67	0	0.00
健康栄養科学専攻	6	0	0.00	2	0.33	0	0.17	0	0.00	0	0.00
合 計	24	11	0.61	13	0.72	12	0.58	12	0.50	8	0.33

（注）公共社会学専攻は令和5（2023）年4月開設

3-2. 学修支援

- ①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備
②TA（Teaching Assistant）の活用をはじめとする学修支援の充実

（1）3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

（2）3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画については、「中期計画 Mission19」の3つの柱のうち、「2. 学びの最適化～自信をみがく～」の中で「小さな「面白い！」を積み重ね、自信にする。学問と実践の接点をめいっぱい経験する、東北一の大学を目指します。」を掲げ、実現のため7つの重点課題を挙げて取り組んできた。その中の「2-①学修者本位の教育へのさらなる進化」に関する部局として、全学群、大学院、教務部委員会、学習サポートセンター、教職課程センター、進路就職部委員会、教学推進専門委員会がある。【資料：大学ホームページ 尚絅学院大学第4次中期計画 Mission19 Goodness～時代を生き抜く力～】

教学に関する重要事項を審議する教務部委員会には、学類から選出された教員、教務課長の他、教務課職員も、資料・情報の提供、議事録作成をはじめとし、委員会並びに授業の運営を教職協働で行っている。

個別の履修指導は主として学類の教員によって行われるが、資格課程や卒業の履修要件については教務課がチェックを行い、必要に応じて当該学生に連絡し、適切な履修指導が行える体制となっている。

学生が学群・学類を横断して履修できるようにするため、カリキュラム表、カリキュラム体系図、カリキュラム系統図、ナンバリングについては、履修ガイドの中で明示している。【資料：履修ガイド 2024 年度入学生用 各学類カリキュラム表、カリキュラム体系図、カリキュラム系統図、ナンバリング】

令和 4 (2022) 年度学類 1 年生と 3 年生に対し、外部のアセスメントテスト (PROG) を実施した。その結果を踏まえ、主観的評価として平成 28 (2016) 年より実施している SP レーダー (Student Progress Radar) と、客観的評価の外部アセスメントテスト、授業を受講しての自己評価や課外活動等を含めた学生の学修成果の可視化を行えるシステム (Assessmentor) の導入準備と学生へのフィードバックの体制について検討を行った。

また、令和 2 (2020) 年度には、新型コロナ感染症の拡大による非対面型授業への対応のため、情報システムセンター、教育研究支援課、教務課が主体となって連携し、教員向けに非対面授業実施に向けた FD を実施し、学生や教員からの意見をもとに改善・周知する体制を整えた。【資料：非対面授業に関するアンケート集計結果 (FD 資料)】

a) 学生ポータルシステム、授業支援システムについて

履修登録、時間割、成績照会、シラバス照会、掲示物の確認等が Web 上で行われるようにする学生ポータルシステム (Campusmate-J) を利用して学生情報の照会、面談時の所見内容の共有機能など、学修支援・学生支援が効果的に行われるようになっている。さらに、学生ポータルシステム (Campusmate-J) と連携した学習支援システム (CoursePower) を導入した。これにより、授業科目単位で授業資料の配信の他、レポートや課題テストの出題・提出、授業連絡の配信、質問の受付・回答、出席登録、学修への取り組み状況の確認、授業の双方向化を支援するクリッカーの活用が可能となった。これらのシステムは教務課が主体となって管理・運用している。【資料：2020 年度第 2 回 FD 研修会】

上記に加えて、学修成果の可視化を目的としたシステム (Assessmentor) を導入した。本システムでは、学生の学修計画と振り返りや課外活動ポートフォリオの蓄積及び教職員との共有、SP レーダーと授業評価アンケートの WEB 実施及び結果の参照、分析、成績評価によるディプロマ・ポリシーの定着率の可視化が可能になった。外部アセスメントテスト (PROG) 結果も取り込むことができ、学修成果を一元的に可視化できるようになった。

さらに、卒業時にディプロマ・サプリメントの発行が可能となり、令和 5 (2023) 年度卒業生より、成績とディプロマ・ポリシーの情報も含めたディプロマ・サプリメントの発行を開始している。蓄積されたデータをもとに、内部質保証の観点で教学改善に向けた取り組みにつなげていく計画である。

b) 学習支援について

学習支援を目的とした「学習サポートセンター」は、学習サポートコースとして「文章・レポート対策コース」「英語コース(基礎・英検・TOEIC・大学院対策)」を開講しており、さらに日本語文書作成に関する個別相談も実施している。コースを受講した学生の満足度は高く、また英語コースの受講者は英検や TOEIC への挑戦や、継続したコース受講など学習意欲の向上が見られる。【資料：2024 年度学習サポート案内】

学生が自主学習に活用できる「ラーニングステーション I」は、自主学習、グループ学習、PC を使用した課題作成などができる。さらに令和 6 年 (2024) 年度に「ラーニングステーション II」が完成し、リラックスしながらグループ学習、ゼミ活動、報告会等に活用できる学習スペースとなっている。ラーニングステーションには毎日ピアチューター学生が在席し、学生からの学習相談に応じている。レポート作成や英語学習方法の相談に加

え、PC の操作方法など ICT (情報通信技術) 機器活用に関する相談にも対応している。

大学院では、全ての専攻において 2 年間個別に研究指導を行う主指導教員に加え、1 名以上の副指導教員を配置するよう指導体制を整備している。【資料：尚絅学院大学大学院担当教員選考基準内規 第 3 条】

以上のように、学修支援環境が充実しており、具体的な活用方法やサポートなどは FD で共有することで学内での利用が促進されている。

3-2-② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

a) TA (Teaching Assistant) 制度について

本学の大学院生が学群の授業の支援をする TA 制度については、「尚絅学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」を整備し、教員の教育活動を支援できるよう運営している。TA の業務は「学群学生に対する実験、実習、演習、外国語などの教育補助業務」(規程第 3 条) としている。【資料：尚絅学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程】

平成 22 (2010) 年度より、TA 制度に加えて、学部 3、4 年生を対象にした SA(Student Assistant) の制度も導入している。これは、主として大人数の教養教育科目 (講義) を支援する目的で導入されており、教学推進専門委員会の管轄のもとで適切に運営されている。SA の主な業務は、受講生 100 名以上の大人数授業でのプリント配付、ミニッツペーパーなどの配付、回収、AV 機器操作などの授業中の教員の補助的作業、及び授業時間外でのミニッツペーパーの整理などであり、TA の業務とは明確に区別して運用している。アクティブ・ラーニングの授業実施において必要と認められた場合には、受講者数に関わらず、SA を導入できるようになっている。

b) オフィスアワー制度について

本学では、オフィスアワー制度を実施している。学群・学類の所属を超えて、学生が希望する教員に直接、日頃の悩みや学業について相談できる時間としている。全ての教員は、毎年 3~4 月並びに 9 月に、研究室に常駐する時間を学生ポータルシステム (Campusmate-J) に入力し、学生は、原則としてアポイントを取る形で研究室を訪問し、相談している。

【資料：Campusmate-J オフィスアワー】

本学では、令和元 (2019) 年 4 月より大学の学びの最適化と将来計画について、相談に応じるアドバイザーリングを全学で取り入れ、運用している。定例学類会などで、学生の授業への出欠、成績その他の動向についての情報を集約し、必要に応じてアドバイザーから当該学生へ連絡を取っている。

c) 障害のある学生への配慮について

障害のある学生など、特別な配慮を必要とする学生から配慮の求めがある場合には、学生生活部、学生支援センター、所属する学類長等が連携し、その障害に応じて適切に対応している。例えば、車椅子への対応としては、教室内に専用の席を用意している。また、入口が階段となっている教室には、車椅子用のスロープを設置している。聴覚障害を持つ

学生に対しては、文字起こしアプリの活用とそれに必要な機器の貸出しを行っているほか、授業時間内にノート一テーカー（本学学生）を配置している。また、学生が受講している科目の担当教員に、学生に対する個別配慮の依頼文書を配付し、学生の状況と配慮事項を通知している。【資料：学生支援のてびき】

d) 学生の休退学（異動）防止対策について

休退学などの異動が生ずる場合には、学類教員と本人及び家族などの保証人と面談の後、学類会、教務部委員会を経て学長が許可・決定し教授会で報告される。異動に関する面談記録は学生ポータルシステム（Campusmate-J）に登録し学類教員及び教務部委員に共有され、要因分析などの際に活用できるようにしている。学納金の滞納状況については、その状況を事務担当者から当該学生のアドバイザーに連絡する体制をとっている。

学生が休学、退学に至るような状況になる前に、授業への出欠状況を把握し、欠席が続いている学生には早期の指導を行う為、毎回の授業の出席状況等を学生ポータルシステム（Campusmate-J）及び学習支援システム（CoursePower）に登録し、教職員間で随時共有している。さらに必修科目で3回欠席をした学生をピックアップし、学類、アドバイザー教員と共有し面談をするなどの対応を実施している。

成績不振から休学、退学に至るケースもあるため、前期・後期の成績やGPAに基づいて、成績不振の学生に対しては、保護者へ連絡を行い、アドバイザーを含めて三者で面談を実施するなど早期の対応を行っている。

さらに、保護者ポータルサイトを開設しており、保護者も学生の履修状況、成績状況、出席状況がリアルタイムに閲覧できるようになっており、保護者と連携を取りながら休学・退学の防止対策を実施している。【資料：過去5年間の学生異動の状況】

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施

全学共通の教育課程において、導入科目である「キャリアデザインⅠ」（1年次対象）にて日本の雇用システムの特徴や若者の雇用環境を解説し、学生はこれを理解した上で、卒業職業キャリアの目標をつくり、その目標達成のためには何が必要なのか考えて、4年間の学生生活及び学業の計画を立てる。次に「キャリアデザインⅡ」（2年次対象）において、キャリア形成教育に長けた教員のレクチャーやグループディスカッションを通じて、学生自身の自己理解や職業理解の向上を図っている。さらに、「キャリアアップセミナー」（3年次対象）に繋げ、職業観の形成、企業研究、自己分析、伝える力を育成するなど、進路決定を進めていくにあたって必要となる「知識」と「手法」について具体的かつ実践的に学ぶ。以上のように、本学のキャリア支援教育は、学生が適切にキャリア形成を行えるよう

に、1年次から職業観を醸成するキャリア教育を実施し、卒業後の進路決定に向けて各学年において段階的に準備を整えられるよう科目配置している。【資料：シラバス（電子データ） キャリアアップセミナー】

また、低学年次のキャリア形成支援として「インターンシップ」（令和7（2025）年度から「キャリア形成実習」に科目名変更）を2年生正規授業科目として配置している。8月初旬から9月中旬を研修期間とし、準備の前期授業において、社会人マナーの学習や自己プロフィールの書類作成、事前訪問、研修目的等の口頭発表会を行い、研修後には報告書を作成している。【資料：2024年度インターンシップ報告書】

さらに、低学年次キャリア形成支援に資するべく、各学類の基礎（学問導入）科目である「基盤演習」（1年次対象）に進路就職課職員が出向き、基盤演習担当教員と連携して近年の雇用情勢や先輩方の就職活動の状況を説明し、大学入学後の早い時期から就職意欲を高揚する取組みも行っている。【資料：シラバス（電子データ） 基盤演習（ライティングを含む）学校教育学類】

3-3-②キャリア支援体制の整備

本学のキャリア支援の基本的な考え方は、「学生一人ひとりが将来の目標を見つけ、それを実現するために自発的に取り組むことができるようサポートする」というものである。この考え方に基づき、学生が現在の自分、10年後の自分、理想のライフスタイル、職業に関する考え方など、人生の中におけるキャリアに対する意識づけができるよう、1年次からの段階的・継続的な支援を行っている。特に、4年生については、進路就職部教員と進路就職課職員が学生の情報を共有する機会を毎月定例として設け、アドバイザー教員も含め教職協働で学生一人ひとりに向き合った指導を行っている。【進路就職部議事録】

とりわけ、支援の中で本学が特に重視しているのが、進路就職課職員と学生との個別面談である。進路就職課では、3年生後期から、学生に進路相談できる担当職員がつき、学生一人一人に責任をもって対応している。また、平日の8:50～17:00を面談可能時間とし、対面でもオンラインでも面談ができ、学生が相談し易い体制を構築している。さらに、学生に寄り添った支援ができるようキャリアカウンセラー資格を有している職員を毎年2～3名配置している。加えて、資格を有しない職員のカウンセリングスキル向上には、ケーススタディ等の実践型研修を課内で実施している。【資料：キャリアコンサルタント登録証】

こうした教職員一丸となった進路支援体制により「なりたい自分」を現実のものとし、「東北の力になる人材」の育成に力を入れているのが本学の支援の特徴である。

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

（1）3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-①学生生活の安定のための支援

学生サービス、厚生補導のための組織として、学生生活部委員会を設置している。この委員会は、学生の課外活動、学生会活動、奨学金、留学生支援、学生生活への配慮申請受付・対応、並びに厚生補導について、各学類から選出された教員と学生生活課長が委員となり、所管事項についての情報集約や協議を行っている。学生に対する実際の支援は、学生生活課が窓口となり、各担当部局との連絡調整や学生対応等について適切に対処している。

また、本学ではアドバイザーリスト制度を設けており、各学類に配置されている教員が学生のアドバイザーとなり、年2回以上の個人面談をはじめ、随時、学生からの個別相談に応じている。さらに学生が所属を越えて教員に相談することができるオフィスアワー制度もあり、学生ポータルシステム (Campusmate-J) で学生に周知し利用を促している。【資料：CAMPUS LIFE GUIDE (学生手帳) 2025 85 ページ】

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、課外活動等への支援は以下の通りである。

a) 障害のある学生の支援

障害のある学生の支援については、障害学生支援委員会との連携のもとに、学生が所属する学類、大学院においては専攻が支援を行っている。平成26（2014）年度に「尚絅学院大学障害学生修学支援規程」「尚絅学院大学障害学生支援委員会規程」を、平成30

（2018）年度に「尚絅学院大学障害学生に関する基本方針」「尚絅学院大学障害学生支援ガイドライン」を制定し、本学の障害学生支援の基本理念と支援体制を明文化した。

これらの規程は、令和4（2022）年度に改正を行い、令和6（2024）年6月の私立大学における改正障害者差別解消法の義務化の時期を待たずに、合理的配慮の提供を実現する制度整備が完了している。

大学院においては、令和5（2023）年度に就学後の合理的支援に向け、出願前の事前相談の在り方について見直しを行い、整備した。【資料：尚絅学院大学障害学生修学支援規程】【資料：尚絅学院大学障害学生支援委員会規程】【資料：尚絅学院大学障害学生に関する基本方針】【資料：尚絅学院大学障害学生支援ガイドライン】

b) 学生に対する健康相談、心理的支援、修学支援

多様化する学生の学修面を含めた全般的で包括的な学生支援を実施することを目的として、学生支援センターが、学生の心身の健康に関する専門性の高い支援を行っている。学生支援センターは、保健室・学生相談室・学生支援室の3室から構成されており、それぞれ、専門職員及び各室担当教員が、学類や関係部局と連携を密に行いながら学生対応にあたっている。各室の活動の目的は以下の通りである（各内規抜粋）。

○保健室：学生の健康診断、健康相談、救急措置及び教職員の健康相談、救急処置などをを行うことを目的とする。

○学生相談室：学生が抱える諸問題、すなわち学習や課外活動などの学生生活全般において生じる悩みや疑問などに応じ、適切な助言を与えることを目的とする。

○学生支援室：障害学生の支援及び支援のコーディネート並びに障害の有無にかかわらず修学に困難を抱える学生に対する学生生活における支援を行うことを目的とする。

【資料：尚絅学院大学学生支援センター規程】【資料：学生支援センター報告書第5号（2023年報告）】

c) 課外活動への支援

課外活動への支援としては、学生会常任委員会、尚志祭（大学祭）実行委員会、課外活動団体の活動に対して、学生生活部及び学生生活課が支援を行っている。学生の自主的活動であることを重んじながら随時相談を受け、アドバイスをしている。2月に各課外活動団体の新旧リーダーに対し「リーダー研修会」実施し、引継業務や活動上の注意事項などを研修した。

また、資金面から支援するため、尚学会（尚絅学院大学保護者・教職員の会）からの「課外活動助成費」を活用し、試合の遠征費や合宿費用の一部負担、コーチ謝金等に対する支援を行っている。

なお、令和2（2020）年度に落成したトレーニング棟は、パンデミックの影響により利用が停止していたが、同時期に落成した第2体育館や既設の第1体育館とともに、令和6（2024）年度には使用上のルールを定め、課外活動団体ならびに一般学生個人も活用できる仕組みを構築した。

d) 経済的支援

学生に対する経済的支援としては、日本学生支援機構奨学金制度、「高等教育の修学支援新制度」による授業料減免制度、及び本学独自の「尚絅学院大学貸与奨学金制度」（緊急対応用）がある。なお、各民間企業や団体による各種奨学制度も随時活用し、令和6（2024）年度は、延29名に対して計15,546,872円の給付・貸与を行った。

また、急逝した本学教員のご遺族からの寄付をもとに、令和5（2023）年度に設けた支援金制度により、日本学生支援機構より第1種・2種ともに貸与している12名を対象に、残額分の全額計2,500,000円の学費免除を実施した。

その他、学生食堂で提供しているランチを半額以下（550円相当の定食を200円で提供）で学生に提供する「食の支援」を定期的に実施しており、学生の経済的負担の軽減に繋がっている。

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

（1）3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

（2）3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

教育目的達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設などの施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用している。

a) 校地・校舎

本学の校地・校舎の面積と大学設置基準上必要な面積を表 2-5-A に示す。また施設の概要は表 3-5-B の通りである。(令和 7 (2025) 年 5 月 1 日現在)

【資料：大学ホームページ 校地・校舎の概要】

【表 3-5-A】校地・校舎面積の大学設置基準との比較

	大学・共用 (m ²)	大学院 (m ²)	総面積 (m ²)	大学設置基準 (m ²)
校地	288,969	0	288,969	17,600
校舎	27,977	300	28,277	15,238

【表 3-5-B】施設の概要

施設名	大学・共用 (m ²)	大学院 (m ²)	総面積 (m ²)	主要施設
本館	1,867	0	1,867	学長室、事務室、会議室、応接室
1 号館	4,374	62	4,436	食物実習室、食物実験室、給食経営管理実習室、生化学(P2)実験室、動物実験室
2 号館	2,908	0	2,908	保健室、学生相談室、研究室、造形室
3 号館	1,131	0	1,131	音楽室、音楽リズム室、練習室、レッスン室
4 号館	5,741	110	5,851	講義室、実習室、演習室、コンピュータ実習室、情報システムセンター、ラーニング・ステーション、研究室、院生室
5 号館	1,768	0	1,768	大講義室
体育館	2,339	0	2,339	アリーナ、体育準備室、更衣室
第 2 体育館	627	0	627	柔道場、剣道場、実習室、更衣室
トレーニング棟	110	0	110	トレーニング棟、クラブハウス、更衣室
図書館	2,338	0	2,338	閲覧室、セミナールーム、事務室
学生会館	2,818	0	2,818	食堂、多目的ホール、学生ラウンジ、コモンズカフェ
実習棟	192	0	192	実習室
クラブハウス	557	0	557	学生会室、部室、ホール、和室、コミュニケーション室
礼拝堂	597	0	597	礼拝堂、応接室、宗教主任室

エラ・オー・パトリックホーム	272	0	272	礼拝室、応接室、食堂、ブゼル書斎、ミード書斎、ブゼル寝室、ミード寝室
臨床心理相談室（通称：ティクヴァ）	—	128	128	面接室、プレイルーム、待合室、研修室、事務室
その他施設	338	0	338	薬品庫、機械室、守衛室、売店、書庫、茶室
計	27,977	300	28,277	

b) 図書館

本学図書館の概要を表 2-5-C に示す。

【表 3-5-C】図書館の概要 (令和 7 (2025) 年 5 月 1 日現在)

面積	閲覧スペース	666.1 m ²
	所蔵スペース	324.1 m ²
	全体	2,337.8 m ²
閲覧座席数		232 席
収納可能冊数		200,000 冊
図書の冊数		179,561 冊 (うち開架図書 103,774 冊)
定期刊行物の種類		内国書 949 種類、外国書 181 種類
電子ジャーナルの種類		4,752 種類

図書館の業務は、館長（教員）、事務職員 1 名のもと、スタッフ 9 人で運営されている。開館時間は平日 9:00～19:30、土曜日は 10:00～14:00 である。

学生はインターネットを介してポータルサービス「マイライブラリ」を利用し、予約等のサービスが利用できる。また、図書館や自宅から、CiNii Books、国立国会図書館、宮城県内図書館総合目録の検索ができる。さらに、学内のパソコンからは、上記に加えて朝日新聞クロスサーチ、河北新報データベース KD、(EBSCO) Academic Search Premier 等のデータベースが利用できる。

c) 体育施設

体育施設は、体育館（第 1・第 2）、トレーニング棟、テニスコート、複合グラウンドなどが整備され、授業や課外活動のために使用されている。授業では、年間を通して授業期間中週 8～9 コマ使用している。なお、これらの施設は、近隣の中学校・高等学校のクラブ活動や地域住民の生涯学習の場としても提供している。

d) 情報サービス施設

学内には、4室のコンピュータ実習室及び2室のCALL教室にパソコンが設置され、8:40～19:20の時間帯で利用ができる。

全学共同利用のコンピュータ実習室を管理運営する情報システムセンターには、コンピュータ利用教育支援スタッフを配置し、実習室の環境整備、担当教員の補助、学生の相談のほか、全学的な視聴覚備品の貸出し・管理を行っている。

学内LANは、ほぼ全ての教室、研究室に情報コンセントを整備している。さらに、校舎内及びキャンパス内のほぼ全域で無線LANに接続できるようにしている。令和6(2024)年度は更にキャンパス内の自習や課外活動向けに、学生会館やクラブハウスの無線LANを増強した。

尚絅コモンズ構想の一環として、図書館以外の校舎（講義棟）にも、自習室（ラーニングステーション、ラーニング・スポットなど）や、飲食可能な学習スペースを設置するなど、授業外学修を促進する設備面での充実を行っている。【資料：履修ガイド2025年度入学生用 館内見取図】

e) 実験・実習室

本学1号館には健康栄養学類、2・3号館には子ども学類・学校教育学類、4号館には人文社会学類、心理学類を中心とした実験・実習室が配置され、有効に利用されている。また、人文社会学類の実験実習用として実習棟（通称エコラボ）があり、共生環境領域の授業等で利用されている。

f) 院生室、共同院生室、実習棟

大学院生が研究や自習室として使用するために、大学院生が専用で利用できる院生室を整備している。

また、大学院心理学専攻の実習棟として、臨床心理士・公認心理師資格のための臨床心理相談室（通称：ティクヴァ）を設置している。

g) 自習室

校内での授業外学習を促進する目的で、尚絅コモンズ構想のもと、校舎内の随所に自習スペースを整備している。4号館2階には、「ラーニングステーション」を設置し、学生が自由に学習やディスカッションできる場として提供している。また4号館3階には、座席数10（PC5台）の自習室「ラーニング・スポット1」、座席数5（PC3台）の自習室「ラーニング・スポット2」を設置している。「ラーニングステーション」「ラーニング・スポット」とともに利用時間を平日8:30～21:00までとしている。

学生会館には、飲食しながら授業外学習やディスカッション、国際交流等にも活用できる場として、コモンズカフェを設置している。

その他4号館2階及び3階の廊下にファミレスタイプのボックス席及びホワイトボード各2セットを設置し、共同学習やディスカッション、談話スペースとして学生が自由に利用できるスペースとして開放している。

h) 臨床心理実習室（ティクヴァ）

大学院心理学専攻の実習棟「臨床心理相談室」では、教員の指導のもと、大学院生が心理面接の陪席から、クライエントの心理面接、心理検査を担当しており、地域社会の様々なニーズに対応する各種相談業務を実施している。【資料：尚絅学院大学大学院臨床心理相談室＜ティクヴァ＞ご案内】

i) 施設・設備の管理運営

施設設備等の維持、管理は管財課が担当している。校舎内外の清掃や校務業務、警備業務、ボイラー設備及び防災設備等の業務は、それぞれ専門業者との委託契約を結んでいる。電気関係業務、エレベーター設備等の保守点検を定期的に実施し、良好な状態を保っている。

情報関係施設設備の日常的な管理運営についても、専門業者と委託契約を締結し、派遣された情報システムセンタースタッフが主に行っている。ネットワーク関連機器やサーバーの保守については、同様の専門業者と契約を結び安定的に運用している。

施設設備の安全性については、新耐震基準に基づいた設計施工がなされているため安全性は確保されている。【資料：私立学校校舎等実態調査票】

施設設備の利便性（バリアフリー）については、外構関連では車いす用スロープや専用駐車スペース、建物ではエレベーター、専用トイレ、出入り口の自動ドアを設置している。

施設設備に対する学生の意見を汲み上げる仕組みとして、学生会からの要望、在学生アンケート、卒業生アンケート、学生意見箱による要望等を、施設・設備の改善に反映させている。

3-5-②図書館の有効活用

a) 立地

図書館は、キャンパスのほぼ中央に位置している。キャンパス中央にあるため学生・教員等利用者がアクセスしやすい立地となっており、研究活動・教育活動・学習の拠点として活発に活用されている。また、一般利用者の受入れも行っており、地域に開かれた図書館としてサービスを提供している。

b) 利用時間

図書館の利用時間は、月曜日～金曜日は9:00～19:30、土曜日は10:00～14:00となっている。また授業の無い期間は月曜日～金曜日の9:00～16:00までとなる。閉館日は、日曜日、国民の休日、創立記念日（11月24日）、本学諸行事、長期休業等で全学閉鎖となる日、蔵書点検日、授業の無い期間の土曜日、その他館長が必要と認めた日となる。

c) 蔵書

蔵書数は和書152,352冊、洋書27,209冊、計179,561冊の蔵書を有しており、学生数・教員数に対して十分な冊数を備えている。

資料の収集に関しては、年2回教員へ希望図書の推薦依頼を行い、推薦された一覧とともに各学群選出の図書館運営委員会により教育・研究に沿った資料を選書している。同時に学生や教員からの希望資料の購入、学生による選書会（ツア）等を行い、実際に必要とされる資料の保存と利用を前提に収集を行っている。

d) 施設

本図書館は、次の施設・設備を有している。これらの施設・設備を活用し、研究・教育・学習を適切に推進している。

【表 3-5-D】

フロア	施設名		席数・台数
2階	ブラウジングスクエア		7席・PC2台(OPAC用)
	絵本スクエア		13席
	ジャーナルスクエア		16席・PC2台
	雑誌書庫		13席 (PC1台)
	セミナールーム	1	48席
		2	10席
		3	10席
	AVブース		11席
	コミックスクエア		19席・PC1台
1階	コラボックス	3	4席
		4	4席
	開架		104席・PC8台(内Opac4台)
	一般書庫		10席・PC1台
	保存書庫		-
	学習室		19席
	コラボックス	1	4席
		2	8席・PC1台
	セルフ・レファレンスコーナー		-

e) 図書館間相互利用 (ILL) サービス

本学で所蔵していない他大学・研究機関等の図書館にある資料を、利用者が直接訪問して利用できるように紹介状発行等を行う「訪問利用サービス」、資料のコピーを取り寄せる「文献複写」、所蔵資料を借り受ける「現物貸借」を提供している。また、国立国会図書館の資料の一部については、同館のデジタル化資料送信サービスに参加することで、閲覧と文献複写を提供している。これらのサポートサービスを通して、学内外から重要な雑誌、論文へのアクセスが可能となり、研究・教育・学習の幅を大きく広げている。

f) 新入生指導

全ての1年生に対し、学業・研究を的確に行うための図書館の活用について、必修授業等でガイダンスを行っている。図書館の利用方法、サービス内容と活用の仕方等を丁寧に解説・指導することで、学生の図書館への認識を高めるとともに、利用スキルを向上させている。その結果、学生は積極的に図書館を利用しておらず、効果的に活用している。

g) 広報誌

本図書館では広報誌「梅だより」を年4回発行しており、教員からの推薦図書、図書館道案内（図書館の利用のすすめ）、開館予定、新着図書案内などを広報し、図書館の活用を広めている。

3-5-③施設・設備の安全性・利便性

施設・設備は、バリアフリーなど安全性と利便性を図っており、外構関連では、車椅子用スロープや専用駐車スペースを備え、設備ではエレベーター、自動ドアを構内各所に整備しており、学生の多様性に配慮して、車椅子やオストメイトに対応した多目的トイレ、みんなのトイレ（ジェンダーレスなバリアフリートイレ）などを設置している。令和6（2024）年度は、最新の安全基準に適合した防火シャッターへの更新、夜間のキャンパスの安全確保に向けた屋外照明の更新等を行っている。

消火器、屋内消火栓ホース、防火シャッター、誘導灯バッテリー、誘導標識、非常照明等防火・防災設備他、水槽更新も実施した。

[基準3の自己評価]

（1）成果がでている取組み、特色ある取組み

・入学者選抜とアドミッション・ポリシーの周知

本学では、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）を大学・大学院ごとに策定し、毎年見直しを行い、大学ホームページや入試要項等で公表している他。オープンキャンパスや入試説明会でも積極的に周知を図っている。入学者選抜においては、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、特別選抜など、さまざまな選抜方法を設け、学力の3要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性）を多面的に評価している。

・学習支援体制の充実

学修支援体制については、学修者本位の教育実現に向けて教学マネジメントのPDCAサイクルを構築し、教育の質保証を推進している。令和3（2021）年度以降、CoursePower（LMS）やAssessmentor等のシステムを導入し、ICTを活用した学修成果の可視化を進め、DP達成度を学生面談等に活用している。

・キャリア支援の強化

キャリア支援についても、1年次から段階的なキャリア教育科目を配置し、インターンシップやキャリア形成実習を実施している。進路就職課による個別面談体制も整備されており、進路就職部教員と連携しながら学生の情報を共有する機会を毎月定例として設け、アドバイザー教員も含め教職協働で学生一人ひとりに向き合った指導を行っている。

・学生サービス・学習環境の向上

障害学生支援や経済的支援（奨学金、食の支援）、バリアフリー対応、図書館や自習スペースの整備など、学生サービスや学修環境の向上にも力を入れている。令和 6（2024）年度の活動としては、トレーニング棟の一般開放のルール策定に際し、第二体育館や既設の体育館ならびに各施設における学内外からの借用申請受付のルールを、学内関係部局・関係者と連携して検討・構築し、稼働している。

- ・デジタル化推進とネットワーク環境の整備

学生の主体的な学修を支える基盤として、学内ネットワーク環境の強化・最適化に継続的に取り組んでいる。とりわけ、近年のオンライン学習や ICT 活用の拡大を背景に、ネットワークの通信容量（キャパシティ）の拡大を重点施策として位置付け全学的な推進を開始している。

令和 6（2024）年度は学内全域において高速・大容量のネットワークを整備し、同時接続数や通信速度のボトルネックを解消。大教室、ラーニング・コモンズ、研究室、学生ラウンジなど、学習が行われるあらゆる場所で、安定した接続環境が確保できるよう当該の事業を計画（予算化）し、令和 7（2025）年度に実施予定である。（「基準 B：デジタル化の推進と情報教育の充実」と関連）

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・入学定員充足率の低下

令和 7（2025）年度は、大学全体の入学定員充足率が 81% と低下し、特に人文社会学類や子ども学類、学校教育学類で充足率が低い状況であること、大学院についても心理学専攻を除いて、定員充足に至っていないため、充足率改善に向けた取り組みが急務である。

- ・休退学防止・学習支援の強化

成績不振や欠席が続く学生への早期対応は実施しているものの、休退学者の減少には至っていない。令和 6（2024）年度は 1 年次での退学者の増加が問題となっており、学びを継続させるための原因分析や対応策の検討が必要である。

学生の抱える様々な困難（学習面、生活面など）を 1～2 年次の早期段階で発見し、アドバイザー教員の負担軽減を図りつつ、教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制を適切に整備・運営する必要がある。

内部質保証委員会から検討依頼があった「早期の学生支援の在り方」について、教務部と教学推進専門委員会、教学推進委員会が連携し、横断的な課題の改善方策を検討する。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・入学者確保・募集活動の強化

入学者確保のため、募集活動の強化は必須である。高校訪問の新規開拓やオープンキャンパスの充実、SNS やダイレクトメールの活用、進学相談会や出張授業などを積極的に展開する。

- ・入学者選抜方法・学修支援の改善

より意欲の高い高校生を年内入試で確保するため、募集人員や入学準備プログラムの見直しを行うとともに、入学準備プログラムやプレ・エントランスデーの実施により、入学後の学修へのスムーズな移行を支援していく。

- ・大学院の募集活動・支援体制の見直し

大学院においては、専攻ごとの説明会や研究発表会の実施、学内進学希望者への説明会など、専攻独自の取り組みを強化していく。

- ・休退学防止・学生支援の充実

内部質保証の観点から、教学改善をより推進していく。具体的には、学生ポータルシステムや保護者ポータルサイトの活用、アドバイザー制・オフィスアワー制度の運用、キャリア支援のさらなる充実、障害学生支援の合理的配慮の制度化など、学生一人ひとりに寄り添った支援体制を整えていく。

特に多様な学生への学修支援をさらに充実させるため、前期の修得単位数・GPA が基準に達しなかった 1・2 年生を対象とした継続的な学習習慣を身につけさせるプログラムを後期オリエンテーション期間中に実施する予定である。また、特に学力不振が深刻な学生にはリメディアルプログラムへの誘導を行う。

- ・学習環境の整備

学修環境の整備は、コロナ禍を経て、オンライン授業、オンデマンド授業が発達したことにより、特に学生・教員からの要望が高い Wi-Fi 環境の整備を行ってきたが、より詳細な調査を行い、限りある予算の中で効果的な対策方法を最優先で検討を進める。

コロナ禍により制限していた学生の課外活動が活発化してきたことから、体育館、グラウンドなどの施設についても整備を進めていく。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

大学及び大学院にて、本学教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、大学ホームページで公表している。【資料：大学ホームページ 教育理念・目的】

卒業・修了要件は、幅広い教養と専門的な知識・技能を身につけられるよう、授業科目の区分ごとに修得要件を定め、履修ガイドで周知している。

単位認定については「履修・単位認定に関する規程」に明確に定め、成績処理も含め厳格に運用している。また、履修上の手引きとなる履修ガイドでは、学生向けの丁寧な説明を、規程とともに掲載する他、入学時や年度初めのオリエンテーションにおいて周知している。【資料：尚絅学院大学履修・単位認定に関する規程】

4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

大学、大学院における単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準は下記の表の通り定めており、履修ガイドにて学生に周知している。

【表 4-1-A】大学、大学院における単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準

基準	大学	大学院
単位認定基準	尚絅学院大学履修・単位認定に関する規程	尚絅学院大学大学院履修・単位認定に関する規程
進級基準	進級基準に関する細則、健康栄養学群健康栄養学類進級基準に関する細則	-
卒業認定基準	尚絅学院大学学則第 48、49 条	-
修了認定基準	-	尚絅学院大学大学院学則第 33 条

【資料：尚絅学院大学履修・単位認定に関する規程、尚絅学院大学大学院履修・単位認定に関する規程】【資料：進級基準に関する細則、健康栄養学群健康栄養学類進級基準に関する細則】【資料：尚絅学院大学学則 第 48、49 条、尚絅学院大学大学院学則 第 33 条】

成績評価基準は、大学、大学院それぞれの学則の中で適切に定め、入学時に学生へ配付する履修ガイドにも記載し、学生オリエンテーションで周知している。

成績評価のガイドラインについては、絶対評価があまりなされていない状況の中で相対的評価を部分的に導入することを全学カリキュラム委員会（現在の教学推進委員会）で決定し設定を行っている。A 評価以上の人数を履修者数の 35%以内とし、S 評価（特に優れた者）の人数を履修者の 10%程度まで抑えるというガイドラインで運用している。特に S 評価割合については徹底することで成績評価を厳格化している。さらに、到達目標を明確にすることで、成績の根拠や理由を学生に適切に説明することとしている。【資料：教務便覧 成績評価のガイドライン】

なお、大学の成績評価については、平成 22(2010)年度に GPA を導入し、学生の学修成果を表す指標として履修指導や学修支援のみならず、特待生の選考及び教育実習の履修基準にも使用されていることから、学生にとっても重要な指標ともなっている。令和 2(2020)年度入学生より、教育開発推進委員会（現在の教学推進専門委員会）及び教務部委員会において、学生の学修成果をより詳細に反映できる指標としてファンクショナル GPA を導入している。

【表 4-1-B】 成績評価のグレードとその意味

<大学>

判定	素点	グレード	GP	意味
合格 (単位認定)	100~90 点	S	4	特に優秀な成績
	89~80 点	A	3	優秀な成績
	79~70 点	B	2	普通の成績
	69~60 点	C	1	合格と認められる最低の成績
	認定	N	-	合格
不合格	59 点以下	F	0	不合格

<大学院>

点数区分	評価の表示方法 (a)	合否
100~90 点	S	合格
89~80 点	A	
79~70 点	B	
69~60 点	C	
59 点以下	D	不合格

<大学におけるファンクショナル GPA>

素点	GP	評価	素点	GP	評価
100 点	4.5	S	79 点	2.4	B
99 点	4.4		78 点	2.3	
98 点	4.3		77 点	2.2	
97 点	4.2		76 点	2.1	
96 点	4.1		75 点	2.0	
95 点	4.0		74 点	1.9	
94 点	3.9		73 点	1.8	
93 点	3.8		72 点	1.7	
92 点	3.7		71 点	1.6	
91 点	3.6		70 点	1.5	
90 点	3.5		69 点	1.4	
89 点	3.4	A	68 点	1.3	C
88 点	3.3		67 点	1.2	
87 点	3.2		66 点	1.1	
86 点	3.1		65 点	1.0	
85 点	3.0		64 点	0.9	
84 点	2.9		63 点	0.8	
83 点	2.8		62 点	0.7	
82 点	2.7		61 点	0.6	
81 点	2.6		60 点	0.5	
80 点	2.5		0~59 点	0	F

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準は、各学則、規程、シラバスに基づき厳正に運用している。授業科目ごとに成績評価基準を定め、それぞれのシラバスに明示している。履修科目の成績は、期末に行われる筆記試験、レポート試験を主とし、平常の学修状況その他の成績を加味して科目担当者が評価している。教学推進専門委員会がレポート評価のコモンループリックを開発し運用を行い、科目担当者においても担当授業ごとにループリックを定め、学生に提示することにより学修成果の把握がより明確に理解できるようになっている。

学生が成績評価について疑義がある場合は、授業担当者に対して成績評価の確認を申し立てることができるようになっている。その手続等について「履修・単位認定に関する規程」(第12条)及び「成績確認の申し立てに関する細則」において定め、履修ガイドで周知している。また、4年次終了時点で卒業要件を満たさない者への対応については、「履修・単位認定に関する規程」の第13条(卒業)で定めており、厳正に運用している。

大学院においては、学位論文にかかる評価基準は、特別研究のシラバスに明記されており、それに基づいて評価を行い、研究科委員会にて最終的に審議を行うこととしている。これらの基準は全て、ディプロマ・ポリシーを踏まえて策定されており、学位授与に至るまでの一貫した質保証システムとして機能している。

【資料：シラバス(電子データ)】【資料：進級基準に関する細則、健康栄養学群健康栄養学類進級基準に関する細則】【資料：尚絅学院大学履修・単位認定に関する規程、尚絅学院大学大学院履修・単位認定に関する規程】【資料：シラバス 各専攻の特別研究】

4-2. 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

学群、学類と大学院各専攻の教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)は教育目的を踏まえ明確にしている。

学生に対しては、入学時配付の履修ガイドに、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)とともにわかりやすく記載し周知を図っている。【資料：尚絅学院大学ホームページ 教育理念・目的】

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

大学の教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)では、「学群及び学類等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。」と学則第27条に定めている。本学の教育課程は、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げる能力・態度を育成するため、カリキュラム・ポリシーに沿って編成・実施をしている。【資料：履修ガイド 2024年度入学生用 各学類のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー】

大学院の教育課程の方針(カリキュラム・ポリシー)は、「本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。」と大学院学則第23条に定めており、本大学院の教育課程は、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げる能力・態度を育成するため、専攻ごとに定めるカリキュラム・ポリシーに沿って編成されている。【資料：履修ガイド 2024年度入学生用 各専攻のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー】

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成しており、カリキュラム系統図、カリキュラム体系図・カリキュラム表を授業担当者全員に配付、周知している。これにより、当該科目のカリキュラム全体における位置づけ、到達目標との整合性を確保している。【資料：履修ガイド 2024 年度入学生用 カリキュラム系統図、カリキュラム体系図・カリキュラム表】

シラバスには、カリキュラムマップを明記し、適切に整備している。シラバスには、授業の達成目標、進め方、毎回の授業の事前事後学修の課題のほか、カリキュラムマップに合わせた成績評価の基準・方法を明記するよう、全授業担当者に求めている。【資料：シラバス作成要領】

単位制度の実質化を図るため、年間の履修登録単位数の上限を設定するとともに、成績の優秀な学生は前年度 GPA に応じて、上限を緩和する制度を設けている。【資料：尚絅学院大学履修・単位認定に関する規程 第 3 条】

4-2-④ 教養教育の実施

専門教育の教育課程と対をなす教養教育の教育課程は、多様な分野の部門を有する総合人間科学系を有することから、各部門に所属する教員が教養教育科目を分担することとしており、教養教育科目全体を統括して企画・運営する固定化された教員組織は置いていないが、教養教育に関する課題の共有・改善、またカリキュラム改正を念頭に置いた今後の教養教育についての検討は、教学推進専門委員会が担っている。【資料：尚絅学院大学教学推進専門委員会規程】

現行教育課程の授業計画・運営にあたっては、教員の分担や非常勤講師の採用計画、予算上の措置などについて、それぞれ教務部委員会や学系協議会、予算委員会、その他の会議等で、教養教育が十分に実施できるよう、全学的見地から検討・調整を行える体制としている。

本学における建学の精神の基礎をなすキリスト教に関連する教育活動については、学院レベルではキリスト教教育協議会、大学レベルでは宗教部委員会が中心となって検討を行っている。その際、教育課程への組み込みなどについては関連する部局と調整して検討することとしている。

少人数クラス編成のため、非常勤講師による授業の比率が高い英語科目については、令和 3 (2021) 年度から英語科目のみならず初修外国語についても検討を行う外国語教育運営委員会を設置し、教育内容、運営方法について随時検討を行っている。検討結果を実施に移す場合には、必要に応じて、教学推進専門委員会を経て教務部委員会・教務課との連携を行っている。また、毎年、非常勤講師を含む全授業担当教員を対象とした授業担当者 FD を開催しており、教育内容などについての情報交換を行っている。

教養教育科目の全般的な授業運営については、教務部委員会で扱っているが、キャリア教育や初年次教育、予算の企画など、全学的見地での企画・調整に関することは、教学推進専門委員会で扱うなど、連携を取りながら運営している。

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

教授方法の工夫や授業改善に関する調査研究、施策の立案・実施は、教学推進専門委員会が中心に行っている。FD 委員会と連携し、時宣にかなうテーマで FD を実施することで、教員は自身のアクティブラーニング等を含む授業内容や実践方法の改善に活かしている。

毎年複数回実施している FD のうち、年度開始前に行なう授業担当者 FD では、入学生の特徴、授業アンケート調査と在学生満足度調査などの結果に基づいて、教育改善についての具体的な課題と授業工夫のポイントを説明・提示する内容を取りあげている。実際の授

業改善（アクティブ・ラーニング、ITの活用、成績評価など）に関する先進的事例発表の中に、少なくとも1回は、実際の授業改善（成績評価方法含む）に関する事例発表を組み込んでいる。【資料：令和5(2024)年度FD研修会レジュメ（授業改善）】

専任教員については、教員個人評価制度の一環として、「教員自己点検・自己評価申告書」の提出を毎年度求めており、申告書の中で担当授業における工夫、改善点、学生による授業評価の結果と分析を記載することとしており、自身の授業改善に活用されている。

令和4(2022)年度後期より、専任教員による授業公開・授業見学を実施し、教員相互の授業方法の工夫や取り組みについて学ぶ機会を設定した。その成果・課題を踏まえて、年度末の学類FDでは、授業力の向上及び授業改善について理解を共有した。令和6(2024)年度前期も授業公開を実施した。

大学院においては、社会人学生のため、必要に応じて土曜日の授業開講や遠隔授業など、可能な範囲で授業に参加しやすい環境を提供している。

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果を点検するため、本学ではアセスメント・ポリシーに基づき、自己点検・評価委員会にてアセスメント・チェックリストを作成し、点検を行っている。

アセスメント・チェックリストでは、三つのポリシーを時期別（入学前・入学直後、在学中、卒業時・卒業後）とレベル別（機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベル）に、学生の学修状況・資格取得状況・就職状況、授業改善のための学生アンケート、各種学生アンケート（入学時、在学時、卒業時）、卒業後アンケート、就職先の企業アンケートなどのデータから、各部局長が分析し、作成している。

特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果については、SPレーダー、PROG（外部テスト）、各種学生アンケートを加味して作成している。【資料：学生の授業評価アンケート】

【資料：アセスメント・チェックリスト】【資料：大学教職員ポータルサイト ガルーン「FACT BOOK」ページ】【資料：各種学生アンケート】

各部局のアセスメント・チェックリストは、内部質保証委員会に提出され、その内容を共有し、改善策の検討を行い、委員長（学長）から「教学・大学運営活動改善のお願い」をもとに各部局長に改善の指示を出している。【資料：教学・大学運営活動改善のお願い】改善の状況については、内部質保証委員会で確認している。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

上記のアセスメント・チェックリストの情報、とりわけ教育内容・方法に関する情報については（学修成果の点検・評価の結果等）、教学推進委員会、教学推進専門委員会、教務部にフィードバックし、課題や問題点について検討し、教育内容・方法、カリキュラムの改善を進めている。

また、学生の学修成果の可視化を進め、学習効果を上げるために令和5(2023)年度後期から、学修成果可視化システム（Assessmentor）を導入した。これにより、学生の学修状況をグラフや表として可視化することができ（SP レーダーの結果、PROG の結果を含む）、教員は、この情報をもとに学生と面談、学習指導に活用でき、さらに教育内容・方法の改善につなげている。【資料：「大学で身につく力 Assessmentor 活用マニュアル」（学生用）（教職員用）】

【基準4の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの策定と周知

大学・大学院ともに教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを明確に策定し、大学ホームページや履修ガイド等で学生に周知している。

- ・厳格な単位認定・成績評価制度の運用

「履修・単位認定に関する規程」や学則に基づき、単位認定・進級・卒業・修了認定基準を明確に定め、厳正に運用。成績評価もガイドラインに基づき、S評価やA評価の割合を制限するなど厳格化を図っている。

GPA やファンクショナル GPA を導入し、学修成果の可視化・指標化を進めている。

- ・教育課程の体系的編成と教養教育の実施

カリキュラム系統図やカリキュラムマップを整備し、教育課程の体系性・一貫性を確保。教養教育も多様な分野の教員が分担し、全学的な体制で運営している。

- ・全学的な教学改善への展開

授業運営では、科目担当者が授業評価アンケートの分析結果を閲覧できるようになり、ディプロマ・ポリシーに基づいた科目の到達度設定から一連の授業運営・改善に繋げつつある。今後は収集したデータを元に点検し、全学的な教学改善へ繋げていく。

授業担当者 FD や授業公開・見学を通じて教員間の情報共有・授業力向上を図っている。

- ・学修成果の可視化とフィードバック

アセスメント・ポリシーに基づき、アセスメント・チェックリストや各種アンケート、外部テストを活用して学修成果を点検。学修成果可視化システム（Assessmentor）導入により、学修成果の可視化と個別指導・教育改善に活用しており、教学マネジメントの PDCA が機能している。学生の学びでは、学修計画の立案とアドバイザ一面談の連動、課外活動記録の蓄積や DP 達成度の自己評価により自律的な学修の素地ができつつある。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・シラバス記載内容の標準化とシラバスチェックの運用改善

シラバスの記載内容にバラつきがあり、チェック項目との整合性が取れていない科目がある。また、シラバスチェックの運用面においても、年々補助金等の対応により、チェック項目数が多くなってきているため、項目見直しの必要がある。

- ・学修成果のさらなる可視化と活用

Assessmentor 等の新システム導入は始まったばかりであり、今後はデータの活用促進や学生・教員双方への定着が求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

・FD活動・授業改善の強化

授業見学を実施することで、教員間の教育内容・方法及び学習指導の改善を推進し、実践の定着を目指す。

・シラバスチェックの強化と効率化

シラバスチェックについては、シラバス提出前にシラバスチェック担当者連絡会を対面で実施し、教員のセルフチェックを促すなど改善を図った。引き続き、次年度に向けて項目の見直しを検討する。【資料：シラバスチェックに関する説明会】

基準5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

尚絅学院大学を設置している学校法人尚絅学院の「尚絅学院組織規程」第9条で大学の管理運営組織を定め、学長を「大学の公務を掌握し所属の職員を統括し、大学を代表する」としている。組織規程では、学長のリーダーシップを確立・発揮するために、副学長、部長、学群長、学類長、研究科長、総合人間科学系長、大学事務部長を置き、学長補佐体制を確立している。【資料：尚絅学院大学組織運営規程】

副学長は、学長が副学長2人を指名し、業務分担（総括担当、教学担当）を行っており、1人は総括担当、もう1人は教学担当として学長を補佐している。【資料：尚絅学院大学副学長に関する規程】

副学長（総括担当）は、大学の管理運営において学長を補佐し、内部質保証委員会のもと、自己点検・評価委員長、IR推進専門委員長、大学キャンパス整備委員長、外部資金獲得専門委員長の他、大学予算編成、大学運営会議、教授会及び学系協議会の議長となり会議を取りまとめている。

副学長（教学担当）は、大学の教育・研究活動において学長を補佐し、教学推進委員長、教学推進専門委員長、全学FD・SD委員長、公的研究費補助金不正防止委員長を務めている。

本学における重要事項については、大学運営会議、教授会、常任会（常任理事会）に先立ち、学長副学長会議を開催し、教育研究及び管理運営上の重要事項について審議し、学長の意思決定を支えている。【資料：尚絅学院大学学長副学長会議規程】

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

本学の教育研究に関する学長の意思決定のため、教員が意見を述べるための機関は教授会であり、教授会の議題は、大学運営会議で事前に調整されている。大学運営会議の議題は、各常任委員会において審議されたものが大学運営会議に報告・提案される仕組みを構築している。さらに、本学における重要事項を検討・審議するため、学長副学長会議が設置されている。【資料：尚絅学院大学教授会規程】

大学院については、総合人間科学研究科委員会（以下、「研究科委員会」）において、大学に関わる教育研究に関する重要事項について審議を行っている。研究科委員会で審議された事項は、必要に応じて大学運営会議、教授会に研究科長から報告がなされ、大学全体で教育研究に関する情報共有が行われている。

a) 大学運営会議

「尚絅学院大学組織運営規程」に基づき、原則として月に1回、第2火曜日に開催される。学長、副学長（総括担当・教学担当）、学群長、学類長、常任委員会各部長、図書館長、研究科長及び大学事務部長、経営管理部長、大学事務部次長、総務課長で構成され、次の協議事項を協議することが規定されている。

- (1) 教育研究に関する方針に関する企画・立案及び運営に係る事項
- (2) 教育研究に関する中期計画・年次計画及び運営に係る事項
- (3) 学則その他教育研究に係る規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (6) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (7) 教授会の議題整理及び運営に関する事項
- (8) その他教育研究に関する重要事項

【資料：尚絅学院大学大学運営会議規程】

b) 教授会

「尚絅学院大学教授会規程」に基づき、原則として4月、5月、7月、9月、11月、1月、3月の第3火曜日に開催される。会議は学長が招集し、副学長（総括担当）が議長となり、原則として全専任教員が出席する。また、大学事務部長及び経営管理部長の他、各課長が陪席している。教授会では、「学則」に定めている次の事項を審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 将来計画及び中期目標・中期計画に関する事項
- (2) 学則及びその他の規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 教育課程及び履修方法に関する事項
- (4) 学生の転学、除籍及び懲戒による退学に関する事項
- (5) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (6) 教員の選考、任用、昇任及び進退に関する事項
- (7) 大学が行う評価の実施及び方法に関する事項
- (8) 予算配分方針に関する事項
- (9) その他大学教育研究に関する重要事項

【資料：尚絅学院大学教授会規程】

c) 常任委員会

「尚絅学院大学常任委員会組織運営規程」に基づき、原則として月に1回、第1火曜日に開催される。各常任委員会で審議された事項は、大学運営会議に報告・提案している。設置している常任委員会は、次の通りである。

- (1) 宗教部委員会
- (2) 入試部委員会
- (3) 高大接続推進部委員会
- (4) 交流推進部委員会
- (5) 教務部委員会

(6) 学生活部委員会

(7) 進路就職部委員会

【資料：尚絅学院大学常任委員会組織運営規程】

d) 学長副学長会議

「尚絅学院大学学長副学長会議規程」に基づき、原則毎週開催している。大学の管理運営業務に関する方針、計画及び執行方策等について協議し、大学運営会議及び教授会に提案等を行っている。学長、副学長（総括担当）、副学長（教学担当）、大学事務部長、大学事務部次長、総務課長等で構成されており、学長の意思決定を支える機関となっている。

e) 大学院総合人科学研究科委員会

「尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科委員会規程」に基づき、研究科長が招集し、大学院担当教員が出席している。委員会では、大学院学則に基づき、下記の内容について審議し、学長の求めに応じ意見を述べることができる。

- (1) 大学院学則及び諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 学生の除籍及び懲戒による退学に関する事項
- (4) 学生の試験及び課程の修了に関する事項
- (5) 学位論文の審査及び学位授与に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) 大学院担当教員の人事に関する事項
- (8) 大学院における自己点検評価に関する事項
- (9) その他、本研究科の教育及び研究並びに運営に関する事項

f) 学類会

学類長が招集し、原則第4火曜日に開催している。アドバイザーとして学類所属教員が集まり、学類の運営や教育研究の改善等について検討・協議がなされている。

このように、各機関がそれぞれの役割を担うことで、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築が適切に行われている。

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

教学マネジメントの機能性確保のため、「尚絅学院組織規程」に基づき大学事務部に総務課、入試課、交流推進課、教務課、教育研究支援課、学生活課、進路就職課、図書館事務室を設置している。それぞれの課に配置された職員は、「尚絅学院事務分掌規程」に基づき、教学マネジメント上の役割を意識して業務を遂行している。

本学は、教職協働を基本としており、教授会、大学運営会議には課長が陪席、常任委員会は課長が正規構成員となって会議を運営している。さらに、各種委員会においては、課長もしくは所管部局の職員が会議の構成員として出席するなど、教員と職員が協働で教学マネジメントの運営に携わっている。

なお、令和4(2022)年度に、教学マネジメント機能強化のため、学務分掌及び事務分掌の見直しを行い、令和5(2023)年度より新たな学務分掌・事務分掌で業務を行っている。【資料：尚絅学院組織規程】【資料：尚絅学院事務分掌規程】【資料：学務分掌】

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

大学及び大学院の教員については、大学設置基準で定める専任教員数を満たしており、学類及び専攻に適切に配置している。

なお、大学院総合人間科学研究科の教員は、大学の教員が兼担している。

【表 5-2-A】教員配置（人）

令和7(2025)年5月1日現在

学群学類・研究科	教授	准教授	講師	合計	
学長	1	—	—	1	
人文社会学群	人文社会学類	17	11	2	30
心理・教育学群	心理学類	6	3	0	9
	子ども学類	5	4	1	10
	学校教育学類	6	2	5	13
健康栄養学群	健康栄養学類	9	5	1	15
計		44	25	9	78
総合人間科学研究科	心理学専攻	6	2	1	9
	人間学専攻	5	0	0	5
	公共社会学専攻	4	4	0	8
	健康栄養科学専攻	4	3	0	7
計		19	9	1	29

a) 教員の採用・昇任について

教員の採用・昇任については「尚絅学院大学教員人事手続規程」、「尚絅学院大学教員資格審査規程」、及び「尚絅学院大学大学院担当教員資格審査規程」に従い、適切に行ってい

る。

教員の採用が必要な場合、当該学類長は、次年度対応の「採用人事申請書」を学系長に提出する。学系協議会（以下、協議会）は、提出された「採用人事申請書」を検討した上で、人事計画を立案し、経営管理部人事課に「提案理由書」並びに「募集要項案」を提出する。なお、人事計画は、設置基準に照らしての教員の必要性、カリキュラム運営に係る

教員の必要性、教授会構成員の年齢、専門領域等に係る人員構成上のバランス、その他、本学の将来構想等の観点から立案される。

「提案理由書」並びに「募集要項案」が常任会（理事会の下部機関である常任理事会）の承認を得た後、学系長は、教授会に採用人事を報告する。学系長は、「候補者選考委員会（以下、選考委員会）」の設置とその構成員について、学系協議会で検討確認後、教授会に報告するとともに、「募集要項」を学系協議会において検討・確認し、その要項に基づく募集及び候補者の選考業務を選考委員長に付託する。

選考委員会は、採用人事に係る募集を本学ホームページに掲載するとともに、国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する JREC-IN 等を通じて広く募っている。応募のあった候補者の選考については、厳正かつ慎重を行い、その結果を学系長に提出する。学系長は選考結果を協議会に諮り、若干名に対し面接を行うことを確認する。

面接は、選考委員の他、学長及び役員 2 名により、学内で行う。候補者選考作業の終了後、直ちに、選考経過及び結果を報告書及び選考資料を学系長に提出する。学系長は、提出された選考結果を検討し、学長に提案し、協議会の提案から、報告書及び参考資料をもとに全学的な観点で採用候補者を決定する。学長は、採用候補者を常任会に提案し、常任会において決定した採用人事を教授会に報告する。【資料：尚絅学院大学学系協議会規程】【資料：尚絅学院大学教員人事手続規程】

昇任については、昇任人事の提案を希望する学系部門主任又は学類長が「昇任人事申請書」、「履歴書（個人調書）」、「教育研究業績書」を学系長に提出し、協議会で検討の上、昇任候補者を確認する。併せて、教員自身が「昇任人事申請」等を行う手続き方法も導入されている。常任会で昇任人事を起こすことの承認を得た場合、学系長は「資格審査専門委員会」の設置を決定し、その設置及び構成員について教授会に報告した後、専門委員会に候補者の資格審査を付託する。専門委員会は厳正かつ慎重に審査を行い、審査経緯及び結果を報告書にまとめ、学系長に提出する。協議会は、学系長に提出された経緯と結果を検討し、学長に提案する。学長は、協議会の提案から、昇任候補者を決定し、常任会に提案する。学長は、常任会において決定した昇任人事を教授会に報告する。

大学院担当教員については、「尚絅学院大学大学院担当教員資格審査規程」並びに「尚絅学院大学大学院担当教員選考基準内規」に従い、各専攻からの提案に基づき資格審査委員会における審査を経て承認された大学院担当有資格教員の中から、研究科委員会で大学院担当教員を選考し、学長が承認し、理事会に報告する。

これらの手続きにより、教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等を実施しており、教員の確保と配置は適切に行われている。【資料：尚絅学院大学教員人事手続規程】

【資料：尚絅学院大学教員資格審査規程】【資料：尚絅学院大学教員資格審査基準申し合わせ事項】【資料：尚絅学院大学大学院担当教員資格審査規程】【資料：尚絅学院大学大学院担当教員選考基準内規】

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

a) 教員の資質・能力向上への取り組みについて

毎年、大学全体でFD集会を開催している他、学類や専攻でFDを実施するなど、教員の資質の向上に努めている。FDの開催については、全学 FD・SD 委員会を中心に、テーマや内容を所管する部局と連携して研修内容を決定し、FDを運営している。令和6（2024）年度に開催した全学のFDは、表5-3-Aの通りである。令和2（2020）年度に新型コロナの影響でZoomによる非対面方式での実施が取り入れられたが、令和4（2022）年度からほぼ対面での実施となってからも、オンラインの併用や研修の録画画像を公開しオンデマンドで視聴できるようにするなど、教員が参加しやすい開催方法を取り入れている。

【表 5-3-A】令和6（2024）年度大学FD実施状況

年度	開催月日	テーマ・主な内容
2024	6/3～6/7	前期授業公開
	8/8	科研費獲得の方法とコツ
	9/17	授業取り組みに関するFD（グループワーク）
	10/21～10/25	後期授業公開
	12/19	シラバスFD
	2/12	生成AIの動向と教育現場の活用
	3/11	2025年度授業担当者FD研修会
	3/19	大学に求められる障害学生支援の在り方～学生支援室の現場から～

また、各期末の授業最終回には、学生に対して「授業評価アンケート」を実施している。授業評価アンケートは、学修成果の可視化を目的としたシステム（Assessmentor）で即時集計結果が閲覧できるようになっており、教員は結果の具体的な分析により、授業改善の取り組みが行われている。授業評価アンケートの結果については、教員が毎年度提出する自己点検・評価申告書に記載され、学長が点検を行っている。授業アンケートの結果が著しく低い教員に対しては、学長もしくは副学長（教学担当）が当該教員に結果のフィードバックを行い、改善を求めるなどし、教育内容・方法の改善・工夫を促している。

なお、授業評価アンケートの内容は、教学推進専門委員会が適宜見直し、改善を主導している。

b) 教員評価について

教員個人評価については、平成 23 (2011) 年度から実施している。評価前年度の「教育活動」「研究活動」「社会貢献活動」「大学運営活動」の 4 分野について、「教員自己点検・自己評価申告書」の提出を教員に求め、自己点検・評価委員会の下部組織である教員個人評価専門委員会が「尚絅学院大学教員個人評価の基本方針」及び「尚絅学院大学教員個人評価運用内規」に基づき評価を行っている。評価は、分野ごとに行うこととし、ポジティブ評価を基本とする。学長は自己点検・自己評価の申告をもとに教員と面談を行い、評価結果を本人に通知する。特に優れている場合は「卓越」と評価される。「教育活動」について適切に評価することで、大学全体の教育内容・方法等の水準をより高めることに繋がっている。【資料：教員自己点検自己評価申告書】【資料：尚絅学院大学教員個人評価の基本方針】【資料：尚絅学院大学教員個人評価運用内規】

5-3-② SD をはじめとする大学運営に関する職員の資質・能力向上への取組み

学院の発展・成長を支える人材育成の方針に基づき、大学の教育研究活動の向上並びに事務部の業務効率の向上・能力開発を目的として、大学 FD・SD 委員会を設置しており、各種研修を計画している。その内容は FD に関するものが中心となっており、職員に対する SD、特に事務職員の SD (Staff Development) については、大学だけでなく学院全体に関連するため、現在は経営管理部人事課が中心となって計画・実施している。令和 6 (2024) 年度に実施した職員の能力開発のための SD の開催状況は、資料の通りである。

その他、大学独自の SD として、令和 5 (2023) 年度「教学マネジメントって何？学習成果の可視化と教学マネジメントの確立に向けて」「令和 6 (2024) 年度「個人情報と情報セキュリティ」を実施している。【資料：尚絅学院人事方針】【資料：尚絅学院大学 FD・SD 委員会規程】【資料：2024 年度 SD 一覧】

また、事務職員に対しては、平成 27 (2015) 年度より個人目標管理制度を導入している。目標管理制度はそれぞれの職能が求められる役割・能力（あるべき姿）を明確化し、個人の行動・能力を評価する制度と個人が目標を設定し、その遂行状況の振り返りを通して評価を行う制度である。【資料：専任事務職員評価制度 運用要綱】

この制度は、学院の中長期計画及び事務局事業計画に基づき示される部門・部局の運営方針、重点課題を踏まえ、年度当初に「目標管理シート」を作成・提出することから始まる。目標設定に際しては、個々人が組織の中での自らの使命・役割を自覚し、業務上の課題を認識した上で、適切な目標を設定することが最も重要となるため、上長との面談を必須としている。

そのようにして設定された目標は、年度半ばに進捗状況を上長と面談を通して確認される。その際、進捗が遅れている場合、想定していた効果が出ていない場合などは、原因を分析した上で、変更することも可としている。そして、年度末には上長、上位上長と再度面談を通して最終的に達成状況について確認している。年間を通した成果と改善点を本人と上長が共有しあうことによって、次年度以降の適切な目標設定にもつながる PDCA サイクルとなっている。なお、この制度は、継続的な業務改善・改革への意識を高めるとともに、個人の能力向上にも資しており、評価結果については平成 29 (2017) 年度より賞与にも反映させている。

その他、事務職員に対しては、学院の発展・成長を支える人材の育成、また教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、学外派遣研修、大学院派遣研修、資格取得支援に対する補助制度を設けており、個々人の資質・能力向上のため、必要な知識と技能を習

得する機会を提供している。【資料：尚絅学院事務職員の大学院派遣研修に関する規程】

【資料：中高教員と事務職員の資格取得支援並びに通信講座の受講支援に関する規程】

【資料：その他の支援制度】

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員研究室は、空調が整備され、設置基準に見合う広さの個室が確保されており、学内 LAN 及びインターネット接続等の環境が整備されている。教員が研究を行うための実験施設、設備についても必要なものは整備されている。科学研究費の間接経費の使途については、規程化し、学内公募により教員の教育・研究活動の環境の充実を図っている。【資料：科学研究費間接経費の公募申請について（お知らせ）広報】【資料：尚絅学院大学間接経費取扱規程】【資料：尚絅学院大学間接経費取扱運用規程】

研究活動の支援と活性化体制の一環として、学術発展・教員相互の学術の交流を目的とした「尚絅学院大学総合人間科学会（学術集会）」において、一般演題及び共同研究の発表の場を学会が中心となって実施し研究活動の活性化を図っている。

なお、研究活動を活性化するための施策として、「研究専念期間制度」を設けている。この制度は、申請により、1年間、授業や学務分掌を免除して集中的に研究に専念できるようにするものである。【資料：尚絅学院大学研究専念制度に関する規程】

さらに、教育研究活動の充実のため、科学研究費申請への取り組み支援体制の強化を進めている。

科学研究費申請に際しては、獲得に向けたアプローチとして、科研費獲得に実績のある教員を「助言者」とし、申請前の科研費計画書作成に関するアドバイスや申請書を点検する協力体制を整備している。また外部講師を招いての獲得のための FD を開催している。

令和 6(2024) 年度の科学研究費の申請・採択状況（件数）は、表 5-4-A の通りである。

【表 5-4-A】科学研究費の申請・採択状況

内容/年度	令和 6(2024) 年度	備考
教員数	80 人	名誉教授は除く
申請件数	33 件	継続分を含む
申請率	41.3%	申請件数／教員
採択件数	6(20) 件	() 内は継続分の件数

また、科学研究費以外の研究助成・受託事業資金の獲得に向けた支援の取り組みを進めしており、公募情報の周知や、申請手続き、並びに採択後の事務的手続きの支援を行っている。令和 6(2024) 年度の研究助成・受託事業の採択状況（件数）は、表 5-4-B の通りである。

【表 5-4-B】 研究助成・受託事業採択状況

年度	継続/新規	研究・事業名：団体
令和 6 (2024) 年度	継続	「文化統合の中でのユーラシア共同体の構築と研究」講座開設： ユーラシア財団 from Asia
	継続	SDGs 七夕企画：みやぎ生協、東北ろうきん、JELA
	継続	インクルーシブスポーツキャラバン：Golazo!・ベガルタ仙台、 JELA 他
	新規	パートナーシップづくり 若柳蓬田地区農業活性化：若柳蓬田中 山間地域集落協定・宮城県
	継続	とびだせ！閑上しらすプロジェクト：(有)まるしげ・名取市
	継続	きくらげ研究プロジェクト：(株)一路・名取市

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学における研究を安全かつ適切に行うため、下記に表示した規程を整備し、必要な委員会組織において、いずれも適切に運用している。

本学に所属する全ての研究者に対して、不正行為の事前防止と公正な研究活動を推進するため、定期的な規程類の見直しのほか、日本学術振興会「科学の健全な発展のために」や官公庁等から出されている研修資料・動画をはじめとする研究倫理資料年を用いて年に複数回の説明会、研究費に関する研修会を実施している。またそのほか、理事長による研究者面談、研究倫理啓発ポスターを年4回キャンパス内複数箇所に掲示する等の研究倫理啓発活動を実施している。

また、学生への研究倫理教育は、大学1～3年生については各学類の授業の中で「倫理教育」を実施しているが、令和6(2024)年度より初年次教育のカリキュラムの中で研究倫理教育を組み込んで対応している。

大学院生に対しては、特別研究の授業において、研究計画・実施・及び論文作成の指導の中で「倫理教育」を実施している。

【表 5-4-C】倫理関連規程

規程（内規等も含む）	目的
尚絅学院大学人間対象研究・調査の倫理に関する規程	研究・調査の協力者の人権を守るため。
尚絅学院大学における公的研究費補助金取扱いに関する規程	科学研究費などの公的研究費補助金を適切に管理するため。
尚絅学院大学における公的研究費補助金の不正防止に関する規程	研究活動及び研究費支出に関わる不正行為を防止するため。
尚絅学院大学研究倫理綱領	研究倫理の基本理念、研究者の倫理規範、支援・管理者の倫理規範を明確にするため。
尚絅学院大学における研究費等の不正防止対策に関する基本方針	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、不正防止に関する基本方針を定めたため。
尚絅学院大学不正防止計画	基本方針を踏まえ、具体的な不正防止計画を定めるため
尚絅学院大学公的研究費取扱要領	公的研究費の適切な使用方法を定めるとともに、本学一般規程における予算使用方法との乖離をなくすため
尚絅学院大学安全保障貿易管理ポリシー	昨今の国際事情を鑑み、研究内容や成果物の取り扱い

	について本学の方針を明示するため。
尚絅学院大学安全保障貿易管理に関する基本方針	研究成果の軍事利用等が行われないように、本学の方針を内外に示し、研究者の倫理観を向上させるため
尚絅学院大学产学官金連携ポリシー	地域等における学外団体との研究連携に対しての本学の考え方を内外に明示し、研究者に周知するため
尚絅学院大学知的財産ポリシー	知的財産に対する本学の考え方を内外に明示し、研究者に周知、研究者や成果を適切に護るため
尚絅学院大学利益相反ポリシー	学外・学内における活動等における利益相反に関する本学の姿勢を明示し周知するため
尚絅学院大学研究データ取扱いに関するガイドライン	研究データの各種取り扱いに関し、研究者が適切に取り扱うこと、倫理観を持つことを啓発するため
尚絅学院大学オープンアクセスについて	研究データの公表に際し、国が求めるオープンアクセス（オープンサイエンス）に従い、適切に実施していくため
尚絅学院大学遺伝子組換え実験安全管理規程	関連する実験が国の定めた安全基準を満たすようにするため。
尚絅学院大学化学薬品類管理規程	大学で教育・研究に化学薬品類を安全に用いるため。
尚絅学院大学動物実験等に関する規程	本学における動物実験を適正に実施するため。
尚絅学院大学動物実験倫理委員会内規	尚絅学院大学動物実験倫理委員会の組織及び運営について定めるため。

5-4-③ 研究活動への資源の配分

教育研究目的を達成するために、「尚絅学院大学研究費規程」を設け、研究費を配分している。個人研究費としては、教員には年間1人あたり35万円、大学院を兼担している教員には年間1人あたり40万円を配分し、図書や機器備品の購入、研究旅費などに使用されている。【資料：尚絅学院大学研究費規程】【資料：尚絅学院大学個人研究費内規】

上記研究費の他、本学における教育改善及び社会貢献に関する研究の推進並びに研究全般の統括を目的として、「尚絅学院大学総合人間科学研究機構」を設置し、子ども発達支援センター、環境デザイン教育研究センター、造形センター、SDGsセンターの4組織を置き、これらの活動及び研究機構プロジェクトによる研究・調査活動、学内外研究に関する重要案件の審議・決定、公募型学内外研究（研究費）の審議・決定、研究会、講演会等の開催を行っている。【資料：尚絅学院大学総合人間科学研究機構規程】

[基準5の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・教学マネジメント体制の確立・教職協働の推進

学群・学系制への移行が完了したことで、教学マネジメント体制が確立している。大学運営会議、教授会、常任委員会、学長副学長会議など、意思決定や情報共有のための会議体が定期的に開催され、権限の分散と責任の明確化が図られているほか、教員と職員が協働して教学マネジメントを運営しており、教授会や大学運営会議には課長が陪席、常任委員会では課長が構成員として参画している。

- ・教職員の資質向上への取り組み

FD (Faculty Development) や SD (Staff Development) を全学的に実施し、対面・オンライン併用やオンデマンド視聴も可能とし、参加しやすい工夫により、教員・職員の能力向上を図っている。職員には目標管理制度を導入し、PDCA サイクルによる継続的な能力開発を推進している。

- ・研究支援体制の充実

研究環境の整備や研究費の適切な配分、研究倫理の徹底、外部資金獲得支援など、研究活動の活性化に向けた多面的な支援が行われている。科研費申請支援や学内外の研究発表の場を提供している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・FD・SD 実施内容のさらなる充実

FD・SD の実施は定着しているものの、テーマや内容のさらなる多様化、実効性の向上が求められている。

- ・授業評価アンケートの活用と改善

授業評価アンケートは即時集計・分析が可能なシステムを導入しているが、効果的に授業改善へ反映させる仕組みの強化が必要である。

- ・研究活動のさらなる活性化

科研費等の外部資金獲得率や研究成果の発信力向上が課題となっているほか、研究倫理教育についてもさらなる充実が求められている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・教学マネジメントの強化

今後も、学長のリーダーシップを發揮する体制を維持しながら、時代の変化に対応した教学マネジメントが行えるよう、権限、配置を隨時見直していく。

- ・FD・SD の強化

教員・職員双方の資質向上に資する研修機会を拡充するとともに、より実践的な内容や外部講師の活用や他大学との連携による共同研修なども検討していく。

また、事務職員については、大学学務分掌の整理、事務組織の見直し、評価制度の改善などが適切に機能しているかの点検・修正を行い、職員の能力向上のための意識改革を推進する。

- ・授業評価アンケートの改善

授業評価アンケートについては、アンケート内容の適宜見直しを実施するとともに、アンケート結果のフィードバック体制を強化し、教員への個別指導や改善支援を充実していく必要がある。

- ・研究活動の活性化と倫理教育の徹底

科研費申請支援体制の強化や、研究助成・受託事業の情報提供、申請手続きを支援していく。研究倫理教育については、初年次教育や大学院教育に組み込み、全学的な啓発活動を継続していく。今後も研究環境の整備や資源配分の適正化を図り、研究力向上を目指す。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である学校法人尚絅学院（以下「本学院」という。）は、「学校法人尚絅学院寄附行為（以下「寄附行為」という。）」において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づき、学校教育を行うことを目的とする」と定めており、理事会が学校法人の業務を決し、理事長は法人を代表し、その業務を総理すると明記している。また、私立学校法の改正に伴い、令和 2（2020）年度から理事長並びに役員（理事及び監事）の賠償責任について寄附行為に定め、理事長及び役員の責任役割を明確にするなど、私立学校法及び寄附行為に則り、適切な法人運営を行っている。

さらに、令和 5（2023）年度から法人に内部監査室を設置し、業務監査、内部会計監査、情報システム監査、公的研究費監査等を行うとともに、会計監査人及び監事と協力・連携して、本法人の健全な発展と社会的な信頼の保持を図っている。【資料：尚絅学院内部監査規程】

本学院の管理運営に関しては、組織全体の運営については「組織規程」「管理運営に関する規程」、事務運営については「事務局職務権限規程」「事務分掌規程」に定め、規程に則り適切に運営している。

情報の公表については、私立学校法第 63 条の 2 に基づき、寄附行為、役員名簿、役員報酬等基準、事業報告書、収支計算書、財産目録、貸借対照表、監査報告書等の他、規程やガイドライン、設置認可・届出書等を法人ホームページに掲載している。また、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、大学の教育研究活動の取り組みに関する教育情報を大学ホームページに掲載している。さらに、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく情報公開についても大学ホームページに情報を公表し、教育及び経営に関して社会に適切に公表している。【資料：大学ホームページ 教員養成の情報公開】

内部統制システムの整備については、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制整備に関し基本方針を定め、併せてコンプライアンス基本方針と共にコンプライアンス推進規程を定めて、全ての教職員がコンプライアンスを確実に遵守し、社会的信頼を確保するよう、適正な法人の運営に努めている。【資料：学校法人尚絅学院内部統制システム整備の基本方針】【資料：学校法人尚絅学院コンプライアンス基本方針】【資料：学校法人尚絅学院コンプライアンス推進規程】

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

建物の安全性については、本学校舎は、全て建築基準法が改正された昭和 56（1981）年

以降に建築されており、新耐震基準に適合している。学内施設のバリアフリー化を積極的に進めており、車椅子に対応したスロープ、トイレ、駐車場の設置やエレベーターの設置等、身体の不自由な人に配慮した整備を進めてきた。

防災面では、危機管理委員会を設け、「尚絅学院大規模災害時対応に関する規程」に則った「災害時対応マニュアル」を平成 30(2018)年 4 月に改訂し、それぞれの個別事象

(地震、停電、ネットワーク障害、熊出没等)への対応を整備した。また、防災訓練を学生・教職員一体となって毎年実施している。【資料：尚絅学院大規模災害時対応に関する規程】【資料：2024 年度地震災害等に係る避難訓練を含む総合訓練 実施要項】

人権への配慮では、「尚絅学院ハラスメント防止等に関する規程」「尚絅学院ハラスメント防止のためのガイドライン」を整備し、この中で、学院に就学・就労するすべての構成員の人権が尊重され、公正、安全で快適な環境のもと、学習、教育、研究、就業等の機会及び権利を保障するための必要な事項を定めている。また、規程に基づきハラスメント相談員を配置するとともに、毎年、相談員に対し研修を実施している。さらに、外部相談窓口を設置している。【資料：尚絅学院ハラスメント防止等に関する規程】【資料：尚絅学院ハラスメント防止のためのガイドライン】

なお、教職員がハラスメントに関する理解を深めるための研修会を例年夏冬の 2 回開催し、一人でも多くの教職員が参加できるよう体制を整備することで啓発に努めている。さらに、ハラスメントに関する全学アンケートを実施し、その結果に基づき、大学における防止委員会や学院全体の防止委員会でも共有し、対応策を検討、実施している。

本学のキャンパスには、里山として利用されていた約 200,000 平方メートルの山林がある。防災、環境保全、環境教育への有効利用を目的として、平成 27(2015)年 12 月に、自然保護 NPO、市民、学生等の協力得て、「里山再生計画」を立ち上げ、平成 28 (2016)年 4 月から整備活動を継続して行っている。令和 4(2022)年度の学院創立 130 周年では、記念事業の一つとして「里山再生事業」を掲げ、令和 2(2020)年度より実行委員会を立ち上げ、子どもから高齢者まで多世代の市民を対象に“尚絅の森(里山)”を安全に散策できるよう、地元自治体からの支援も受けながら散策道の整備を行った。【資料：里山再生プロジェクト】

個人情報保護については、「個人情報の保護に関する基本方針」「尚絅学院個人情報保護規程」「尚絅学院個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、個人情報の保護が人格の尊厳に由来する基本的要請であることを深く認識し、本学院が保有する個人情報の取扱いに関する基本事項を定め、厳格に保護に努めている。【資料：個人情報の保護に関する基本方針】【資料：尚絅学院個人情報保護規程】【資料：尚絅学院個人情報保護に関するガイドライン】

また、平成 27(2015)年に施行されたマイナンバー法に伴い、平成 28(2016)年 3 月に「尚絅学院マイナンバー取扱い規程」を制定した。【資料：尚絅学院マイナンバー取扱い規程】

情報処理に伴う危機管理については、「尚絅学院情報セキュリティ規程」に基づき、教育・研究活動の円滑化と事務・管理業務の効率化を図る上で、情報資産の適切な運用及び保護は不可欠であることから、学院の情報資産を利用する全ての者が情報セキュリティの大切さを十分に理解し、情報資産の保護に努めている。平成 29 (2017) 年 11 月「情報セ

「セキュリティハンドブック」を全教職員に配付、説明し、徹底を図り、令和6(2024)年11月には改訂を行っている。【資料：尚絅学院情報セキュリティ規程】【資料：情報セキュリティハンドブック】

公益通報者保護については、「公益通報者保護に関する規程」に基づき対応している。公益通報者保護法の改正に伴い、令和4(2022)年度より対象に役員及び退職後1年以内の退職者を追加し、改正法に準じた対応を行っている。また、公益通報制度における通報相談の受け手として、常勤監事を活用することとし、内部監査室に公益通報窓口の機能を令和5(2023)年4月より移管した。さらに、外部通報窓口を開設した。令和5(2023)年10月には「尚絅学院公益通報者保護に関するガイドライン」を制定した。【資料：尚絅学院公益通報者保護に関する規程】【資料：尚絅学院公益通報者保護に関するガイドライン】

教職員の安全・健康については、「尚絅学院安全衛生委員会規程」に基づき、月1回、産業医を含めた安全衛生委員会を開催し、職場巡視、教職員の安全対策、健康管理を協議、実施している。また、ストレスチェックを毎年度実施し、専門医による教職員の面談を行い産業医へ報告している。また、所属長が配慮を必要とする職員の把握を行っている。【資料：尚絅学院安全衛生委員会規程】【資料：学校法人尚絅学院就業規則】

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

基準項目6-2を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は原則として隔月開催（年6回）され、寄附行為の定めにより適切に運営されている。評議員会は原則年3回開催するとしているが、理事会同様に隔月開催されている。令和6(2024)年度は第4次中期計画(2019～2024年度)の総括を行った上で第5次中期計画(2025～2029年度)を策定した。中期計画に基づき策定される年度毎の事業計画は、予算と共に理事会及び評議員会で審議、策定され、その実行については、事業報告として所属ごとに総括された上で、決算と共に審議され、その結果が次期計画の策定に反映される。

大学の予算については、法人の財政計画・予算方針に基づき評議員会での意見聴取の上、理事会が決定する。これに先立ち、常任会の審議を経た予算編成方針及び概算予算額が大学の学長副学長会議に内示され、学長副学長会議は、学長の責任のもとに、各部局の予算申請内容についてヒアリングを行い、大学事務部総務課で査定・調整のうえ、大学の年度ごとの事業計画及び意向を反映した予算案を作成し、経営管理部に提出している。

令和6(2024)年度は理事会開催が7回、評議員会開催が5回となっている。理事の出席率は91.8%と良好であり、評議員についても出席率は84.8%となっており、会議当日出席できない理事からは意思表示書、評議員からは議案承認書により意見を求めた上で開催している。【資料：理事会・評議員会及び監査の状況】

また、理事、評議員、監事が一堂に会し、私学が抱える課題等について研修する場を設

けていると共に、常任会(常任理事会)メンバーに大学・中学校・高等学校・幼稚園の管理監督職位者等を加え、理事会の課題共有及び意見交換を目的とした研修会を拡大常任会と称し、年1回開催している。

さらに、学院の業務の円滑な運営を図るため、理事会をサポートする機関として、理事長、学院長、常務理事（2名のうち1名は事務局長）、学長、中学・高等学校校長、幼稚園園長及びその他の理事の中から選任された1名によって構成される常任会(常任理事会)を設置、開催しており、「学校法人尚絅学院寄附行為施行細則」並びに「学校法人尚絅学院常任会規程」に則り、理事会からの委任事項の審議決定及び理事会・評議員会の議題整理を行っている。【資料：尚絅学院常任会規程】

理事の選任については、私立学校法、「学校法人尚絅学院寄附行為」第7条及び「学校尚絅学院寄附行為施行細則」第3条に則り、適切に選任されている。

令和6(2024)年5月1日現在、理事15人中、理事長、学院長、常務理事（2名のうち1名は事務局長）、各学校の長の7人を除く8人は、学外理事である。特に第2号理事（評議員会選出）・第4号理事（学識経験者枠）の4人は、弁護士、元副知事、幼稚園経営者、元公立高校長による、多様な人材で構成されている。理事会では高い見識による多様な意見が表明され、法人と大学相互のチェック体制が機能している。

令和6（2024）年度は、任期満了のため9月開催理事会、評議員会において理事の選任を行った。

【資料：学校法人尚絅学院寄附行為】【資料：尚絅学院尚絅学院寄附行為施行細則】【資料：役員名簿・評議員名簿】

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

本学の使命・目的の達成のため、最高意思決定機関の位置付けである「理事会」と諮問機関の位置付けである「評議員会」においては、経営面における審議・諮問が適切に行われている。

教学部門の重要な事項で、学校教育法及び学長裁定により定められた事項については「教授会」で審議されている。理事会、常任会、教授会それぞれにおいて、経営の安定と教育水準の向上を達成するため、使命・目的の実現に向けての継続的努力がなされている。

大学は、学則第2条に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自己点検及び自己評価を行う」と定め、同様に、尚絅学院大学大学院では、学則第3条に「本大学院は、教育研究水準の向上を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自己点検及び自己評価を行う」と定めており、いずれも、大学及び大学院の使命・目的に即した自主的・自律的自己点検・評価を行うため、その規定に則り、自己点検・評価を実施している。【資料：学校法人尚絅学院寄附行為施行細則】【資料：学校法人尚絅学院理事会規則】【資料：尚絅学院大学教授会規程】【資料：尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科委員会規程】【資料：尚絅学院大学自己点検・評価委員会規程】【資料：尚絅学院大学教員個人評価運用内規】

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①法人の意思決定の円滑化

理事会は、寄附行為に基づく最高意思決定機関として法人の業務を決し、理事の職務遂行を監督している。理事長は法人を代表し、その業務を総理するなどリーダーシップを発揮し、円滑な意思決定ができる内部統制環境を整備している。理事会には第1号理事として学長が加わり、教授会と理事会をつなぐ役割を担っている。理事会に諮るべき大学関連事項は、大学の運営会議及び教授会で審議後、必要に応じ常任会で確認の上、理事会の議題となっている。学院の運営・経営に係る大学の重要事項については、理事長と学長で隨時打ち合わせを実施しており、両者の了承のもとに、学長が大学へ協議・対応を的確に指示している。

予算及び事業計画等、あらかじめ評議員会における意見の聴取が必要な事項（諮問事項）については、常任会で議題が整理され、評議員会に諮った後、理事会での審議において、報告の上、理事会で審議、決定されている。

理事会で決定した事項は、経営管理部企画課から全教職員にその概要を広報する一方、学長からは教授会構成員に説明を行っている。

教職員からの提案や意見・要望については、教員及び事務職員で構成される常任委員会において意見を反映させることができ、案件に応じて大学運営会議、教授会、学長副学長会議等で審議され、教育研究や業務運営の改善がなされている。学院全体に関わる案件については、学長から理事長へ報告され、常任会や理事会において審議するなど大学及び学校法人の連携体制が整備されている。

教授会には、大学事務部長、経営管理部長及び大学と経営管理部の各課長が陪席し、議案によっては説明を行い、質問に応えるなどの対応を行っている。大学常任委員会には大学各課の課長及び担当者が出席し、教職協働により実務が適切に行われている。

事務組織においては、大学事務部長・同次長、経営管理部長・同次長、中高事務長の事務管理職位者による「事務管理職会議」が事務局長の招集により適宜開催されている。また、大学では大学事務部長の招集により、事務部長・課長連絡会を毎月1回開催しており、部局間の情報共有をはじめ、大学全体の課題解決に向けた検討が行われている。特に教学部門における各担当間のコミュニケーションの円滑化と業務運営の効率化が図られている。

評議員会の運営は、寄附行為第22条に基づき、理事長の指名により学内評議員が輪番で議長を担当し、実施されている。評議員会の開催は、寄附行為施行細則第12条第2項に原則年3回と定めているが、寄附行為第24条に定めた諮問事項以外でも、重要と思われる議案に際しては、評議員会の意見を聴取している。実際には例年5~6回の開催となっており、諮問機関としての役割を十分果たしている。

大学の予算については、法人の財政計画・予算方針に基づき予算案が作成され、評議員会における意見聴取の後、理事会で決定する。

評議員の選任は、寄附行為第26条及び寄附行為施行細則第6条に基づき適切に選任されている。評議員会は、5つの選出母体ごとに選出された計31人(令和6(2024)年5月1日現在)で構成している。【資料：学校法人尚絅学院寄附行為施行規則】

監事による定期監査は年度期中と決算期の2度実施しており、令和5(2023)年度からは常勤監事の配置により隨時監査も実施し、その結果は理事長の他、常任会で報告、共有している。理事長は、その報告を受け、改善必要事項等については、各所属長を通じ、速やかに改善するよう指示を行う。

令和5(2023)年度より「内部監査室」を設置し、内部監査体制の強化を行うとともに、内部監査室が所管し監事、会計監査人(公認会計士)を構成メンバーとした監査協議会を年2回開催することとし、三様監査体制の強化に向けた体制整備を実施した。内部監査室により実施されている内部監査の結果等については、理事長より常任会に報告され、各所属長を通じ必要に応じて改善に向けた取り組みが実行される。【資料：尚絅学院監事監査規程】

監事の選任に関しては、寄附行為第8条に明記されており、理事会での選出後、評議員会での同意を得て理事長が選任するシステムとなっている。

監事2名(令和6(2024)年5月1日現在)は、税理士と金融機関管理職経験者で、業務及び経理・会計に精通した人物を選任し、毎年、文部科学省主催の監事研修に参加し、研鑽を積んでいる。監事は、寄附行為第16条(7)に法人の業務または財産の状況について意見を述べることが認められており、理事会において適宜、発言し職務を果たしている。令和6(2024)年度に開催した理事会・評議員会にいずれかの監事は出席しており、出席率は85.7%である。

会計については、監事が期末監査時に会計監査人と会計処理状況について意見交換を行い、執行状況を点検している。決算期には、会計監査人より計算書類、財産状況の説明を受け、問題を抽出するなど、監事と会計監査との連携は適切に図られている。その結果については、理事長に監査報告書を提出のうえ、理事会と評議員会において報告を行う。

【資料：会計士監査並びに監事監査報告】

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4の自己判定

基準項目6-4を満たしている。

(2) 6-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-4-①財務基盤の確立

令和6(2024)年度の財務比率において、短期的な支払能力を示す流動比率は200.3%であり、1年以内の支払債務の資金は確保している。しかし、中長期的な観点でみると、積

立率は49.5%であり、依然として50%を下回っている状況である。学校法人の経営を持続的かつ安定的に継続するため、将来の施設・設備の更新や退職金の支払等に必要となる運用資産を確保しなければならぬ、今後の課題でもある。

6-4-② 収支バランスの確保

令和6(2024)年度の教育活動収入は3,754,977千円と全体的に収入が減少し、令和5(2023)年度より76,952千円の減少となった。一方で、人件費や各経費が減少し教育活動支出は3,678,344千円と令和5(2023)年度より205,822千円削減された等から、教育活動収支差額は76,633千円となり令和2(2020)年度以来のプラスで終えることができた。その結果、人件費比率は63.3%で前年比2.2%の削減となり、経常収支差額比率は2.7%で前年比3.5%の上昇となった。

外部資金の導入については、外部資金獲得専門委員会を開催し、補助金・科研費・受託事業の獲得に向けて情報共有している。また募金委員会を開催し、現行の事業内容や規程の見直しを行い、令和7(2025)年度に新募金事業を立ち上げる運びとなった。資産運用については、年4回の定例の資金運用会議を開催し、保有している有価証券の運用状況や市況等について検討し、運用利回り2.45%の配当収入を計上した。

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

本学院の財政計画については、平成30(2018)年度に策定した「中期財政計画(2019~2024年)」に基づき予算編成・執行が確実に実行されてきたが、入学予定者数や補助金収入の実情に合わせ都度予算額を変更している。【資料：中期財政計画(2019年度から2024年度)】

平成30(2018)年度に「尚絅学院中期計画(2019~2024年)」を作成し、学院のビジョンと方針、並びに各学校の目標と方針に基づいて、学校ごとの詳細な教育充実に関する計画を明示している。【資料：尚絅学院第4次中期計画(2019~2024年度)】

中でも令和5(2023)年度は、主に4項目について重点的に整備を行った。【資料：2023年度主要施設整備一覧】

(1) 教育環境の充実		
・学内無線LAN増強(BYODのためのエリア拡大)	10,783千円	
・教室備品更新(教室、実験室)	4,539千円	
(2) 安心安全なキャンパス		
・廊下LED照明更新(明るさの確保)	2,459千円	
・学生駐車場誘導線整備(通学の安全)	1,001千円	
(3) 快適なキャンパス		
・第一体育館男女シャワー室更新	1,320千円	
(4) 省エネ対策		
・空調電力デマンド制御装置設置	6,336千円	

特に、教育環境の整備については、将来の教育計画に基づいたキャンパス計画を立て、その計画に沿った施設整備事業を実施してきており、中でも令和6(2024)年度のBYOD(学生1人1デバイス)の本格的な教学利用に備え、令和2(2020)年度から順次、アクセスポイントの増設や情報関連機器等の更新等の設備投資を行ってきており、令和7(2025)年度の幹線ネットワークの増強を行って一通りの整備を終了する予定である。その他、安心安全

なキャンパスを目指し、令和3(2021)年度から照明のLED化を計画的に改修しているが、同時に省エネ化にも寄与している。

財務運営については、予算編成におけるルールや役割を明文化するとともに、四半期ごとの予算執行状況の確認を行うこととした要領を整備したことにより、先に導入した財務会計システムからWEB上で常時確認できることが認知され、各部局の予算を学類・部・センター等の会議において予算執行状況の報告が行えるようになったことで、年度末の駆け込み執行や支払い忘れといった未払案件の減少につながっている。【資料：尚絅学院予算統制要領】

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

本学院の会計処理は、「尚絅学院経理規程」「尚絅学院事務局職務権限規程」「尚絅学院組織規程」「尚絅学院事務分掌規程」「尚絅学院固定資産及び物品調達規程」「尚絅学院固定資産及び物品管理規程」その他の関連学内規程に則り、学校法人会計基準を遵守し行われている。【資料：尚絅学院経理規程】【資料：尚絅学院事務局職務権限規程】【資料：尚絅学院組織規程】【資料：尚絅学院事務分掌規程】【資料：尚絅学院固定資産及び物品調達規程】【資料：尚絅学院固定資産及び物品管理規程】

令和5(2023)年度、財務課を財政課と経理課に分けており、チェック機能とけん制機能を持たせた。組織面からけん制のため、資金の調達と運用は財政課、物品購入業者への月次の支払いは経理課、教職員への給与等の支払いは人事課、財務会計データの作成・管理は経理課と財政課において行っている。

予算の執行に関しては、所属（学校）ごとの予算執行管理権限者の決裁に基づき実行される。予算執行の決裁は出金承認伝票により行われ、決裁後は経理課で会計処理され、会計データを財務会計システムに入力・管理している。

令和3(2021)年度から財務会計システムによる入力・管理されたデータは、各学校においてオンラインで確認できるよう整備し、予算執行状況の確認等に利用されている。

次年度の予算方針及び概算予算については、9月上旬の常任会で決定され、それに基づき各部局から申請のあった予算内容について、大学においては各部局ヒアリングを経て、総務課で調整し1月末に財政課に提示される。財政課では予算申請項目、申請額等について精査を行い、常任会の審議を経て3月理事会で予算案が審議され決定する。

予算の厳守や、支出の適正を図ることを重視しているが、予算と大きくかい離する場合は、補正予算を編成し理事会の議案としている。

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については監事及び監査人を置き、適切に実施している。学校法人会計基準及び関連法規、また、学内規程と内部統制に基づき適正な会計処理が行われているかを常勤監事1名と非常勤監事1名、公認会計士事務所へ監査委託している。

監事による監査は「尚絅学院監事監査規程」に基づき年2回実施され、令和5(2023)年度から「尚絅学院内部監査規程」に基づき、内部監査室が設置され、半期ごとに監査協議会が開催され、その結果は常任会、理事会で報告される。常任会記録については、その都度監事へ郵送され確認を受けている。【資料：尚絅学院監事監査規程】【資料：尚絅学院内部監査規程】

公認会計士による会計監査については、年度途中の期中会計監査、及び決算監査により行われており、公認会計士が必要と判断する場合は、期中間の監査を都度実施している。公認会計士の監査状況は表6-5-Aの通りである。

【表6-5-A】公認会計士監査状況

年度	実施延べ日数	監査延べ時間数
令和6(2024)年度	8日	314.0時間

※期首現金実査含む

なお、毎年5月に実施される期末の監事監査においては公認会計士並びに監事により会計監査、各所属の業務監査が行われ、その後、監査協議会が開催され、双方による意見交換会を実施している。また、毎年度決算監査前に税理士事務所による税務監査を受け、適正な納税を行っている。

期末監査後、理事会での決算承認を受け、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録及び監査報告書は事業報告とともに本学院ホームページで公表している。

内部監査に関しては、「尚絅学院内部監査規程」に基づき、「内部監査室」が主管となり定期監査及びフォローアップ監査を実施している。【資料 5-1-1：尚絅学院内部監査規程】

【基準6の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・経営の規律と誠実性の維持

令和5(2023)年度から内部監査室を設置し、業務・会計・情報システム・公的研究費などの監査体制を強化。会計監査人や監事と連携し、健全な発展と社会的信頼の保持に努めている。

従来の監事定期監査の他にも常勤監事による随時監査を実施している。適正な会計処理の実施に向けて、学内の意識改革に貢献する結果となっている。

- ・情報公開・コンプライアンス

私立学校法や学校教育法施行規則等に基づき、法人・大学の情報をホームページで公開。内部統制システムやコンプライアンス推進規程を整備している。

- ・環境保全・人権・安全への配慮

新耐震基準に適合した校舎、バリアフリー化、防災訓練の実施、ハラスマント防止規程やガイドラインの整備、外部相談窓口の設置など、多様な安全・人権配慮の取組みを展開している。

・理事会・評議員会の機能強化

理事会・評議員会を定期開催し、出席率も高く、多様な外部理事を登用している。中期計画に基づく事業計画・予算策定、意思決定体制の強化が図られている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

内部統制の強化、監査体制の充実により、自己点検・評価や外部による評価で発見された、会計処理の適正性に関する改善要請事項等は現時点では特になし。

もっとも、令和5（2023）年度に財務課を財政課と経理課に分割した措置は、組織的なけん制機能を有効に機能させる上で、一定の役割を果たしている一方で、この分離体制への移行に伴い、外部会計監査対応時における財政課と経理課の役割分担の明確さに、更なる改善の余地を認めている。けん制機能は引き続き維持しつつも、監査対応の効率性と確実性を高めるための課間連携と役割の明確化を改善の機会として捉えている。

また、経営環境の変化に伴う学納金収入の漸減傾向に対し、財務基盤の安定化と持続可能性の確保が組織的な重要課題であり、次年度の最優先課題として位置づけている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

内部統制、監査体制は機能しており、一定の成果は表れている。引き続き、前項で明らかになった課題の解決を含め、内容の充実強化に組織として取り組む予定である。

その上で、会計処理の適正性確保の観点から、組織内に構築されたけん制機能を維持しつつ、会計処理の適正性を担保する決済機能の更なる強化を見据え、監査対応における役割分担の明確化と課間連携の強化を推進し、組織的な対応能力の向上に努める。

また、経営基盤の安定化を目指し、学納金収入の漸減傾向に対応するため、本学の持続的な経営を可能にする収支構造の見直しと効率化・適正化を含めた戦略的な財政運営の強化を推進していく。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携

基準項目	評価の視点
A-1 地域連携の体制	①地域連携・共創のための組織の整備 ②中期的な計画への反映
A-2 地域共創	①自治体、企業・団体、他大学等との連携協力 ②地域連携を軸とした教育研究活動 ③教育研究成果の地域への還元
A-3 地域に開かれた大学	①サテライトキャンパスの活用 ②リカレント教育推進の取り組み ③学内外への情報発信

A-1 地域連携の体制

A-1-① 地域連携・共創のための組織の整備

A-1-② 中期的な計画への反映

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域連携・共創のための組織の整備

本学では、「キリスト教精神に基づく教育によって、自己を深め、他者と共に生きる人間を育てる」という建学の精神踏まえ、地域連携・社会貢献を教育・研究に並ぶ本学の第三の柱と位置付け、全学を挙げて地域の人材育成と諸課題の解決に取り組んでいる。令和元（2019）年に以下の地域連携方針を策定し、東北をもっと元気にする全国随一の大学を目指している。

【表 A-1-A】尚絅学院大学地域連携方針

1. 地域の未来を創出する人材を育成する。[地域人材の育成] 地域と連携した実践的な教育を積極的に導入することにより、地域社会の発展に貢献する次世代の人材を育成・輩出します。
2. 大学の総合的なリソースを地域に還元し、地域社会の発展に貢献する。[地域連携活動] 住民自治組織、自治体、地元企業等との地域連携活動ならびにボランティア活動を全学的に推進します。意欲・活力溢れる学生の力と大学の知のリソースを地域に還元することにより、地域社会の活発化と発展に貢献します。
3. 地域と協働する教育研究を強化・推進し、豊かな未来を実現する。[連携研究] 地元企業・団体・自治体・国等の相談に応え、地域の課題解決に向けた研究を地域と協働して推進します。その成果を地域社会に実装し、持続可能で豊かな地域社会の構

築に貢献します。

上記方針に基づき、自治体、企業、他大学等と連携及び協働し、地域の未来を創出する人材の育成並びに、大学の総合的のリソースを地域に還元し、地域社会の発展に貢献するとともに、本学の教育研究の充実発展並びに教育研究の目的達成に資することを目的として、令和3(2023)年に地域連携センターを設置した。

A-1-② 中期的な計画への反映

本学では、令和7(2025)年度から5年間の第5次中期計画の目標として、「建学の精神を堅持し、学修者中心の教育のさらなる推進と共に、研究、地域共創等の活動を活発化し、社会から必要とされる大学であり続ける」を掲げ、重点課題として地域共創に向けた取り組みの促進を設定している。

A-2 地域共創

A-2-① 自治体、企業・団体、他大学等との連携協力

A-2-② 地域連携を軸とした教育研究活動

A-2-③ 教育研究成果の地域への還元

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 自治体、企業・団体、他大学等との連携協力

本学が所在する自治体の宮城県名取市とは、平成14(2002)年度に、「文化・産業事業支援に関する協定」を締結し、平成21(2009)年度にはそれを発展させた「官学連携に関する基本協定書」を締結した。以来、教育、文化、産業振興、まちづくり、福祉などの分野において相互に協力し、地域社会の発展を推進している。

平成29(2017)年度に宮城県川崎町との包括連携協定を締結し、双方の連携協力のもと、地域活性化の実現に向けて取り組みを行ってきた。また、教員が研究フィールドとして同町を研究し、「川崎学」として研究成果を発表している。令和2(2020)年度には、宮城県大衡村との包括連携協定を締結し、観光や産業振興等に係る事業を行っている。

令和6(2024)年度には、仙台市太白区、長町商店街連合会、長町地区町内会連合会、本学による全国的にも例がない産官学民四者による地域のまちづくりに係る連携協力協定を締結し、地域の活性化に取り組んでいる。

企業・団体との連携に関しては、令和6(2024)年度に地元の和菓子製造企業並びに地域企業団体である AKIU VALLEY 協議会と秋保地域未来創造事業における連携・協力に関する覚書を締結し、地域活性化の連携事業を実施している。

自治体や企業・団体、他大学との主な協定・覚書等は表 A-2-A、B、C の通りである。

【表 A-2-A】自治体との主な協定・覚書等

年度	主な協定・覚書等（締結日）
2007	・仙台市教育委員会：連携協力に関する覚書（2007/10/23）
2009	・名取市：官学連携に関する基本協定（2010/2/10）
2016	・宮城県教育委員会：包括連携協力に関する協定（2016/12/22）
2017	・川崎町：包括的連携に関する協定（2017/4/5）
2018	・青森県：UIJ ターン就職促進に関する協定（2018/11/14）
2019	・亘理町教育委員会：連携協力に関する協定（2020/1/21） ・大衡村：包括的連携に関する協定（2020/2/21） ・山元町教育委員会：連携協力に関する協定（2020/2/26）
2021	・塩竈市教育委員会：連携協力に関する協定（2022/1/19）
2024	・仙台市太白区、長町商店街連合会、長町地区町内会連合会：仙台市太白区長町地域におけるまちづくりに係る連携協力に関する協定（2024/3/30）

【表 A-2-B】企業・団体等との主な協定・覚書等

年度	主な協定・覚書等
2021	・有限会社まるしげ（閑上しらすのキャラクター、ロゴ、愛称の作成）
2022	・株式会社ベガルタ仙台、障がい者サポートアーズ Golazo!（インクルーシブスポートキャラバン及び相互協力連携）
2023	・株式会社一路（きくらげに関する各種調査・レシピ案作成）
2024	・AKIU VALLEY 協議会、株式会社こだま（秋保地区未来創造事業における連携協力）

【表 A-2-C】大学等との主な協定・覚書等

年度	主な協定・覚書等
2007	・学都仙台コンソーシアム：単位互換ネットワークに関する協定（2007/4/1）
2017	・放送大学：単位互換に関する覚書（2017/9/20）
2019	・関東学院大学：相互協力・連携協定（2019/4/23） ・宮城教育大学：宮城教育大学大学院教育学研究科専門職学位課程入学者選抜試験における特別選抜協定（2019/12/14） ・仙台大学：包括的連携に関する協定（2020/1/10）

A-2-② 地域連携を軸とした教育研究活動

令和6(2024)年度の本学所在地県内での教育・研究・課外活動の回数は210回を超えており、その活動内容は、授業でのフィールドワーク、企業等との連携・協力事業、教員による公開講座・生涯学習講座の実施、学生の地域活動など多岐にわたっている。

令和6(2024)年度名取市産学官連携促進事業として「閑上しらすプロジェクト」「きくらげプロジェクト」を市・地元企業とともに継続展開し、しらすの商品企画提案、地域

のきくらげの給食提案を行った。また名取市、塩竈市との教育連携協定に基づき、支援を必要とする小学生に対するオンラインによる支援を実施、効果を上げている。その他、名取市の主催するイベントへの協力や、学生の地域実習等、相互協力のもと地域社会との発展に貢献している。

自治体や企業・団体と連携した主な教育研究活動は表 A-2-D の通りである。

【表 A-2-D】令和 6 (2024) 年度地域連携を軸とした主な教育研究活動

連携先	活動内容
名取市	名取市産学官連携促進事業
有限会社まるしげ（漁亭浜や）	名取市常温商品開発プロジェクト
名取市	名取市産学官連携促進事業
株式会社一路	きくらげ給食啓発プロジェクト
宮城県農政部なりわい課	宮城県パートナーシップづくり事業 若柳蓬田中山間地域集落 農村体験事業
名取市教育委員会 塩竈市教育委員会	リモート学習支援
大衡村	地域イメージ動画作成プロジェクト
一社 Golazo!、Sendai Forz、株式会社 ベガルタ仙台、各市町村・教育委員 会、各支援学校	インクルーシブスポーツキャラバン
AKIU VALLEY 協議会 株式会社こだま	秋保地区未来創造事業 ・アキウ・ヒト・ツーリズムプロジェクト

A-2-③ 教育研究成果の地域への還元

【学術講演会】

各分野の研究者や総合人間科学研究機構所管の研究センター、図書館等が主催し、本学の研究成果を還元する講座等を実施している。表 A-2-E に学術講演会等の実績を示す。

【表 A-2-E】学術講演会等

年度	テーマ	受講者 (人)
2022	ユーラシア共同体の構築（オンライン併用）	50
	通常学級における自閉スペクトラム症の特性を有する児童に対する支援（オンライン併用）	300
	塩竈の観光を盛り上げる	70
2023	塩竈の観光を盛り上げる	100
	自閉スペクトラム症の子どもたちの強さや好みを生かした支援 ～通常学級での問題に対する具体的な支援・配慮について～	150
	リモート・オンライン技術を活用した子どもたちへの支援	80

～学校・家庭・大学・福祉多職種、多分野の連携～		
図書館連続講演会	12	
第1回 ウクライナ侵攻とプーチン外交の変貌	22	
第2回 戦争のない世界は実現可能か？	17	
第3回 生成AIの進化と私たちの未来	200	
ウクライナ&ロシア 子ども絵画展		
2024	子ども発達支援センター公開講座	200
通常学級の中で効果的な発達支援のポイントとその背景 ～「読み書き学習支援」と「コミュニケーション支援」を中心に～		
子ども発達支援センター公開講座	200	
「コミュニケーション」や「読み書き」の困難に対する効果的な発達支援について～代表的な事例の紹介を通して～		
図書館連続講演会		
第1回 健康で幸せな生活を送るために	10	
第2回 子どもと食生活	25	
第3回 豊かな人生と食事	30	
第4回 子どもと言葉	15	
夢見る校長先生 もっと学校を自由に	100	

【ボランティア活動】

本学は、学生の力を地域に還元するボランティア活動にも積極的に取り組んでいる。平成19（2007）年、平成20（2008）年に締結した仙台市教育委員会及び名取市教育委員会との連携協力に関する覚書に基づき、「仙台市の学生サポートスタッフ事業」や「名取市の学生サポートスタッフ・人材バンク事業」へのボランティア登録、学生の派遣を行っている。その他にも、教職課程センターと連携して、各自治体との協力体制を敷いており、宮城県内の小中学校からボランティアの要請があった際には、隨時ボランティア学生の募集を行っている。

令和5（2023）年度はコロナ禍が解消されたことから、募集件数が増加し、参加学生が少人数ずつに分散した傾向があった。表A-2-Fにボランティア実績を示す。

【表A-2-F】ボランティア実績

年度	日程	内容
2023	4/8	「なとり春まつり」運営補助
	4/29-5/1	「ARABAKIロックフェスティバル」運営補助
	6/16	「亘理郡中学校陸上競技大会」運営補助
	7/21-8/24	NPO法人中山街づくりセンター配膳・学習支援
	7/21	「西中田町内会夏祭り」運営補助
	7/22	下増田児童センター「しもフェス」ダンス出演
	7～8月	NPO法人コスモスクラブ運営補助

9/18	なとりの魅力創生課ボランティア運営補助
9/24	「とみざわマルシェ」運営補助
9/30	「東北未来芸術花火 2023」運営補助
9/30	なとり認定こども園「運動会」運営補助
9/30	下増田児童センター「子ども祭り」運営補助
10/1	仙台青年会議所青年部「杜の都 KIDS ウォークラリー」運営補助
10/1	「なとりん号 in イオンモール名取」運営補助
10/7	なとり認定こども園「運動会」運営補助
10/8	「閑上復興まつり～絆～」運営補助
10/29	「おおひらふるさと祭り」運営補助
11-2月	「けやきフレンド」派遣事業ボランティア
11/3	「2023 ふるさと名取秋まつり」会場設営・運営補助
11/10. 12	「ゆりが丘公民館祭」会場設営・運営ボランティア
2/17	「那智が丘公民館冬季なちリンピック」運営補助
通年	仙台市学生サポートスタッフ事業
通年	名取市学生サポートスタッフ事業
2024	7~2月 名取市学生ライター_名取市の魅力を名取市 SNS で発信
	7/21 名取市魅力創生課なとりむくむくプレパーク_運営補助
	9/14 NPO 法人せんだい杜の子ども劇場_運営補助
	9/23 えずこホール_体験型ワークショップスタッフ
	9/28 東北未来芸術花火ボランティア_設営・運営補助
	9/29 とみざわマルシェ_設営・撤収・運営補助
	10/5. 12 学校法人寿なとり学園、なとり認定こども園_イベント運営補助
	10/13-2/9 子ども地域食堂（にっこにこの会）_話し相手・調理補助等
	11/7. 10 ゆりが丘公民館まつり_設営・撤収・ブース運営
	11/9-10 社会福祉法人白石陽光園_福祉祭りの運営補助・障害者サポート
	11/16 名取市魅力創生課なとりむくむくプレパーク_運営補助
	12/1 仙台南部拠点地域おこし協力隊_運営補助
	1/11 ゆりが丘公民館新春のつどい会場設営・運営ボランティア
	2/23 柳生市民センターお化け屋敷_運営補助
	3/15-16 にやがまち縁日実行委員会_運営補助・ワークショップ展開
通年	仙台市学生サポートスタッフ事業
通年	名取市学生サポートスタッフ事業

学生有志によって構成されるボランティアチーム TASKI の令和 6 (2024) 年度の活動は、例年に引き続き、各企業並びに各町内会からの声がけによる活動が多くなった。地域コミュニティ再生に伴う活動と並行して、防災減災を伝承する活動を実践している。TASKI の活動は表 A-2-G の通り。

【表 A-2-G】ボランティアチーム TASKI 活動実績

年度	日程	内 容
2023	6/18	閑上バスツアーハーフ
	7/18	無印良品様による防災勉強会
	8/20	夏祭り運営ボランティア (閑上中央町内会主催)
	10/14	南光台中学校の中学生が作成する「伝承新聞」の取材のため、閑上をコーディネート (河北新報社「今できることプロジェクト」主催)
	11/5	東北みやぎ復興マラソンにおいて、閑上地区のエイドステーション運営 (復興マラソン実行委員会主催)
	11/26	防災訓練・炊出し訓練 (山元町内会主催)
	12/25	クリスマス会運営ボランティア (閑上中央町内会主催)
	2/5	まち歩きイベント参加 (山元町内会主催)
	2/11	かわまちテラスイベント出展 (実行委員会主催)
	2/14	アクアイグニスイベント参加 (河北新報社「今できることプロジェクト」主催)
	3/9	「仙台防災未来フォーラム 2023」ブース参加 (仙台市主催)
2024	5/13	宮城ボラ・インカレ出展 (仙台市ボランティアセンター主催)
	6/30	閑上バスツアーリハーサル
	7/6-7	イオン名取×無印良品イベント出展 (イオン×無印良品主催)
	8/18	閑上中央町内会夏祭り出店 (閑上中央町内会主催)
	8/24	山元町桜塚フェス運営ボランティア (東北まちラボ主催)
	10/6	閑上復興まつり～絆～運営ボランティア (実行委員会主催)
	10/20	山元町防災訓練炊出しボランティア (東北まちラボ主催)
	11/3	東北みやぎ復興マラソンエイドステーション運営 (実行委員会主催)
	11/21	仙台若者 SDGs アワード 2024_審査員特別賞受賞 (実行委員会主催)
	11/23	閑上バスツアーリハーサル
	12/14	閑上郷土料理教室①
	12/22	閑上中央町内会 Xmas 会_企画・運営 (TASKI 主催)
	2/15	閑上郷土料理教室②
	2/25	閑上中央町内会新年会_運営補助 (閑上中央町内会主催)
	3/8	仙台未来防災フォーラム出展 (仙台市主催)
毎月最終火曜日：閑上中央町内会「ほのぼの会 (お茶会)」参加		

A-3 地域に開かれた大学

A-3-① サテライトキャンパスの活用

A-3-② リカレント教育推進の取り組み

A-3-③ 学内外への情報発信

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① サテライトキャンパスの活用

令和元（2019）年4月、東北最大級の商業施設イオンモール名取に開設した「尚絅学院大学地域連携交流プラザ」は、全国のイオンモール初の大学キャンパスであり、本学におけるブランドコンセプトのビジョンにもなっている「キャンパスをひらく」の実践展開として、大学と地域をつなぎ、地域貢献・社会貢献の拠点となってきた。イオンモールとの契約満了に伴い、令和7（2025）年3月、仙台の交通の要衝である長町駅前に「尚絅学院大学長町サテライトプラザ」を移転開設した。学生が地域と交流する場や広報活動の拠点として展開するとともに、ゼミ活動や研究発表に加え、フィールドワークや生涯学習講座、各種イベントなど、地域と連携した多彩な学びを提供している。

A-3-② リカレント教育推進の取り組み

本学では、地域の方々の学びたい意欲を後押しする生涯学習講座を実施し、本学の所有する知的財産を地域社会に還元している。令和5（2023）年度からは社会人向け講座も開始し、より幅広い層に学びの機会を提供している。

【尚絅オープンユニバーシティ】

本学が主催し、本学の教員、元教員が講師を務める市民向け文化・教養講座を実施している。令和5（2025）年度からは語学講座を廃止し、大学ならではの講座として、英文学、発達障害の理解と支援、韓国文化、美術教員によるデッサン等の講座を展開している。表A-1-Bに尚絅オープンユニバーシティ講座の実績を示す。

【表A-3-A】尚絅オープンユニバーシティ講座

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
講座（数）	33	32	31	25	32	28	19
受講者（人）	2,882	2,404	1,663	1,523	2,281	2,008	1,642

【みやぎ県民大学講座】

平成16（2004）年度の宮城県教育委員会との連携協力締結に基づき、現在に至るまで一般市民を対象に実施している。本学教員の専門性を活かし、県民の学習ニーズに合った講座を開講している。令和元（2018）年度以降の表A-3-Bにみやぎ県民大学講座の実績を示す。

【表 A-3-B】みやぎ県民大学講座

年度	テーマ	受講者(人)
2018	文学講座「人・こころ・文学」(3回連続講座)	699
	「こころ」と「からだ」～よりよく生きるために～(6回連続講座)	383
2019	文学講座「人・こころ・文学」(3回連続講座)	224
	「こころ」と「からだ」～よりよく生きるために～(6回連続講座)	154
2021	SDGs(国際理解)～世界を読む～(4回連続講座)	61
	文学講座「人・こころ・文学」(3回連続講座)	54
2022	公共社会学と地域社会(4回連続講座)	59
	文学講座「人・こころ・文学」(3回連続講座)	75
2023	SDGsと地域防災(4回連続講座)	59
2024	災害時の避難を考える(4回連続講座)	46

【名取市民大学講座】

名取市民大学講座は平成30(2018)年度より名取市委託事業として行っており、地域が抱える課題をテーマに専門的な見地からアプローチした講座を展開している。名取市民大学講座の実績は表A-3-Cの通りである。

【表 A-3-C】名取市民大学講座

年度	テーマ	受講者(人)
2018	食物繊維のすすめ	37
	いじめ-集団の病理-	30
	津波避難行動に学ぶ防災行動	21
	名取市をフェアトレードタウンに！	19
2019	楊貴妃と則天武后	66
	日本人の長寿を支える健康な食事とは？	49
	豊かな心を支える五感と感性の不思議(1)	38
	豊かな心を支える五感と感性の不思議(2)	43
	子どもの肥満予防を考える	21
2021	一人ひとりに合わせた体重管理について考える ～健康的に減量したいと思いませんか？～	38
	社会的養護における“養育のいとなみ”的意味を考える ～子どもの育ちを支えるために～	11
	東日本大震災からの復興を考える(オンラインへ変更)	11
	発達障害を有する子どもの支援～学習面と生活面からの	29

取組～		
2022 (オンデマンド 含む)	フレイル予防と健康食品 ～宣伝効果に騙されず、上手に付き合おう～	31
	注目食材キクラゲを学ぼう	23
	子どもの成長・発達を支える保育者の専門性	20
	発達障害・知的障害を有する子どもの青年期の支援 ～仲間関係の発達から～	29
2023 (オンデマンド 含む)	ヤングケアラーの支援を考える	35
	児童虐待を防ぐために地域ができること	35
	豊かなスポーツライフを実現するための今後とこれから	22
	ディアスポラの生き方と国民国家～離散のユダヤ人とイスラエル国～	24
2024	いきものたちとの”ご近所づきあい”	42
	心の病気を抱える人にどう寄り添うか	61
	水環境と人びとの暮らし	37
	食事でつくる元気な未来	54

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
講座 (数)	4	5	4	4	4	4	4
受講者 (人)	107	214	55	47	103 (うち オンデ マンド 53)	176 (うち オンデ マンド 111)	194

【学都仙台コンソーシアム サテライトキャンパス公開講座】

学都仙台コンソーシアムの事業として実施するサテライトキャンパス講座は、学都仙台コンソーシアムに加盟する大学等で講座運営を行い、一般市民の受講生のために大学構内とは別の場所に設けられた教室で開講しており、本学教員の専門性と学類・学科の特色を活かした講座を開講している。学都仙台コンソーシアム サテライトキャンパス公開講座の実績は表 A-3-D の通りである。

【表 A-3-D】学都仙台コンソーシアム サテライトキャンパス公開講座

年度	テーマ	受講者 (人)
2017	共同体を哲学する	22
2018	英語多読法～簡単な英語から始めれば英語力は確実にアップする	112
	こころとからだをつなごう～動作法を学ぶ講座～	
2019	こころとからだをつなごう～動作法を学ぶ講座～	34
2021	学校教育の国際的動向と日本の課題	13
	最新医科学が明かす骨の驚くべき役割～内臓としての骨 ver1.0	27
	再生可能エネルギーと地域再生	17
2022	進化から見る人間の記憶	30
	最新医科学が明かす骨の驚くべき役割～内臓としての骨 ver2.0	29
2023	最新医科学が明かす骨の驚くべき役割～内臓としての骨 ver3.0	31
	アメリカ文学とサンタクロース	24
2024	プラグマティズムで考える、ICTと教育の関係	8
	アメリカ文学とサンタクロース	26

【社会人向け講座】

令和5(2023)年度からは社会人向け講座を開始した。地域社会の発展を担う人材のリスクリングに貢献している。

【表 A-3-E】社会人向けリスクリング講座

年度	テーマ	受講者 (人)
2023	地域経済活性化・デジタル人材育成プログラム (全3回)	20
2024	数学を使わないデータサイエンスとWell-being (全2回)	23

A-3-③ 学内外への情報発信

これらの活動については、「尚絅学院大学 地域連携事業報告書」を作成し、大学ホームページに掲載しており、本学の地域実践、地域連携への取り組みについての理解を促している。【資料 A-3- : 大学ホームページ 尚絅学院大学地域連携事業報告書 2023】また、長町サテライトプラザの開業を機にSNSの活用もはじめている。【資料 : 尚絅学院大学地域連携事業報告書】

[基準 A の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の中期計画では「建学の精神を堅持し、学修者中心の教育のさらなる推進と共に、研究、地域共創等の活動を活発化し、社会から必要とされる大学であり続ける」を骨子としており、上記に述べた取り組みを行っている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 6 (2024) 年度の外部評価委員会では、本学の地域連携活動を紹介し、高い評価を得たが、まだまだ地域からの認知が低いとの指摘を受けた。

地域連携方針の全学的な共有や、具体的な取組・KPI の設定、カリキュラムへの明確な位置づけが課題として挙げられた。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

地域連携方針の明確化と全学的な共有を進めるとともに、具体的な取組内容や KPI の設定などを検討していく。

大学ホームページの改訂だけでなく、SNS や広報など、様々な媒体、機会を利用して、地域連携の成果を学内外に広く発信し、本学の活動に認知向上を図っていく。

基準 B. デジタル化の推進と情報教育の充実

B-1 インフラの整備（管財課）

B-1-① ネットワーク通信容量の拡大

B-1-② ネットワーク開通エリアの拡大

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、令和 3 (2021) 年度より情報通信ネットワーク整備を推進し、多様な学習方法に対応するためのアクセスポイントの増設などの整備を行っている。一定の効果は見られたものの、近年は教育活動の利用区画を中心に、キャパシティ上の課題が顕在化しており、令和 6 (2024) 年度より幹線部も含む、情報通信ネットワーク全体の見直しを検討してきた。現状分析に基づく検討の結果、これまで行ってきた接続ポイントの拡大整備に加えて、対外接続の高速通信帯域の確保とネットワーク基盤の幹線・支線の再設計が必要であることが判明した。早急に実施するよう構想を進め、令和 7 (2025) 年度の「情報通信ネットワーク再構築事業」を次の通り計画し令和 7 (2025) 年度の整備予算を確保した。

B-1-① ネットワーク通信容量の拡大

(1) 対外接続(インターネット回線)の高速通信帯域確保

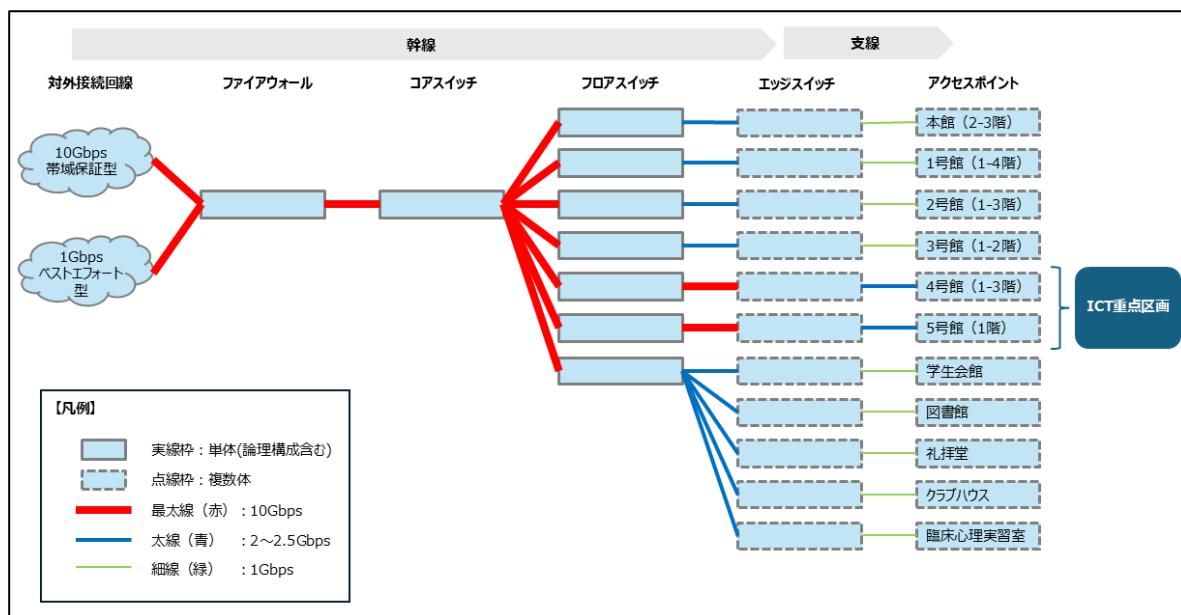
- ・主回線の 1Gbps 帯域保証型と副回線の 1Gbps ベストエフォート型の回線契約から、主回線を 10Gbps 帯域保証型に増速。

(2) 幹線の増強のための機器整備

- ・ルータ機能を持たせるファイアウォールを 10Gbps 対応の機種に更新。

- ・回線とファイアウォール間、ファイアウォールとコアスイッチ間を 10Gbps 対応に敷設。既に 10Gbps に対応しているコアスイッチとフロアスイッチ間を含め、フロアスイッチまでの幹線の上流・中流部をすべて 10Gbps 対応。
- ・ICT 重点区画として、大規模・中規模教室が多く、教育活動での利用頻度が高い 4・5 号館を「ICT 重点区画」と位置づけ、当該区画のみをフロアスイッチからエッジスイッチ間を 10Gbps 対応。さらに当該区間は、エッジスイッチから無線アクセスポイント間を 2.5Gbps 対応。

【図 B-1-A】ネットワーク容量拡大に向けた実装イメージ



B-1-② ネットワーク開通エリアの拡大

- ・ネットワークの増強においては支線を増設するとともに無線アクセスポイントを追加設置し、より多くの教育活動に活用できる環境を整備。
- ・4号館（1～3階）、5号館（D講堂、E講堂）、図書館（2階）に無線アクセスポイントを追加

B-2 システムの活用

B-2-① 教学システムの適切な導入・運用状況

B-2-② 教学システムのアドバイジング活用とディプロマ・サプリメントの発行

(1) B-2 の自己判定

基準項目 B-2 を満たしている。

(2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-2-① 教学システムの適切な導入・運用状況

本学では、教務課が主体となって、以下の教学システムの管理・運用を行っている。

【主要システム】

- ・Campusmate-J（平成 28（2016）年度導入）：教務基幹システムとして学籍・成績管理の中核

- CoursePower（令和2（2020）年度導入）：学習支援システムとして、コロナ禍における遠隔授業対応のため緊急導入
- 学修成果可視化システム/Assessmentor（令和5（2023）年度導入）：教学マネジメントのPDCAサイクル実現・認証評価対策のために導入

【連携システム】

- 証明書発行システム：学生サービス向上のため自動発行機により迅速な証明書発行を実現
- 出席管理システム：学生の出席状況把握と中退防止対策のためのデータ収集として導入
- 就職システム/キャリタス UC：キャリア支援強化のため就職活動支援と情報共有を目的に導入
- 時間割システム：時間割編成の効率化を目的に導入

基幹教学システムとしてCampusmate-J（学生ポータルシステム）とCoursePower（学習支援システム）を連携運用し、学生の履修登録、時間割、成績照会、シラバス照会、掲示物確認、授業資料配信、レポート・課題テスト提出、授業連絡、質問受付・回答、出席登録等、多様な教学活動をWeb上で円滑に実施している。これらのシステムは、新型コロナウイルス感染症拡大時を契機とし、災害時等での非対面型授業の実施においても重要な役割を果たし、教育継続を支える基盤として機能している。

教職員間での学生の出席状況等の情報共有も可能となっており、学生の学習状況把握における重要な役割を担っている。また、保護者ポータルサイトを開設し、保護者が学生の履修状況、成績状況、出席状況を随時閲覧できる体制を整備している。

現行の教学システムは基本的な教務機能を適切に提供し、学生の学習活動と教職員の業務を支援していると評価できる。

B-2-② 教学システムのアドバイジング活用とディプロマ・サプリメントの発行

本学では、学生個々人に最適化された学びと学生支援を実現するため、教学システムデータのアドバイジング活用を積極的に進めている。「Campusmate-J」では学生の基本情報を一元化・可視化し、「CoursePower」で学修行動や履歴を可視化することで、学生情報の「見える化」を推進している。

令和5（2023）年度後期より導入したAssessmentor（学修成果可視化システム）により、学生の学修状況の把握と学生指導での活用環境が向上した。同システムの主な機能は以下の通りである。

- 学生の学修計画と振り返りの蓄積
- 教職員との情報共有機能
- SPレーダーと授業評価アンケートのWEB実施及び結果参照・分析
- 成績評価によるディプロマ・ポリシーの定着率可視化

これにより、学生は将来の夢や目標、学修計画を入力し（PLAN）、授業や課外活動への取り組みを入力することで（DO）、自己評価や教員による評価を蓄積することが可能となった。また、全学的なアドバイジング活用に向け、年に2回のアドバイザ一面談において、学生は授業や大学生活について振り返りを行い（CHECK）、その振り返りをもとに改善し、次のステップへとつなげている（ACTION）。これにより、多様な学びをカスタマイズし、学修PDCAサイクルを促進している。これらのデータ活用により、学生状況を適切に把握し、個別最適化な学びを構築するとともに、カリキュラム全体の効果を可視化し、継続的な活動向上へとつなげていくことが可能となった。本取り組みは、アドバイザーや各課職員が連携し、休退学防止、多様な学生への対応、多様な学び・キャリア支援など、学修・学生支援の最適化を目指すものである。

【図 B-2-A】Assessmentor 画面イメージ
面談で目標と学修計画を確認し、アドバイジングの記録を蓄積

1年間の目標・計画と振り返りを記入します。

将来の夢、目標

保育士・幼稚園教諭
子どもと同じ立場に立って、子どもに寄り添い同じ目線で考えられる保育者になること

1年次の目標を記入してください。

必須 Q1 授業や学修面において取り組みたいこと
後から見返したときに見やすく丁寧で分かりやすいノート作り

必須 Q2 課外活動や大学生活全般で取り組みたいこと、挑戦したいこと
サークルか実行委員などに所属して交友関係を広げる・たくさんの人と関わる

2025/04/03 15:43:34

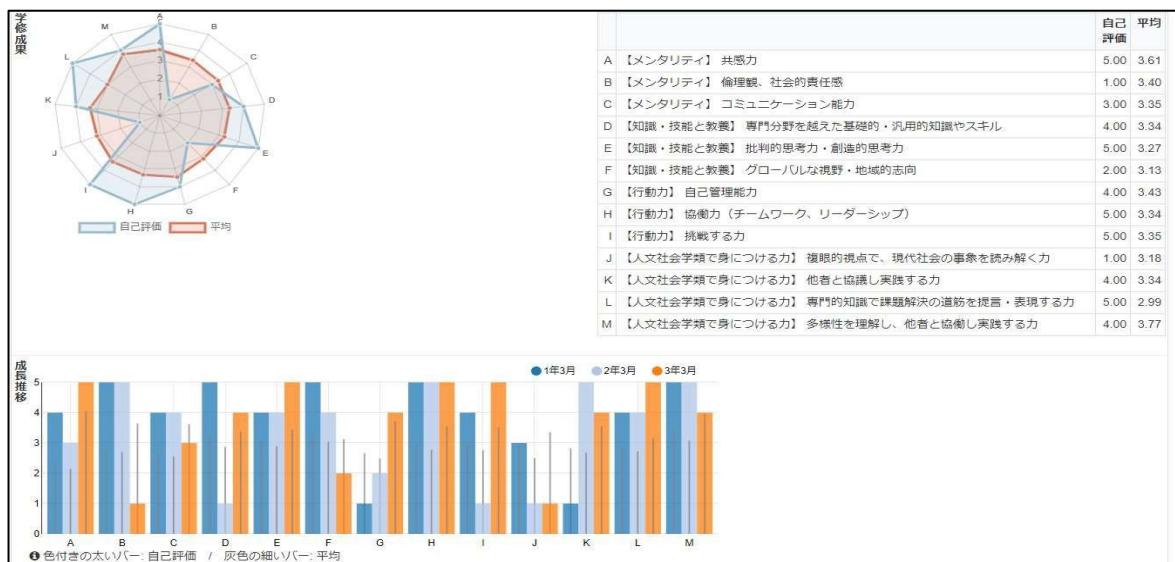
コメント

通学時間が長いのが大変ですが、保育に関する授業は楽しく受けられているようですね。
地元で保育者になるという目標に向けて頑張っていきましょう。
尚志祭実行委員にもなり、たくさんの経験を積んで行けそうですね。
2025年5月13日面談実施

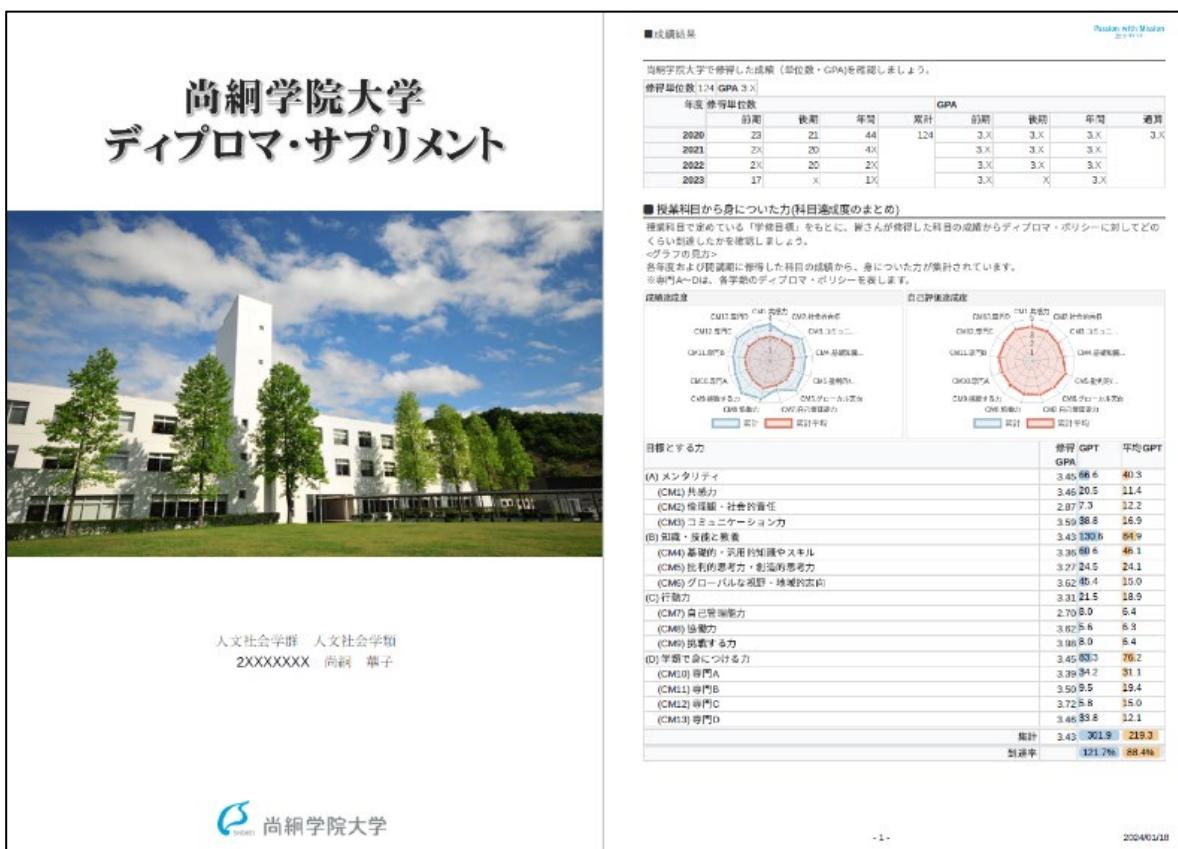
また、Assessmentor により、SP レーダー（本学 DP 達成度を可視化）、PROG（外部アセスメントテスト）の結果、課外活動ポートフォリオ、授業評価アンケート、成績評価を統合し、学生の学修成果を一元的に可視化している。令和 5 (2023) 年度卒業生より、成績とディプロマ・ポリシーの情報を含めたディプロマ・サプリメントの発行を開始した。これにより、学修成果の外部提示が可能となり、学生の学修成果の客観的な証明が実現している。

・外部アセスメントテスト結果の統合表示

【図 B-2-B】Assessmentor 画面イメージ



【図 B-2-C】ディプロマ・サプリメント発行イメージ



B-3 情報教育の充実

B-3-① 情報教育の現状とこれまでの取り組み

B-3-② 持続可能な情報教育体制の構築に向けて

(1) B-3 の自己判定

基準項目 B-3 を満たしている。

(2) B-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-3-① 情報教育の現状とこれまでの取り組み

a) 情報教育基盤の整備と運営体制

情報システムセンター (ISC) が全学共同利用のコンピュータ実習室の管理運営を行っている。実際の業務は業務委託により配置された ISC スタッフが担当し、コンピュータ実習室の環境整備、操作相談対応、全学的な視聴覚備品の貸出・管理、ネットワーク関連機器やサーバーの保守といった情報関連施設・設備の日常管理を通じて、安定的な情報教育環境を提供している。

情報教育の全学的な推進体制を強化するため、令和 5 (2023) 年度には情報教育推進委員会（情報システムセンター長が委員長を兼務）を設置した。同委員会は、情報教育の企画・運営・評価を組織的に行う体制として機能しており、各学類からの代表者と情報教育担当教員により構成されている。

尚絅コモンズ構想の一環として、図書館以外の講義棟にも自習室（ラーニング・ステー

ション、ラーニング・スポットなど) や飲食可能な学習スペースを設置し、授業外学習を促進する多様な学習環境の充実を図ってきた。

b) 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの構築と体系化

デジタル社会で不可欠な情報技術の活用能力を育成するため、教養教育課程において情報教育プログラムの充実を図ってきた【表 B-3-A】。

令和 2 (2020) 年度には「AI 社会とデータサイエンス」を教養教育課程の必修科目として設置し、令和 5 (2023) 年 8 月には文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度 (MDASH)」(リテラシーレベル) の認定を取得した。

情報教育の体系化をさらに進めるため、令和 5 (2023) 年度には教養教育科目・尚絅 STEAM に情報科学科目群を設置した。これにより、基礎的な情報リテラシーから応用的な情報技術まで、段階的に学習できるカリキュラム体系を構築している。

MDASH (リテラシーレベル) の必須項目である実データを用いたデータ分析演習に対応するため、令和 4 (2022) 年度は暫定的に 1 年生前期の必修科目「基盤演習 I」に Excel 演習を組み込んだ。令和 5 (2023) 年度には「基盤演習 I」から情報リテラシーの内容を独立させ、全学類必修科目「情報リテラシー」を新設した。

同科目の教材は情報教育推進委員会が準備し、全担当教員に統一的に提供している。教材には、オンデマンド利用できる Office アプリ演習の解説動画も含まれており、学生はインターネットを介して好きな時間・場所で参照することができ、自主的な演習をサポートしている。

「情報リテラシー」では、Excel などの Office アプリ演習に加え、情報倫理と情報セキュリティの基礎的内容も組み込んでおり、学生が現代社会において適切かつ安全に情報技術を活用するための基盤的な知識と技能を総合的に修得できる体系的なカリキュラムを構築している。

これらの取り組みにより、学生は入学早期から体系的な情報教育を受けることができ、その後の専門教育や社会活動において必要となるデジタルリテラシーを確実に身につけることが可能となった。

c) BYOD (個人端末活用) の段階的導入と ICT 基盤整備

令和 2 (2020) 年度から段階的に BYOD (Bring Your Own Device) を導入し、令和 6 (2024) 年度には全学類の新入生への展開が完了した。心理学類では令和 2 (2020) 年度から、健康栄養学類、学校教育学類、子ども学類では令和 5 (2023) 年度に開始され、4 年生までのすべての学年への導入完了は令和 9 (2027) 年度の予定である。

BYOD 導入に備え、令和 2 (2020) 年度から順次 Wi-Fi アクセスポイントの増設や情報関連機器の更新などの設備投資を実施した。特に令和 5 (2023) 年度には 5 号館全教室と 4 号館 1 階教室の Wi-Fi アクセスポイントを更新・増設し、キャンパス内全域で Wi-Fi 電波強度・品質計測を実施した。さらに、ネットワーク統合監視ツールである Zabbix を導入し、キャンパス情報ネットワークのトラブル検知と迅速対応体制を整備した。

教育環境の充実を図るため、令和 5 (2023) 年度には Microsoft 365 Apps ライセンスを導入し、全教職員・学生が最新の Office アプリケーションを利用できる環境を整備した。これにより、授業内外での統一的なソフトウェア環境が実現され、情報教育の質的向上と学習継続性の確保を図っている。

BYOD の課題である学生の私用 PC 故障等による授業参加への支障に対応するため、令和 6 (2024) 年 10 月に当日限定のノート PC 貸出制度を開始した。また、令和 5 (2023) 年度にはパソコンおよびスマートフォンに対応した尚絅学院大学 Q&A サイトを開設し、パソコンの設定や Office のインストール方法などの IT サポートに加え、教務、学生生活やキャリアサポートなど、大学生活全般をサポートする総合的な情報ポータルとして運営している。毎月検索キーワードやヒット率などを分析し、利用状況に応じたコンテンツの追加・更新を継続的に行っている。

【表 B-3-A 本学における情報教育推進の取り組み】

2020 年度	教養教育科目に「AI 社会とデータサイエンス」(全学類必修)を新設 心理学類で BYOD 開始
2022 年度	「AI 社会とデータサイエンス」シラバス共通化 (MDASH 申請準備) Excel 演習 (入門レベル) を全学類で必修化 (共通教材)
2023 年度	情報教育推進委員会設置 (前身は情報教育 WG) 教養教育科目・尚絅 STEAM に情報科学科目群を設置 教養教育科目「情報リテラシー」を新設 (全学類必修、共通教材) 情報教材「日経パソコン Edu」を教科書指定 Microsoft 365 Apps ライセンス導入 (全教職員・学生が利用可能) 健康栄養学類、学校教育学類、子ども学類で BYOD 開始 5 号館全教室と 4 号館 1 階教室に Wi-Fi アクセスポイント増設 文部科学省 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度 (MDASH) (リテラシーレベル) 認定 キャンパス内全域で Wi-Fi 電波強度・品質計測 情報ネットワーク整備中期計画 (ロードマップ) の策定 尚絅学院大学 Q&A サイトの開設 ネットワーク統合監視ツール Zabbix を導入しトラブル迅速対応体制を整備
2024 年度	BYOD を全学類に展開 学生 Wi-Fi システムの運用体制強化および接続環境の最適化

B-3-② 持続可能な情報教育体制の構築に向けて

尚絅学院大学は、急速に進展するデジタル社会において、情報教育を重要な教育基盤として位置づけ、そのさらなる充実と発展を目指し、以下の計画を推進していく。

a) 情報教育の高度化とカリキュラム改革

文部科学省が推進する「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度 (MDASH)」の応用基礎レベルへの展開を最重要課題と位置づけ、実践的な情報処理スキルを備えた人材育成を目指す。

この目標達成のため、実践 AI&データ探究コースの設置を計画している。同コースは、教養教育科目に新設される共通の情報系科目と、各学類の専門分野における情報関連科目で構成される。学生は以下の実践的な能力を身につけることを目指す。

- ・データの分析・活用力
- ・情報セキュリティ対応力
- ・データに基づく問題解決力
- ・AI 活用力（基礎理解と実践）

令和 8 (2026) 年度の教養教育課程カリキュラム改正に向けて、これらの情報教育を組み込む準備を進めていく。また、学生の IT リテラシー向上を測る指標として、IT パスポート試験の合格者数増加を目標に設定し、推進する。

b) 教育方法の多様化と学習環境の充実

授業形態においては、オンデマンド授業の拡充を図り、学生がより柔軟に学習できる環境を整備していく。

令和 6 (2024) 年度に本格化した BYOD に関する学生からの意見・要望を継続的に把握し、緊急性の高い課題については速やかに改善に努める。学生・教員からの要望が高い Wi-Fi 環境の整備をさらに促進し、特に令和 7 (2025) 年度には幹線ネットワークの増強を行い、一通りの整備を完了させる予定である。

c) 产学連携の強化と新たな組織体制の構築

地域の IT 企業や自治体等と連携し、実際の課題に対してデータを活用した解決策を提案する課題解決型学習 (PBL) の導入を検討する。新設科目におけるグループワークを通じて、実務で求められる情報処理スキルと問題解決能力を育成することを目的としている。

全学的な情報教育を統括するため、情報教育センター（仮称）の設置を目指す。同センターを中心に情報系専任教員を配置し、より専門性・実用性の高い情報教育を実施していく方針である。

現在、契約の関係で授業サポートに入っていない情報システムセンター (ISC) のスタッフについて、授業作成を含む運営に必要なサポート体制の構築を検討していく。

[基準 B の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・ネットワーク・ICT 環境の整備

対外接続の 10Gbps 化、学内ネットワーク幹線・支線の全面的な再設計。加えて、教育活動の頻度が高い大規模教室を「ICT 重点区画」として位置づけ、より高効率な通信環境を構築することで、全体最適と局所強化を両立できたと評価する。

- ・教学システムの統合と柔軟な遠隔授業対応

教学システムを基盤に履修・成績・シラバス・出席等を一元管理し、遠隔授業にも柔軟に対応できる体制を整備した。さらに Assessmentor 導入により学修成果を可視化し、アドバイジングやディプロマ・サプリメント発行に活用することで、学生支援と教育の質保証に特色を発揮している。

- ・教養教育における特色ある科目設置と ICT 教育基盤を支える学習環境の整備

教養教育科目において、令和 2 (2020) 年度に全学類必修科目「AI 社会とデータサイエンス」を設置し、令和 4 (2022) 年度までの実施実績に基づいて令和 5 (2023) 年 8 月に文部科学省 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度 (MDASH) (リテラシーレベル) の認定を取得した。令和 5 (2023) 年度には「情報リテラシー」を新設し、体系的な

情報教育を展開している。Microsoft 365 Apps 全学導入による統一的学习環境の構築、Wi-Fi 整備の推進、令和 6 (2024) 年度の全学類で BYOD 導入完了により、安定的な教育基盤を確立した。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・学内 WiFi の整備に関する課題と対応

学生アンケート結果等により、以前から学内 WiFi の増強が求められ、都度小規模な増強をしてきたが必ずしもニーズに追いついていないという課題があった。今回の整備で抜本的な増強を行うことにより課題はクリアされると考える。

- ・教学システム (Campusmate-J) の問題点

現行システム Campusmate-J では処理速度の遅延や頻発するエラー、モバイル非対応等が業務効率を阻害しているとの指摘が多い。また複数システムに分散した運用が煩雑で、学生の通知見落としや教職員の負担増にもつながっている。

- ・情報教育に関する課題と方向性

MDASH 応用基礎レベルへの段階的発展が最重要課題として位置づけられている。情報教育カリキュラム充実の一方で、情報系専任教員の配置不足、産学官連携による実践的なPBL 導入の必要性、情報教育を全学的に統括する組織体制の構築、ISC スタッフによる授業サポート体制の強化などが課題として挙げられている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・学内 WiFi サービスの改善

学内 WiFi サービスが不十分とのイメージを払拭すべく、学内はもちろんのこと、大学ホームページや SNS など様々な媒体を利用して本学の情報インフラの充足度 PR を検討していく。

- ・教学システムの更新 (令和 9 (2027) 年度)

令和 9 (2027) 年度での新教学システムへの入れ替えに向け、教学システム更新委員会を立ち上げる。操作性・安定性・モバイル対応を重視しつつ、業務プロセスの見直しと統合化、丁寧な研修とサポート体制の構築により移行を円滑に行っていく。また、AI 等の先進技術を段階的に導入・活用していく予定である。

- ・情報教育の強化 (令和 8 (2026) 年度以降)

令和 8 (2026) 年度に「実践 AI&データ探究コース」を新設し、MDASH 応用基礎レベルの認定取得 (令和 11 (2029) 年申請予定) を目指す。情報教育を全学的に統括する組織として、情報教育センター (仮称) 設置を計画している。また、産学官連携による PBL 導入を検討している。

V. 特記事項

1. 学群・学系制による横断的な学び

本学では、学修者本位の教育を実現するために、学生が自分の目標や興味に合わせて、学びたい学問領域を柔軟に選択できる教育システム（学群・学系制）を導入している。資格取得を志す学生には、実績ある養成課程（公認心理師、教員養成、保育士、管理栄養士）で専門的知識と技術修得のための学びの場を、将来の可能性を模索している学生には、幅広い学問分野と現場体験の中から自分の将来を最適化する学びの場を提供している。

分野横断的な学びのシステムとして、他学類開放科目を多く設定しており、学生は自分の所属学類以外の授業科目を、自分の興味・関心にあわせて履修することが可能となっている。また、学系制の教員組織であることを活かし、専門分野が異なる複数の教員が1つの授業を担当する科目を開設している。例えば、健康栄養学群の「食品開発論」では、食品化学と経営学の教員が、心理・教育学群の「多世代交流論」では、社会学、心理学、保育学の教員が、それぞれの専門分野の視点を交えて授業を行い、学生は1つの科目の中で分野横断的な学びを体感することが出来ている。

2. SDGsへの取り組み

本学では、建学の精神「キリスト教の精神に基づき、他者と共に生きる」に通底する「地球上の誰一人として取り残さない」というSDGsの理念に賛同し、グローバルな視点を持ちつつ、SDGs 17 のゴールの中から東北の諸課題の解決に焦点を当てた教育・研究活動に取り組んでいる。その取り組みは、本学の学生・教職員の諸課題の解決に向けた教育・研究活動のみならず、一般市民の方へSDGsへの理解や課題解決に向けた実践を促す働きかけに繋がっている。

学生の学びでは、本学の学びとSDGsとの関連を意識するよう、授業科目にSDGsの17のゴールを設定しシラバスに明示している。大学全体の活動では、宮城県内の中心街にある商店街を会場に、毎年「SDGs マルシェ」を開催しており、令和6（2024）年度で9年目を迎える恒例のイベントになっている。この活動は、本学学生・教職員の他、県内の企業・行政、活動団体、高校生等のSDGs活動紹介の場として活用されており、イベントを見に来た一般市民をも交えて、広くSDGsへの理解と実践の場となっている。

3. 地域実践、地域連携への取り組み

本学では、「地域・社会貢献」を「教育活動」「研究活動」に並ぶ本学の第三の柱と位置づけ、地域の人材育成と諸課題の解決に向けて取り組んでいる。令和6(2024)年度の本学所在地県内での教育・研究・課外活動の回数は210回を超えており。その活動内容は、授業でのフィールドワーク、企業等との連携・協力事業、教員による公開講座・生涯学習講座の実施、学生の地域活動など多岐にわたっている。

これらの活動については、「尚絅学院大学 地域連携事業報告書」を作成し、大学ホームページに掲載しており、本学の地域実践、地域連携への取り組みについての理解を促している。